令和８年度第１回廃棄物減量等審議会　審議資料

１．裾野市一般廃棄物処理基本計画について
２．裾野市のごみ処理の状況
３．当初計画の概要と計画に基づく取り組みの評価
４．一般廃棄物処理基本計画の見直し方針について
５．生活排水処理基本計画について

裾野市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて

１．裾野市一般廃棄物処理基本計画について

（１）計画策定の趣旨

本市の廃棄物処理は、令和４年３月に策定した「裾野市一般廃棄物処理基本計画」（以下「当初計画」という。）に基づき、市民・事業者・行政の連携・協働のもと、廃棄物の発生抑制、資源循環及び適正処理に取り組んでいます。

本計画は、廃棄物処理法第６条に基づき、環境負荷の少ない循環型社会を構築し、良好な環境を将来世代へ継承するため、市民・事業者・行政が連携して取り組むための指針として策定しているものです。

（２）計画の位置づけ

本計画は、第３次裾野市環境基本計画の個別計画として位置付けられます。

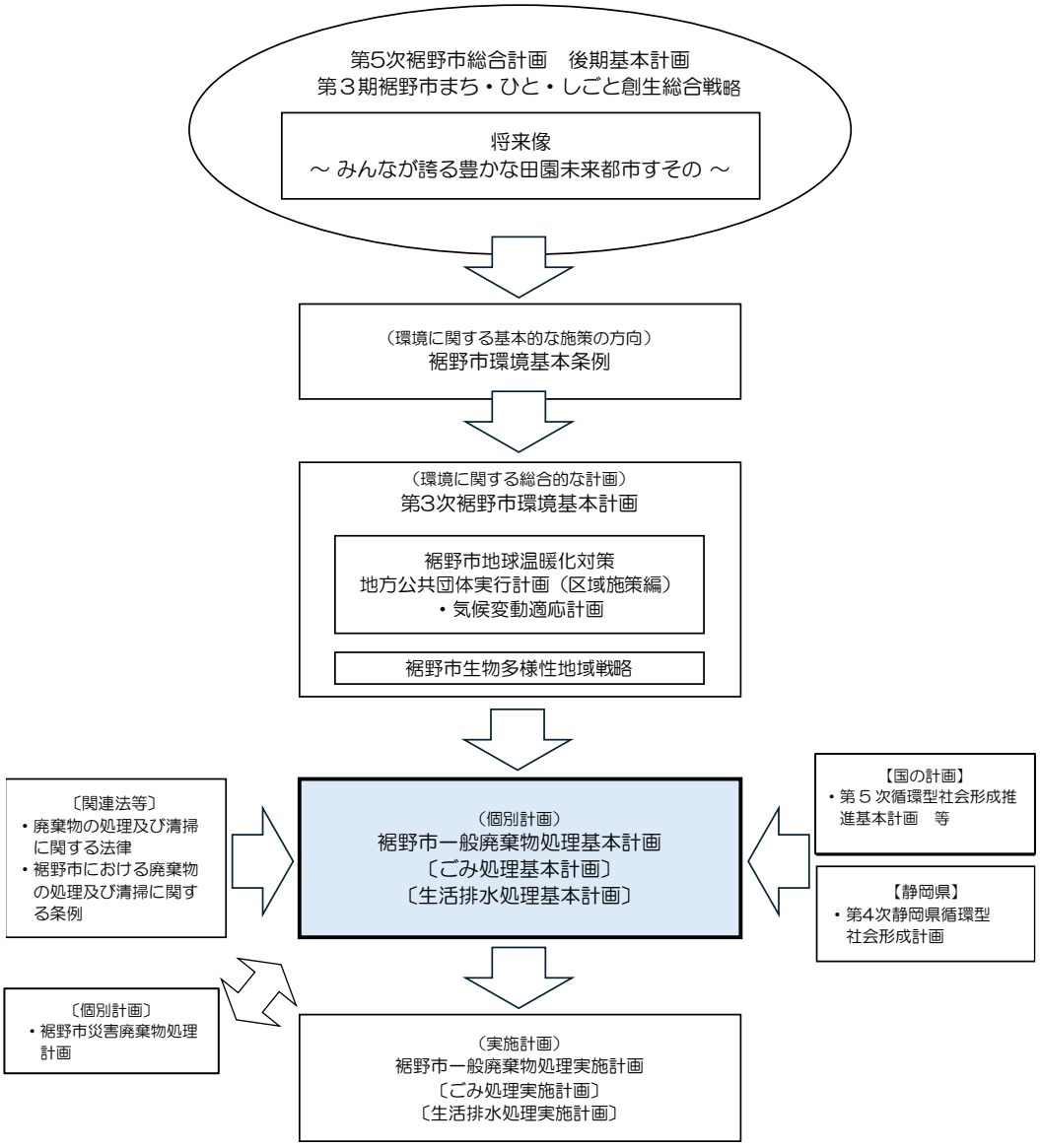


図１－１　計画の位置付け

（３）計画期間及び目標年度

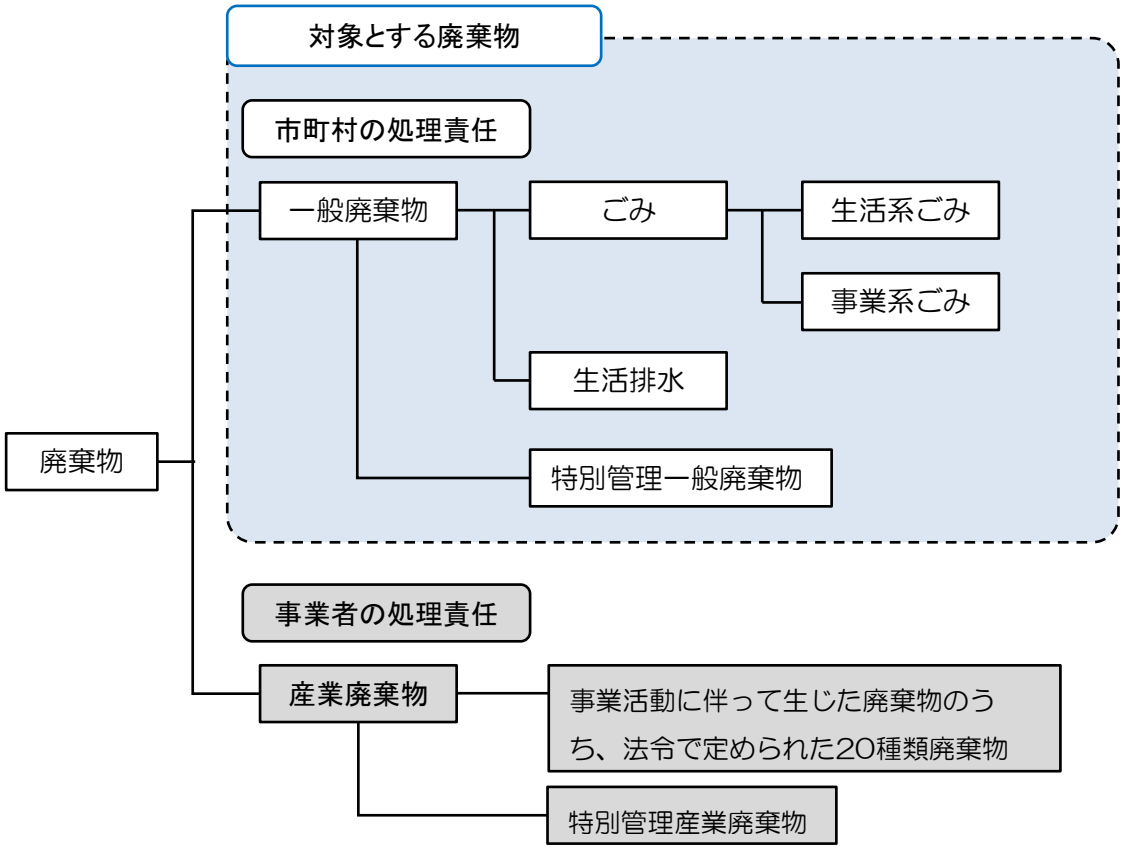
本計画は、令和 13 年度を目標年度とする 10 年間の計画です。当初計画の施策の実施状況などを点検評価し、その結果を踏まえて計画の見直しを行うこととなっています。



図１　計画目標年度と計画期間

（４）計画の対象廃棄物

本計画で対象とする廃棄物は、ごみと生活排水を含む「一般廃棄物」としています。一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物のことを指します。



（資料：廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃棄物処理法施行令第１条、第２条の４）

図１－６　対象廃棄物

（５）廃棄物減量等審議会の役割

本審議会は、市の一般廃棄物の減量及び処理に関する重要な事項を審議するために設置されるもので、今回は市が策定する一般廃棄物処理基本計画の見直しにあたり、その方針や施策について、市長からの諮問に応じて審議するものです。

＜参考＞
〇裾野市における廃棄物の処理及び清掃に関する条例
廃棄物減量等審議会）
第９条　一般廃棄物の減量及び処理に関する重要な事項を審議するため、裾野市廃棄物減量等審議会（以下「審議会」という。）を置く。
２　審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、裾野市廃棄物減量等審議会条例（平成８年裾野市条例第５号）で定める。
（一般廃棄物処理計画）
第12条　市は、法第６条第１項の規定に基づき、本市の区域内における一般廃棄物処理計画を定めるものとする。
２　一般廃棄物処理計画は、基本的事項について定める基本計画及び基本計画の実施のため必要な各年度の事業について定める実施計画に分けて定めるものとする。
３　市長は、一般廃棄物処理計画を定めたとき又は変更したときは、これを告示する。

〇裾野市廃棄物減量等審議会条例
（趣旨）
第１条　この条例は、裾野市における廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成８年裾野市条例第４号）第９条第２項の規定に基づき裾野市廃棄物減量等審議会（以下「審議会」という。）の組織その他必要な事項について定めるものとする。
（任務）
第２条　審議会は、市長の諮問に応じて、裾野市における廃棄物の処理についての方針、計画及び施策等を審議する。

２．裾野市のごみ処理の状況

（１）生活系ごみの排出方法

生活系ごみの排出容器、排出場所、収集回数などの排出方法は、表３－３に示すとおりです。

表３－３（１）　生活系ごみの排出方法（その１）

<table>
<tr><th colspan="3">区分</th><th>排出方法</th><th>排出容器</th><th>排出
場所</th><th>収集
回数</th></tr>
<tr><td colspan="3">燃えるごみ</td><td>・指定袋※（燃えるごみ用）に区名と氏名を記入して出す（指定袋に入らないものは束ね、区名と氏名を書く）
・金属類があるものは必ず取り外す
・一度に出せるのは約 30kg まで
・板、竹、枝は長さ 50cm、幅 30cm 以下に束ねる
・木の幹は直径 10cm 程度に割って、長さ50cm、幅30cm 以下に束ねる
・剪定木が大量に発生した場合、裾野市美化センターへ搬入する（長さ 50cm、幅 30cm 以下）
・ホースなどの長いものは 50cm 以下に切る
・布団、ござ、カーテン、カーペット（小）は１回につき、１枚ずつ丸めて出す
・おもちゃの電池は外して、資源ごみへ出す</td><td>指定袋
（赤文字袋）</td><td>一般ごみ
ステーション</td><td>週２回</td></tr>
<tr><td colspan="3">燃えないごみ
（埋立）</td><td>・指定袋（燃えないごみ用）に区名と氏名を記入して一般ステーションへ出す（指定袋に入らないものは束ね、区名と氏名を書く）
・殺虫剤のびん・耐熱ガラス・哺乳びんなどリサイクルに向かないものは燃えないごみ（埋立ごみ）に出す
＊窓ガラスは、収集しないごみ</td><td>指定袋
（緑文字袋）</td><td>一般ごみ
ステーション</td><td>２ヶ月に
１回</td></tr>
<tr><td rowspan="3">粗大ごみ</td><td>燃える
粗大ごみ</td><td></td><td rowspan="3">・粗大ごみは、50cm×50cm×80cm 以上の物を基本とする
・燃える、燃えないは、その物の割合の多い方へ出す
・食器棚などのガラス類は、あらかじめはずして燃えないごみ（埋立）に出す
・ストーブなどの灯油・電池は抜き取る
・冷蔵庫、冷凍庫、テレビ、洗濯機、衣類乾燥機、エアコンは家電リサイクル法の対象品目
・事業活動（商い）に伴う粗大ごみは、市で収集しない
・一般家庭から出されたものでも収集しない物あり（自動車部品、農機具、オートバイ類、建設資材、建築廃材、薬品・危険物など）</td><td rowspan="3">－</td><td rowspan="3">戸別収集
・
自己搬入</td><td rowspan="3">随時</td></tr>
<tr><td>燃えない
粗大ごみ</td><td></td></tr>
<tr><td>自転車類</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">資源ごみ</td><td rowspan="3">古紙類</td><td>新聞・
チラシ</td><td>・新聞紙と折り込みチラシは一緒にし、30～40cm 位の厚さに束ねて白い紙ひもで十字に縛る
・雑誌類は混ぜない</td><td rowspan="3">－</td><td rowspan="4">資源
ステーション</td><td rowspan="4">月２回</td></tr>
<tr><td>段ボール</td><td>・可能な範囲で粘着テープなどは取り除く
・必ずたたんで白い紙ひもで十字にしばる</td></tr>
<tr><td>雑誌・雑がみ</td><td>・週刊誌、カタログ、文庫本、単行本、教科書など（付属の CD・DVD や化粧品などは取り除く。ホチキスの針はそのままで可）
・雑がみはまとめてひもで十字に縛って出す。または、雑誌などの間にはさみ、ひもで十字に縛って出す
・袋や段ボール箱に入れて風などで飛散しないようまとめて出すこともできる
・紙パック、牛乳パックは洗って、開いて、乾かした後、雑誌・雑紙に出す
・アルミニウムが使われた紙パックも対象。油の入っていた紙パックは、使い切って、たたんで、キャップを閉めて出す</td></tr>
<tr><td>缶
類</td><td>アルミ缶
スチール缶</td><td>・中を洗って出す
・タバコのすいがらなどごみを入れない
・アルミ缶、スチール缶は一緒にしてエコバッグに入れる
・菓子や海苔の缶も入れて可
・ツナ缶、ペットのエサ缶などの油のついた缶は、「その他の金属」のコンテナへ入れる</td><td>エコバッグ</td></tr>
</table>

表３－３（２）　生活系ごみの排出方法（その２）

区分			排出方法	排出容器	排出場所	収集回数
資源ごみ	スプレー缶		・中身を必ず使いきってから出す ・缶に穴をあけないで「スプレー缶」専用コンテナへ出す	コンテナ	資源ステーション	月２回
	その他の金属		・50cm×50cm×80cm 以下の金属を出す ・小さな金属はコンテナに入れる ・大きな金属は所定の場所に出す ・使い捨てライターはガスを抜く ・刃物は厚紙にくるんで出す（カミソリ、カッターの刃も同様）	コンテナ		
	家電製品					
	びん類	再使用びん（生きびん） 色別びん（無色、茶色、その他の色）	・びんの中を洗ってラベルは、はがさずに出す ・ふたを外して出す（金属のふたはその他の金属、プラスチックのふたはプラスチック製容器包装に出す） ・生きびん、無色、茶色、その他の色別に分けて出す ・コンテナの中へ横に倒して入れる（８分目まで） ・色の判断がつかないびんはその他の色の分別コンテナへいれる ＊汚れの落ちないびん、殺虫剤のびん、耐熱ガラスは燃えないごみに出す	コンテナ		
	天ぷら油		・油はネジふた（スクリューキャップ）付で２リットル以下のペットボトルに移し替えて出す ・未開封の油はそのままの状態で出しても可 ＊灯油や機械油など食用以外の油及び動物性油、固形油は回収しない	コンテナ		
	電池類		・乾電池は透明なセロハンテープで絶縁の必要はない ・充電池、ボタン電池、コイン電池は端子の種類がわかるような透明なセロハンテープで絶縁して出す（色の付いたビニールテープは中身がわからないので使わない）			
	蛍光灯類（水銀使用廃品）		・透明か半透明の袋に入れる ・割れたものも透明か半透明の袋に入れる ・コンテナに入らないものは地面に直置き ・ケースに入ったままでも可 ・蛍光灯、電球は水銀を含んだものでなくても可 ＊水銀式血圧計（家庭から排出されたもの対象）は直接美化センターへ搬入			
	ペットボトル		・ふたとラベルを外して中を洗った後、つぶして拠点となる店舗などの回収ボックスに入れる(ふたとラベルはプラスチック製容器包装に出す) ・対象は清涼飲料、酒類、しょうゆなどの調味料で、リサイクルマークがついているもの ＊非食品用（洗剤・シャンプーなど）や食用油類やソースなどのボトルは、洗ってプラスチック製容器包装に出す	エコバッグ		
				回収ボックス	拠点ステーション	施設開館時
	衣類		・透明または半透明の袋に入れて口を縛る（記名不要） ・衣類は洗って乾燥させてから出す ・指定の場所に設置してある回収ボックスに入れる ・靴下は左右ペアにして出す ・靴は衣類などとは別の袋に入れ、左右ペアで束ねて出す ＊まだ使えるものが対象。多少のしみ、薄くなったデザイン、擦り切れ、ほつれ、穴あき、のびてしまった衣類は可	回収ボックス	拠点ステーション	施設開館時
	小型家電		・40cm×20cm の投入口に入る使用済小型家電が対象 ・投入口に入らない使用済小型家電は、資源ごみ「その他の金属」へ出す ・個人情報を含む物はデータを削除する ・バッテリーは資源ごみ「電池類」の収集日に出す ・回収対象以外のものは回収ボックスに入れない	回収ボックス		
	プラスチック製容器包装		・指定袋（プラスチック製容器包装用）に区名と氏名を記入して一般ステーションへ出す ・食品、洗剤などの容器は中身を使い切ってから出す ・油などが付着して汚れの落ちにくいもの、中身の残ってしまうチューブ類は燃えるごみに出す ＊プラスチック製品でも対象とならないものは燃えるごみに出す（バケツ、おもちゃ、バッグ、文房具など） ・金属やガラスなどの異物がまざるとリサイクルをする機械の故障につながるため、必ず取り除く ・中身が確認できるよう、レジ袋などから出して捨てる ・ペットボトル本体は、市指定回収場所に出す	指定袋（青文字袋）	一般ごみステーション	週１回

※指定袋：本市では、ごみ処理手数料を上乗せせずに販売する、一定の規格を定めた「指定ごみ袋（指定袋）」の使用を市民の皆さまにお願いしています。

（２）ごみ処理フロー

ごみ処理フローは、図３－１に示すとおりです。

市内の一般家庭及び事業所から分別して排出されたごみを、美化センターで焼却及び破砕選別し、最終処分場において資源ごみの分別及び焼却残渣の埋立処分を行っています。

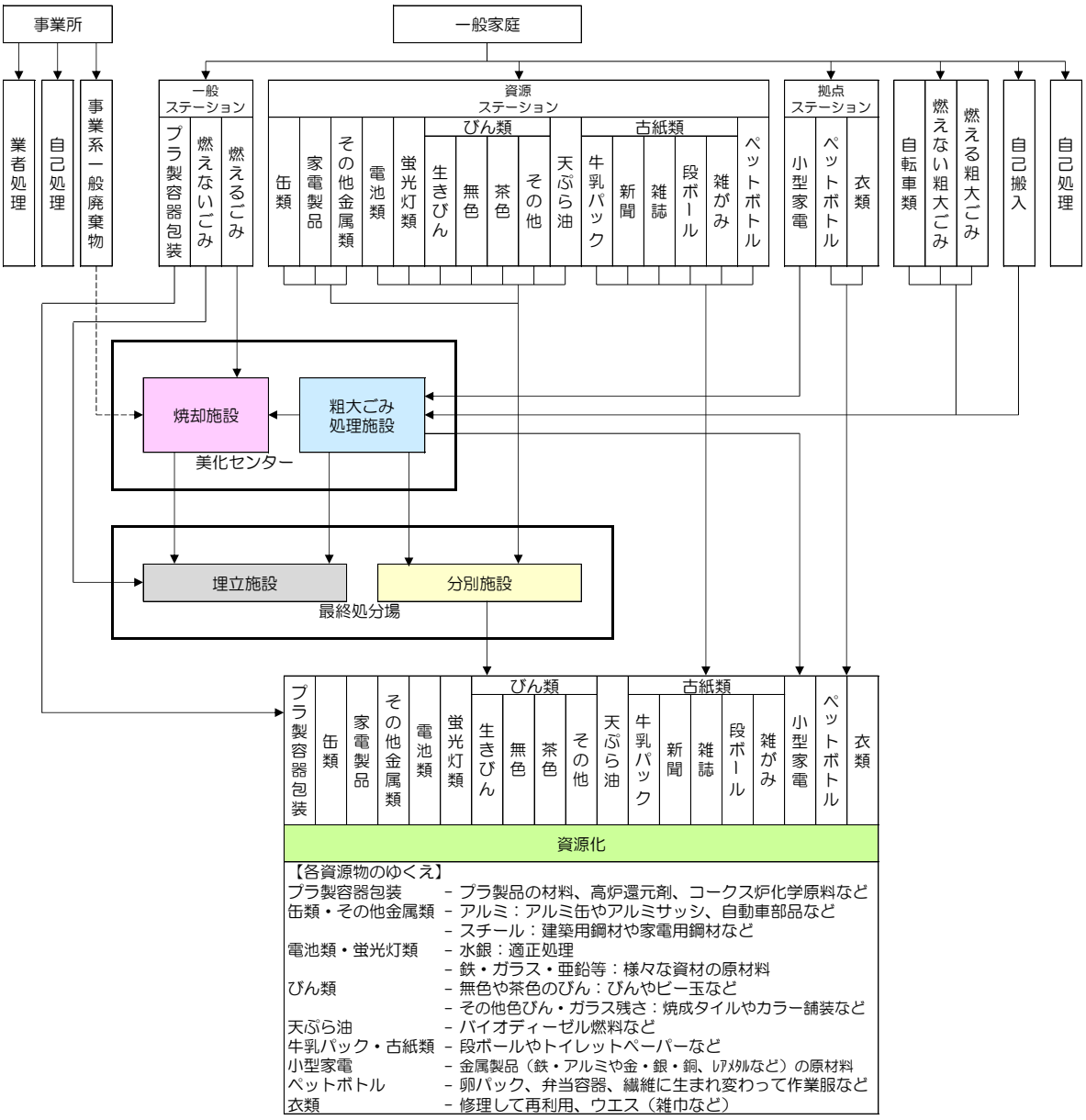


図３－１　ごみ処理フロー

３．当初計画の概要と計画に基づく取り組みの評価

（１）当初計画の概要について

令和３年度に策定した当初計画の概要は以下のとおりです。

計画策定時の現状と課題に対し、基本方針や目標値を設定し、目標達成のための主要な施策の取り組みを定めています。

裾野市一般廃棄物処理基本計画（当初計画）

ごみ処理基本計画

計画策定時の現状と課題

①ごみ減量化及び資源化

・ごみ排出量は緩やかな減少傾向にある。
・原単位も減少傾向にあり、令和２年度で国や県を下回っている。
⇒　今後も減量化・資源化を推進することが必要
⇒　食品ロスの取り組み実施やごみ処理の有料化の導入の検討が必要

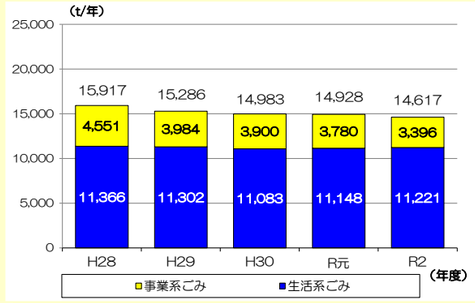


図１　ごみ排出量の推移

②ごみ分別の徹底

・可燃ごみ中には、紙類が多量に含まれていることが想定される。
・プラスチックに係る資源循環の促進に関する法整備により、プラスチック製品類の回収も必要となることも考えられる。
⇒　排出段階における分別の徹底を図ることが必要
⇒　外国人や共同住宅居住者の世帯への分別徹底の周知を実施することが必要

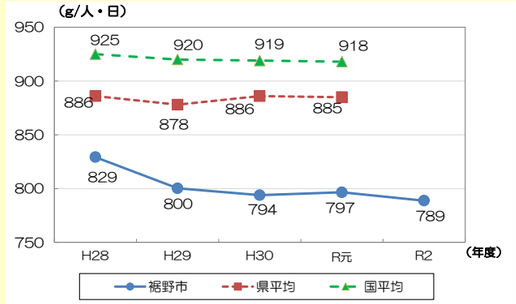


図２　１人１日平均排出量の推移

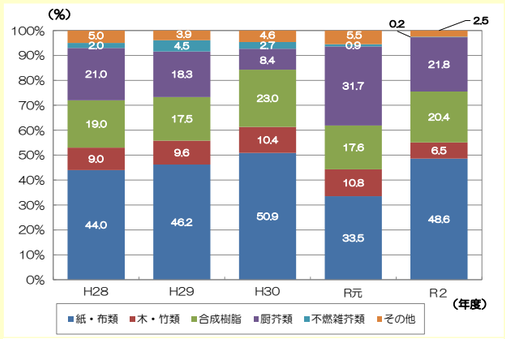


図３　燃えるごみの種類組成（乾燥重量比）

③生活系ごみの収集・運搬

・生活系ごみの収集・運搬は、概ね滞りなく実施されているが、地区によっては拠点回収場所の容量が不足する可能性がある。
⇒　拠点回収場所の容量の拡充も含めて検討することが必要
⇒　集積場所まで排出できない高齢者などの対策も検討することが必要

④中間処理施設の適正な維持管理

・美化センターは、今後も安全かつ安定した処理を継続できるように、再延命化工事などを行う必要がある。
⇒　大規模なごみ処理施設の改修工事、その後の更新工事などには、カーボンニュートラルを念頭に環境負荷の少ない施設整備を検討していくことが必要

⑤災害廃棄物の処理・処分

・災害廃棄物は、災害廃棄物処理計画に基づき、処理・処分を実施する。
⇒　令和３年度に策定する災害廃棄物処理計画に基づき平時から準備をすることが必要

次ページへ続く

生活排水処理基本計画

計画策定時の現状と課題

①生活排水処理率の向上

・静岡県の長期計画では、令和 18 年度に 95.7%、中間目標である令和８年度では 89.5%としている。
・生活排水処理率の令和２年度実績が 80.4%である。
⇒　下水道、合併処理浄化槽の整備・普及を図る等の生活排水を適正に処理する環境づくりが必要

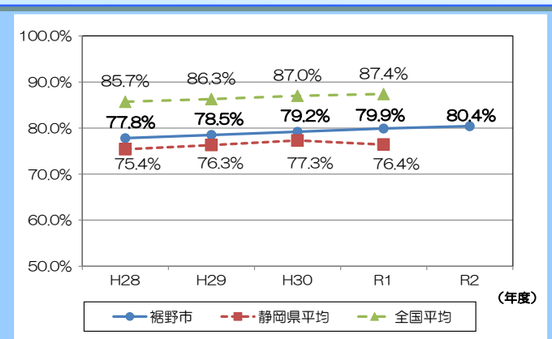


図４　生活排水処理率の推移

②浄化槽の整備促進

・単独浄化槽は、令和２年度で概ね 9,000 人の市民が使用している。
⇒　合併処理浄化槽への転換を促進することが必要

③脱水汚泥などの資源化

・し尿等の処理後に発生した脱水ケーキは焼却処理し、焼却残渣は埋立処分している。
⇒　最終処分量低減のため、脱水ケーキの資源化等を検討することが必要

④災害発生時のし尿等の処理・処分

・災害発生時のし尿等は、災害廃棄物処理計画に基づき、処理・処分を実施する。
⇒　令和３年度に策定する災害廃棄物処理計画に基づき平時から準備をすることが必要

次ページへ続く

ごみ処理基本計画

取組みの体系

環境像：「富士山のすその　水・緑・人を共に育てるまち」

基本方針：６Ｒの推進とごみの適正処理

目標値：令和13年度までに　市民１人１日平均排出量　752ｇ/人･日　を目指す
（中間目標：令和8年度は768g/人・日）

目標達成に向けた取組

1．発生抑制及び資源化に向けた取り組み

①行政の取り組み
- 【取組１】　資源化の推進（重点）
- 【取組２】　有料化制度の導入検討（重点）
- 【取組３】　食品ロス削減の推進（重点）
- 【取組４】　教育・啓発活動の充実
- 【取組５】　事業者に対する減量化指導の徹底
- 【取組６】　包装廃棄物等の排出抑制

②市民の取り組み
- 【取組７】　資源化の徹底
- 【取組８】　生ごみの減量化（重点）
- 【取組９】　使い捨て品の使用抑制、再生品の使用

③事業者の取り組み
- 【取組１０】　事業系ごみの減量化・資源化の徹底
- 【取組１１】　分別の徹底とリサイクルルートの確保

2．収集・運搬に関する取り組み

①生活系ごみの収集・運搬
- 【取組１】　分別の徹底（重点）
- 【取組２】　福祉向上のための収集体制の検討（重点）
- 【取組３】　収集形態の継続

②事業系ごみの収集・運搬
- 【取組４】　収集形態の継続
- 【取組５】　収集・運搬の許可

3．中間処理に関する取り組み

①中間処理の取り組み
- 【取組１】　施設の適正な維持管理（重点）
- 【取組２】　適正処理の推進

4．最終処分に関する取り組み

①最終処分の取り組み
- 【取組１】　最終処分量の減量化
- 【取組２】　最終処分場の適正な維持管理

5．その他ごみ処理に関する取り組み

①災害廃棄物の処理・処分
- 【取組１】　生活系ごみ（被災者や避難者の生活に伴い発生）の収集及び処理（重点）
- 【取組２】　がれき類の処理

②市民・事業者・行政の連携
- 【取組３】　裾野市廃棄物減量等審議会、裾野市ごみ減量推進協議会の定期的な実施
- 【取組４】　環境美化の推進

③適正処理困難物への対応
- 【取組５】　適正な処理・処分の指導強化
- 【取組６】　医療系廃棄物への対応
- 【取組７】　感染症に関する廃棄物対策

④不法投棄対策の強化
- 【取組８】　不法投棄対策の推進

生活排水処理基本計画

取組みの体系

環境像
「富士山のすその　水・緑・人を共に育てるまち」

基本方針：生活環境の向上

目標値：令和13年度までに　88%以上

目標達成に向けた取組

1．排出抑制及び資源化に向けた取り組み

①行政の取り組み
- 【取組１】　区域に応じた生活排水処理
- 【取組２】　公共下水道の整備促進
- 【取組３】　合併処理浄化槽の転換啓発
- 【取組４】　水質汚濁負荷の低減
- 【取組５】　資源化の検討

②市民、事業者の取り組み
- 【取組６】　生活排水処理施設の利用促進
- 【取組７】　市民における方策
- 【取組８】　事業者における方策

2．収集・運搬、処理・処分などに関する取り組み

①収集・運搬の取り組み
- 【取組１】　し尿等の収集・運搬の実施
- 【取組２】　許可業者への指導
- 【取組３】　収集・運搬許可の方針

②中間処理の取り組み
- 【取組４】　適正処理と維持管理

③最終処分の取り組み
- 【取組５】　安全で安定した最終処分

④その他の取り組み
- 【取組６】　災害発生時のし尿処理・処分
- 【取組７】　市民・事業者に対する広報・啓発活動

（２）当初計画の取り組みの評価

当初計画の施策に関する実施状況は、表３－１９に示すとおりです。

表３－１９（１）　当初計画の施策に関する実施状況【発生抑制・資源化】

区分	施策項目	実　績	評　価	今後の方向性
行政の取り組み	取組１ **資源化の推進（重点）**	機関紙「ごみステーション」の発行や市公式ウェブサイトによる分別方法の周知、ミックスペーパーのリサイクル拡大、ごみ質調査等を実施した。	分別方法の周知や資源化に関する取り組みを実施している。資源化率は R3 年度 8.5%から R7 年度 8.2%へ低下し、R8 年度目標 9.6%に達していない。資源化の更なる向上に向け、未実施のプラスチック製品の分別収集や店頭回収拡充等の取り組みを進める必要がある。	継続
	取組２ **有料化制度の導入検討（重点）**	ごみの持込み有料化及び粗大ごみの収集方法の変更について、R7 年度に住民説明会を７回実施し、延べ 89 名が参加した。R8.10 から持込みごみの有料化を開始した。	持込みごみの有料化に向けた住民説明会を実施するとともに、R8.10 から制度を実施した。今後は、ごみ指定袋の有料化についても、取り組みを進める必要がある。	継続
	取組３ **食品ロス削減の推進（重点）**	市公式ウェブサイトによる食品ロス削減の啓発及び防災備蓄食料の自主防災組織への配布を実施した。	食品ロス削減に関する啓発等を実施しているが、一部の取り組みは十分に実施されていない。飲食店等への働きかけを含め、引き続き食品ロス削減に向けた取り組みを進める必要がある。	継続 見直し
	取組４ 教育・啓発活動の充実	環境学習、各種講座、施設見学、広報・ウェブサイト等による情報提供、市民意識調査等を継続して実施した。また、外国語版分別ポスターの配布を行った。	環境学習や情報提供等の取り組みを継続して実施している。一方、地域活動の活性化や意識調査については取り組みが限定的となっている。引き続き教育・啓発活動に関する取り組みを継続する必要がある。	継続
	取組５ 事業者に対する減量化指導の徹底	事業所等のごみ排出量調査を年１回、搬入検査を年 1～2 回実施した。また、事業系一般廃棄物の処理手数料の基礎額を改定し、R8 年 10 月から施行した。	事業所の排出量調査や搬入検査等を実施し、事業系ごみの減量化に向けた取り組みを進めている。事業系ごみ※は R3 年度の 3,541t から R7 年度の 3,366t に減少している。引き続き事業系ごみの減量化に向けた取り組みを継続する必要がある。	継続
	取組６ 包装廃棄物などの排出抑制	3R の取り組みについて出前講座で周知した。	3R に関する啓発は実施しているものの、エコバッグ運動、過剰包装の抑制、簡易包装等の推進については取り組みが限定的となっている。未実施の取り組みについては、今後の方向性を踏まえて取組内容を見直す必要がある。	見直し

※　事業系ごみには、中島苑から排出される汚泥を含む

表３－１９（２）　当初計画の施策に関する実施状況【発生抑制・資源化】

区分	施策項目	実　績	評　価	今後の方向性
市民の取り組み	取組７ 資源化の徹底	新たに家電製品や雑がみ（ミックスペーパー）の分別に取り組んだほか、市内店舗での資源物回収を利用して分別を行った。	分別収集や店舗回収等の取り組みを実施している。一方、資源化率は R7 年度 8.2%であり、R8 年度目標 9.6%に達していない。引き続き分別・資源化の取り組みを継続し、資源化率の向上を図る必要がある。	継続 拡充
	取組８ **生ごみの減量化（重点）**	フードドライブ事業に協力するとともに、食べ残し、調理時の過剰除去、外食時及び買い物時の食品ロス削減に取り組んでいる。	生ごみ・食品ロスの削減に関する取り組みを実施している。引き続き食品ロスを含む生ごみの減量化に向けた取り組みを継続する必要がある。	継続
	取組９ 使い捨て品の使用抑制、再生品の使用	出前講座等により 3R の取り組みについて理解を深めた。	3R に関する啓発は実施しているものの、使い捨て品の使用抑制や再生品の選択・使用に関する取り組みは限定的となっている。今後の取組内容を検討する必要がある。	見直し
事業者の取り組み	取組 10 事業系ごみの減量化・資源化の徹底	事業系ごみの減量化・資源化に関する取組状況について、把握できている情報が限定されている。	事業系ごみ※は R3 年度の 3,541t から R7 年度の 3,366t に減少している。引き続き事業系ごみの減量化・資源化を促進する必要がある。	継続
	取組 11 分別の徹底とリサイクルルート確保	事業者における分別及びリサイクルルートの確保に関する取組状況について、把握できている情報が限定されている。	事業者における分別・資源化の取組状況を十分に把握できていないことが課題となっている。事業系ごみ※は R3 年度の 3,541t から R7 年度の 3,366t に減少している。引き続き事業者による分別・資源化の促進を図る必要がある。	継続

※　事業系ごみには、中島苑から排出される汚泥を含む

表３－１９（３）　当初計画の施策に関する実施状況【収集・運搬】

区分	施策項目	実　績	評　価	今後の方向性
生活系ごみの収集・運搬	取組１ **分別の徹底（重点）**	「ごみの出し方便利帳」を改定し、委託事業者への分別勉強会を実施するとともに、分別方法・収集方法の変更について、機関紙を全戸配布した。	分別方法の周知・指導を継続して実施している。資源化率は R7 年度 8.2%であり、R8 年度目標 9.6%に達していない。引き続き分別の徹底に向けた取り組みを継続する必要がある。	継続
	取組２ **福祉向上のための収集体制の検討（重点）**	有料化及び粗大ごみ収集方法の変更について住民説明会を７回実施し、R8 年 10 月から粗大ごみの戸別収集へ変更し、対象を市内居住者に拡大した。	高齢者・障がい者を対象とした個別収集から対象を拡大し、市内居住者を対象とする戸別収集へ移行した。制度変更後の収集状況を確認しながら、適切な収集体制を維持する必要がある。	拡充
	取組３ 収集形態の継続	委託業者による収集・運搬、ステーション・拠点回収方式及び指定袋制等の収集体制を継続している。	生活系ごみの収集・運搬体制を維持している。今後も安定した収集・運搬体制を維持する必要がある。	継続
事業系ごみの収集・運搬計画	取組４ 収集形態の継続	許可業者による収集・運搬または自己搬入を基本とする収集体制を継続している。	事業系ごみの収集・運搬体制を維持している。今後も安定した収集・運搬体制を維持するとともに、排出量の減量化を図る必要がある。	継続
	取組５ 収集・運搬の許可	許可済み事業者について許可更新を行い、新規許可は行っていない。	計画に沿って既存許可業者を基本とした許可運用を行っている。今後も収集・運搬の実態を踏まえ、適正な許可体制を維持する必要がある。	継続

表３－１９（４）　当初計画の施策に関する実施状況【中間処理】

区分	施策項目	実　績	評　価	今後の方向性
中間処理に関する取り組み	取組１ **施設の適正な維持管理（重点）**	サウンディング調査、３市２町による広域化連絡会、広域化実現可能性調査、建設候補地選定委員会の設置等、新たなごみ処理施設の整備・広域化に向けた検討を実施した。	新たなごみ処理施設の整備・広域化について、調査・検討を進めている。引き続き施設整備・広域化に向けた検討を進める必要がある。	継続
	取組２ 適正処理の推進	金属類、古紙類、びん類、小型家電、廃油、ペットボトル等の資源化を実施し、小型家電リサイクル（リネットジャパン）、ボトル to ボトル（サントリー）、雑がみ（コアレックス）、リユース（おいくら、メルカリ）等の民間活用した資源化に取り組んだ。	資源化・リユースを含む多様な取り組みを実施している。資源化率の向上と最終処分量の削減に向け、引き続き取り組みを進める必要がある。	継続

表３－１９（５）　当初計画の施策に関する実施状況【最終処分】

区分	施策項目	実　績	評　価	今後の方向性
最終処分の取り組み	取組１ 最終処分量の減量化	びん類、蛍光灯類、電池類等の資源物の選別を継続して実施した。	資源物の選別等を継続し、最終処分量の減量化に取り組んでいる。最終処分量は R3 年度の 1,492t から R7 年度 1,334t に減少している。今後も最終処分量の削減に向けた取り組みを継続する必要がある。	継続
	取組２ 最終処分場の適正な維持管理	第一・第二期施設の浸出水を管理し、環境測定を実施して基準を満たす放流を行った。また、安定的な施設管理等のため借地であった最終処分場用地を購入した。	浸出水の管理及び環境測定を実施し、基準を満たす放流を行っている。今後も適正な維持管理を継続する必要がある。	継続

表３－１９（６）　当初計画の施策に関する実施状況【その他の事項】

区分	施策項目	実　績	評価	今後の方向性
災害廃棄物の処理・処分	取組１ **生活系ごみ（被災者や避難者の生活に伴い発生）の収集及び処理（重点）**	災害廃棄物処理に関する協定を締結し、国・県が開催する災害廃棄物研修に参加した。	災害廃棄物処理に関する協定締結や研修参加等、平時からの備えを実施している。災害対応の機会がなく、災害時対応の実効性については評価はできていない。今後も災害時に備えた処理体制の確保を継続する必要がある。	継続
	取組２ がれき類の処理	災害対応に伴うがれき類の処理実績はない。	災害対応の機会がなく、がれき類の実際の処理能力・対応状況を確認できる実績はない。今後も災害時の処理体制を確保する必要がある。	継続
市民・事業者・行政の連携	取組３ 裾野市廃棄物減量等審議会、裾野市ごみ減量推進協議会の定期的な実施	廃棄物減量等審議会及びごみ減量推進協議会を開催し、機関紙「ごみステーション」を毎年度発行した。	審議会・協議会の開催や機関紙の発行を継続している。今後も必要な審議・協議の場を確保し、情報発信を継続する必要がある。	継続
	取組４ 環境美化の推進	市環境活動登録団体の新規登録を R7 年度に１件行った。	環　境美化活動に関する取り組みを実施しているが、現在の取組実績と今後の方向性を踏まえ、施策全体としての位置付けを整理する必要がある。	見直し
適正処理困難物への対応	取組５ 適正な処理・処分の指導強化	「ごみの分け方便利帳」やごみ分別ポスターに、市で収集しないごみ及び家電リサイクル法対象製品の処分方法を掲載し、周知した。	市で収集しないごみ等の適正な処理方法について周知している。今後も適正処理に関する情報提供を継続する必要がある。	継続
	取組６ 医療系廃棄物への対応	医療系廃棄物に関する適正な処理・回収ルートの啓発については十分に行えていない。	今後、適正な処理方法について啓発を行う必要がある。	継続
	取組７ 感染症に係る廃棄物対策	特別管理廃棄物の受入れを R7 年度に廃止した。	これまで特別管理廃棄物の受け入れを行ってきたがこれを廃止し、今後は見直しの方向とする。今後の処理体制等を踏まえ、取組内容を整理する必要がある。	見直し

不法投棄対策の強化	取組８ 不法投棄対策の推進	R7 年度に定期的な不法投棄パトロールを廃止したが、不法投棄防止キャンペーンを年２回継続している。	不法投棄対策について取組方法を変更しており、現在は不法投棄防止キャンペーンを実施している。今後は取組方法の変更後の状況を踏まえ、適切な対策を継続する必要がある。	見直し

（３）ごみ処理の評価

当初計画における令和 8 年度の中間目標については、令和 7 年度の時点で達成しています。

表１　当初計画の目標値と実績の比較

	実績 R2	目標 R8※1	実績 R7	達成状況	参考 静岡県※2
１人１日平均排出量　　（g/人・日）	789	768	735	**達成**	848

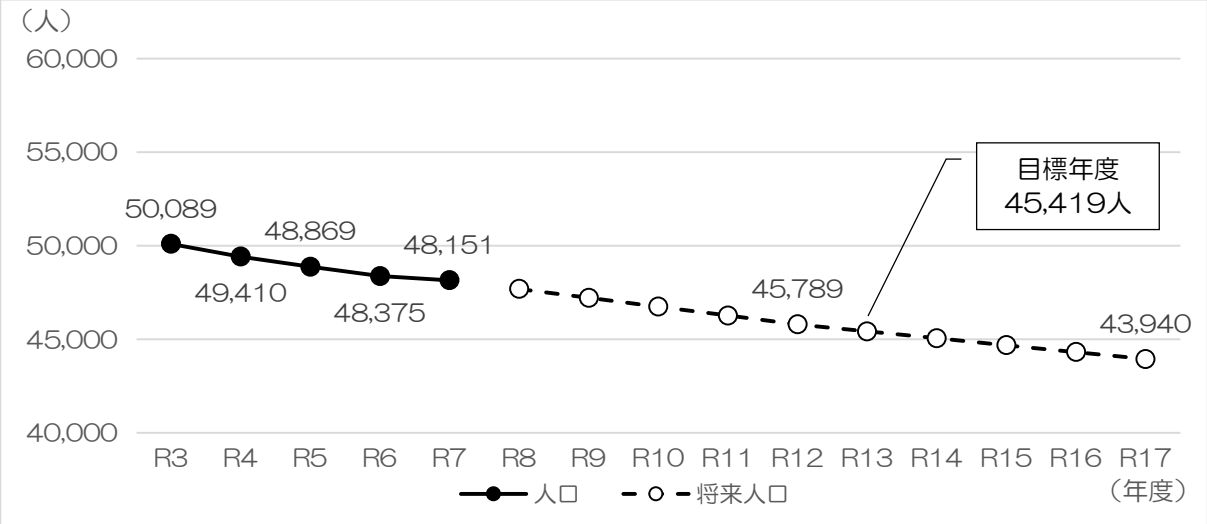
※1　裾野市一般廃棄物処理基本計画（令和４年３月）
※2　第４次静岡県循環型社会形成計画（令和４年３月）

４．一般廃棄物処理基本計画の見直し方針について

（１）ごみ処理の現状

① 人口

本市の人口は減少傾向にあり、令和 7 年度は 48,151 人です。国立社会保障・人口問題研究所によると、目標年度である令和 13 年度には人口が 2,732 人減少し、45,419 人となる見込みです。



資料：「日本の地域別将来推計人口（令和５年３月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）

図２　本市における人口の推移と将来人口の推計値

② ごみ排出量の実績

ごみ排出量は、令和 3 年度の 14,237t/年から緩やかな減少傾向にあり、令和 7 年度には 12,918t/年（約 9%減）となっています。

生活系ごみ量は、令和 3 年度の 10,696t/年から減少傾向にあり、令和 7 年度には 9,552t/年（約 11%減）となっています。事業系ごみ量も減少傾向にあり、令和 3 年度 3,541t/年から令和 7 年度には 3,366t/年（約 5%減）となっています。

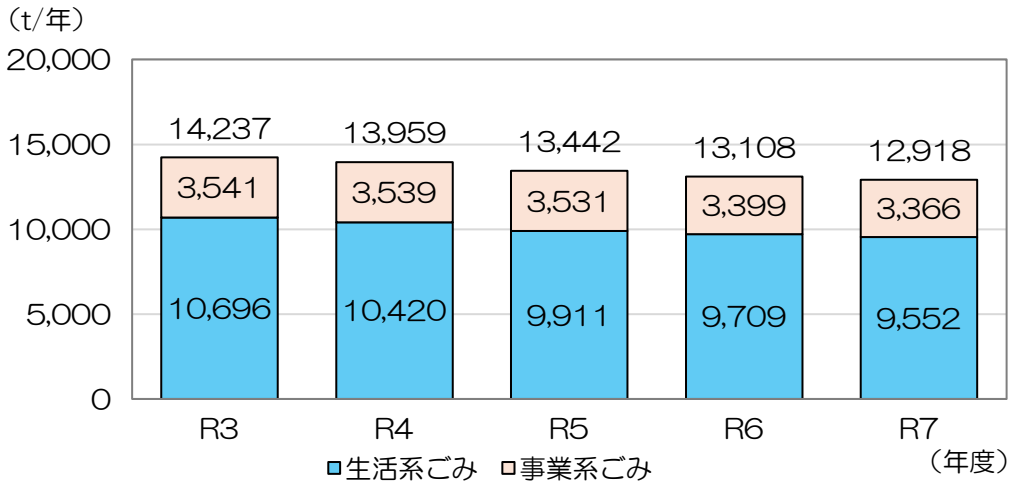
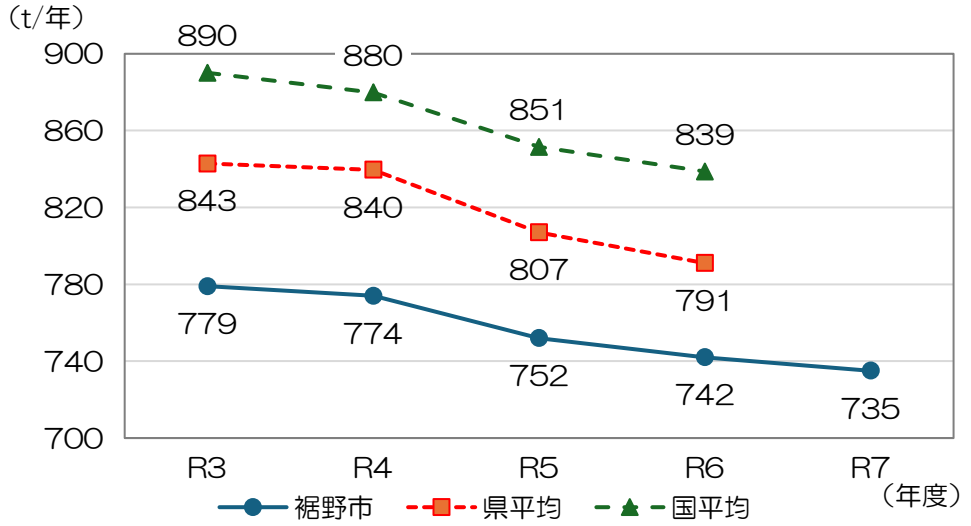


図３　ごみ排出量の推移

③ １人１日平均排出量

１人１日平均排出量（以下「原単位」といいます。）は、図３－３に示すとおりです。

原単位は、令和３年度以降減少しており、令和７年度には 735g/人･日となっています。これは、国平均（令和６年度実績）839g/人･日、県平均（令和６年度実績）791g/人･日を下回っています。



資料：国平均、県平均は環境省一般廃棄物処理実態調査

図３－３　１人１日平均排出量（原単位）の推移

④ 資源化の実績

資源化量は、民間事業者による資源回収の拡充などにより、市が把握する新聞紙、雑誌などの資源回収量が減少したことから年々減少しており、令和７年度には 1,062t となっています。

また、令和３年度～令和７年度の資源化率は、ほぼ横ばいで推移しています。

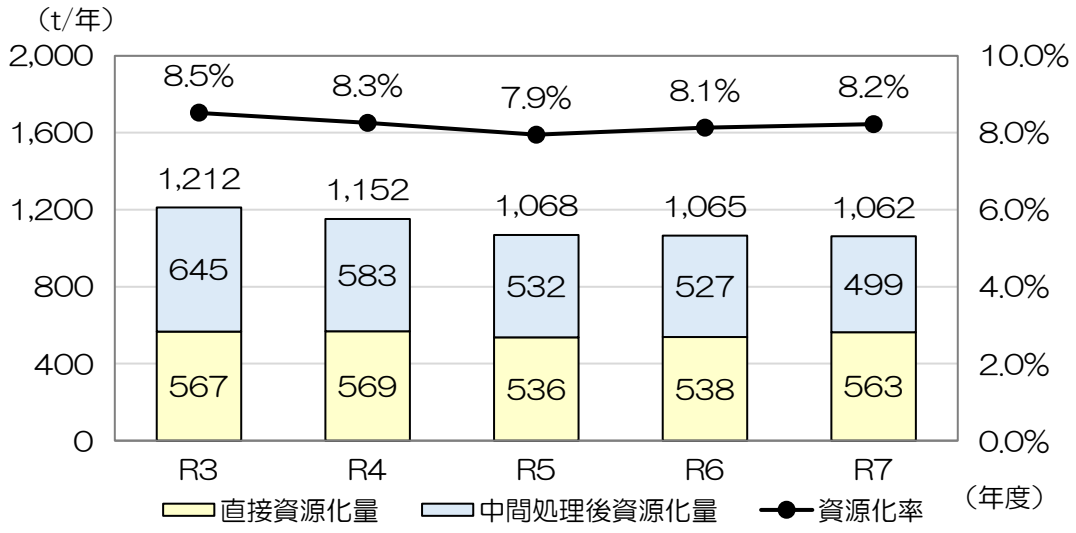
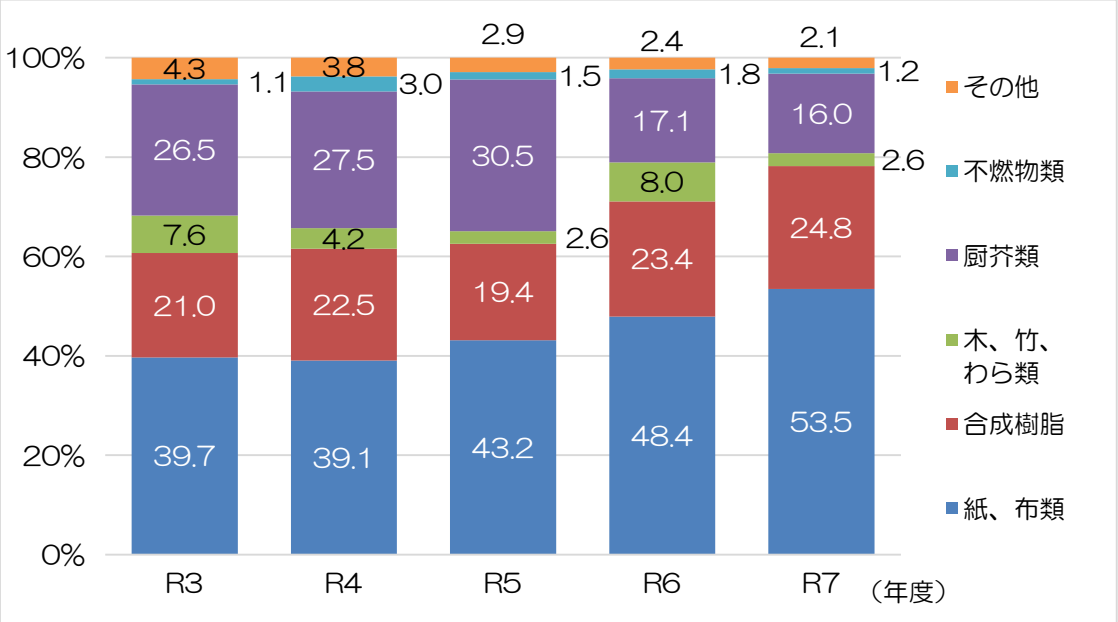


図３－６　資源化量の推移

⑤ ごみ質分析結果

令和７年度における燃えるごみの種類組成をみると、「紙、布類」が最も多くを占め、次いで「合成樹脂」、「厨芥類」の順となっています。また、「厨芥類」の割合は減少している一方、「紙、布類」の割合は増加しています。



※組成割合は「昭和 52 年 11 月環整第 96 号の別紙２に定める方法」による乾燥重量比

図４　燃えるごみの種類組成（乾燥重量比）

（２）課題の整理と取組の方向性について

ごみ処理に係る現状や課題、これまでの取組評価等を踏まえ、今後、既存施策の継続・拡充・見直しや新たな取組の検討を行う際の方向性を整理しました。

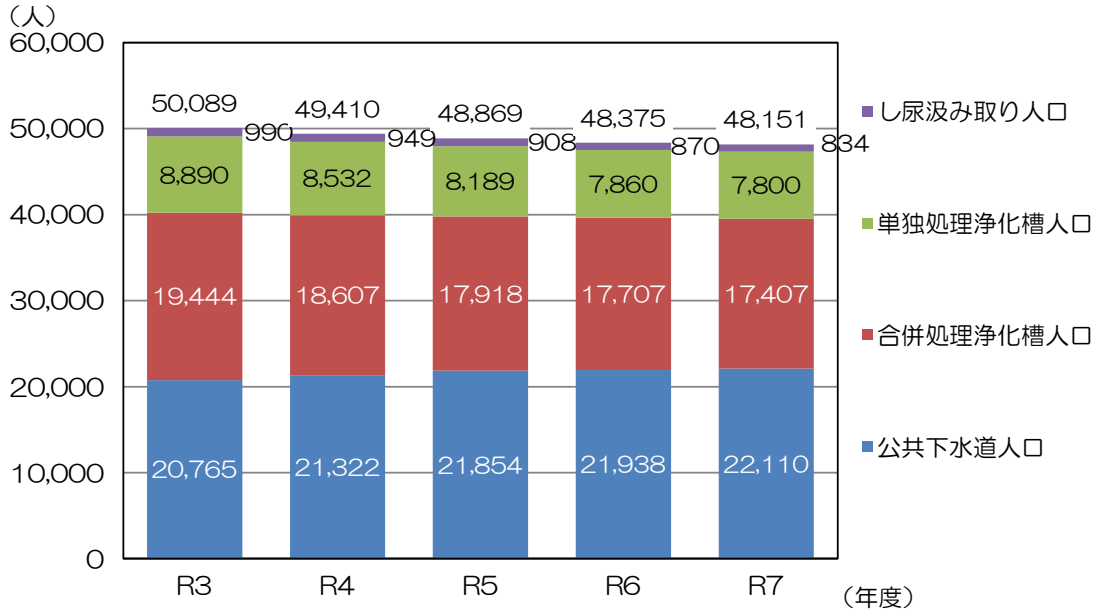
当初計画の課題・取り組みの方向性 ⇒	主な取り組みや社会情勢の変化等 ⇒	後期計画に向けての課題・取り組みの方向性
（１）ごみ減量化及び資源化 ・ごみ排出量は緩やかな減少傾向にある。 ・原単位も減少傾向にあり、令和２年度で国や県を下回っている。 ⇒今後も減量化・資源化を推進することが必要 ⇒食品ロスの取り組み実施やごみ処理の有料化の導入の検討が必要	・ごみの減量・資源化について周知、啓発を行った（市公式ウェブサイト、機関紙ごみステーション、ごみ減量推進委員、出前講座等） ・R8.10 から美化センターへのごみの直接持ち込みを有料化 ・指定袋に処理手数料を上乗せするなどによる生活系ごみの処理の有料化は未実施 ・飲食店等を対象とした食品ロスに関する取り組みは一部実施できていない。 ・民間活用したごみのリユース、リサイクルに取り組んだ。 ペットボトル（サントリー）（R5～） 小型家電（リネットジャパン）（R4～） 粗大ごみ（メルカリ）（R6～） 〃　（おいくら・マーケットエンタープライズ）（R6～） ・燃えるごみ削減のため、布団・衣類の回収イベントを開催（R6～） ・剪定枝を焼却せずに、ウッドチップ化して活用する等の資源化について調整中	**（１）ごみ減量化及び資源化** ・ごみ排出量及び原単位は減少傾向にある。（令和３年度から令和７年度） ・令和７年度の原単位は、当初計画の最終目標値を達成済 ・民間事業者による資源回収の拡大や新聞・雑誌などの購読者の減少により資源化量は今後減少が予想されるため、資源化量を確保し資源化率の維持向上が必要 **⇒今後もごみ減量化の水準を維持しつつ、さらなる減量化方策（食品ロス削減や生ごみ減量等）の検討が必要。** **⇒直接持ち込みごみの処理手数料の有料化の効果を検証するほか、指定袋に処理手数料を上乗せするなどによる家庭系ごみの有料化も引き続き検討が必要** **⇒焼却灰や剪定枝等を含め、新たな資源化方策の検討が必要**
（２）ごみ分別の徹底 ・可燃ごみ中には、紙類が多量に含まれていることが想定される。 ・プラスチックに係る資源循環の促進に関する法整備により、プラスチック製品類の回収も必要となることも考えられる。 ⇒排出段階における分別の徹底を図ることが必要 ⇒外国人や共同住宅居住者の世帯への分別徹底の周知を実施することが必要	・ごみの出し方便利帳を R7.3 に改定 ・R7.4 から雑がみの収集対象の拡大、分別ルールの緩和 ・R7.4 からその他金属のうち、処理の効率化のため電源で動く「家電製品」の分別を開始 ・R8.4 から、ペットボトルの資源ステーション収集を開始 ・R7.6 にプラスチック資源循環促進法（プラ新法）が施行され、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集やリサイクルを推進するための措置を講ずることが努力義務化された。	**（２）ごみ分別の徹底** ・雑がみの収集対象の拡大以降も、可燃ごみに「紙・布類」が多量に含まれており、資源化可能な紙類等の混入が依然として課題 **⇒適正な分別を促進するため、分別方法の分かりやすい周知・啓発を進める。** **⇒プラスチック使用製品廃棄物の新たな回収・資源化方策の検討が必要**
（３）生活系ごみの収集・運搬 ・生活系ごみの収集・運搬は、概ね滞りなく実施されているが、地区によっては拠点回収場所の容量が不足する可能性がある。 ⇒拠点回収場所の容量の拡充も含めて検討することが必要 ⇒集積場所まで排出できない高齢者等の対策も検討することが必要	・R8.10 から粗大ごみの戸別収集を開始 ・既存の収集運搬許可事業者の許可更新を行った。 ・本計画の目標年度における将来人口の見込みは 45,419 人（R8.4 の 48,151 人から約６％減少）	**（３）生活系ごみの収集・運搬** ・生活系ごみの収集・運搬は概ね適正に実施されている。 **⇒地域ごとの排出状況を踏まえ、地域の実情に応じたごみステーションの容量の適正管理や再配置による排出の利便性の確保や、効率的な収集ルートの構築が求められる。** **⇒粗大ごみの戸別収集について、利用状況や効果を検証し、効率的で利用しやすい収集体制の確立を図る。** **⇒新たなニーズに対応する収集運搬体制の検討が必要**

当初計画の課題・取り組みの方向性 ⇒	主な取り組みや社会情勢の変化等 ⇒	後期計画に向けての課題・取り組みの方向性
（４）中間処理施設の適正な維持管理 ・美化センターは、今後も安全かつ安定した処理を継続できるように、再延命化工事などを行う必要がある。 ⇒大規模なごみ処理施設の改修工事、その後の更新工事などには、カーボンニュートラルを念頭に環境負荷の少ない施設整備を検討していくことが必要	・焼却量の減少を図るため、リユース事業の実施や金属類、古紙類、びん類、小型家電、廃油、ペットボトル等を資源化 ・新たなごみ処理施設の整備・広域化等について幅広く調査・検討を行った。 ・安定的な施設管理等のため借地であった最終処分場の土地を購入（R8.3）	**（４）中間処理施設の適正な維持管理** ・美化センターは、今後も安全・安定稼働を確保するため、施設の再延命化や更新について検討する必要がある。 **⇒公民連携など幅広い処理体制の選択肢の検討が必要** **⇒施設整備の際は、適正規模を確保するほか、カーボンニュートラルや環境負荷の低減を踏まえた処理体制・施設整備の検討が必要**
（５）災害廃棄物の処理・処分 ・災害廃棄物は、災害廃棄物処理計画に基づき、処理・処分を実施する。 ⇒令和３年度に策定する災害廃棄物処理計画に基づき平時から準備をすることが必要	・R4.3 に災害廃棄物処理計画を策定 ・災害廃棄物処理に関する協定を民間事業者と締結（R4.9.29） ・国・県が主催する災害廃棄物に関する研修に参加 ・災害対応に伴うがれき処理実績はない。 ・災害廃棄物処理に関する訓練の実施実績はない。	**（５）災害廃棄物の処理・処分** ・災害廃棄物を迅速かつ適正に処理できるよう、平時から処理体制を整備しておく必要がある。 ・避難所等で発生する生活系ごみやし尿を衛生的かつ円滑に処理する体制の確保が重要 **⇒周辺市町や民間事業者・団体との連携・支援体制の強化や、実効性の高い訓練やシミュレーションの継続的な実施が必要**

５．生活排水処理基本計画

（１）生活排水処理の現状

公共下水道及び合併処理浄化槽の普及により、生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽人口及びし尿汲み取り人口）が減少しています。



※１各年度3月31日現在

※２生活雑排水未処理人口とは、生活雑排水が未処理となっている単独処理浄化槽人口及びし尿汲み取り人口の合計を示します。

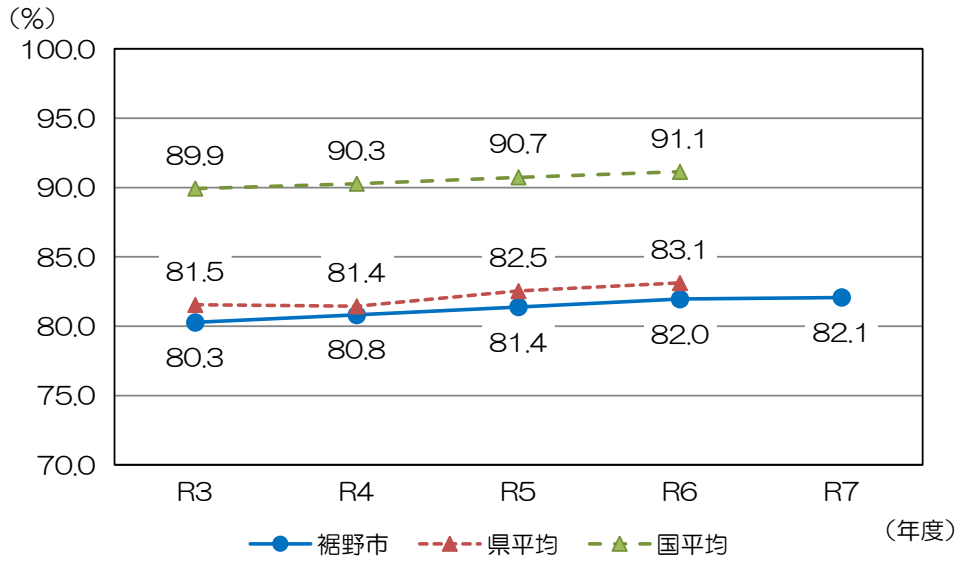
図５　処理形態別人口の推移

（２）生活排水処理率の推移

生活排水処理率の推移は、図４－３に示すとおりです。

総人口に占める公共下水道、合併処理浄化槽などによって生活雑排水及びし尿を処理している人口の割合（生活排水処理率）は、令和７年度に 82.1%となりました。

環境省一般廃棄物処理実態調査における全国の生活排水処理に関わる実績データに基づき、令和６年度の生活排水処理率について、国平均及び県平均と比較すると、本市の生活排水処理率は 82.0%であり、国平均よりも 9.1 ポイント、県平均よりも 1.1 ポイントそれぞれ下回った値となっています。



※生活排水処理率（%）＝（公共下水道人口＋コミュニティプラント人口＋農業集落排水施設人口＋合併処理浄化槽人口）÷（住民基本台帳人口）×100

資料：国平均、県平均は環境省一般廃棄物処理実態調査

図４－３　生活排水処理率の推移

（３）当初計画の目標達成状況

当初計画では、生活排水処理率を令和２年度の 80.4%から令和 13 年度までに 88%以上へ引き上げることを目標としています。令和７年度の実績は 82.1%となり、当初計画の目標値である 84.4%には達していません。

表４　生活排水処理率の実績と当初計画の目標の比較

実績		当初計画の目標値		達成状況（令和７年度時点
令和２年度	令和７年度	令和８年度	令和 13 年度	
80.4%	82.1%	84.4%	88%以上	未達成

（２）当初計画の取り組みの評価

当初計画の施策に関する実施状況は、表４－６に示すとおりです。

表４－６（１）　当初計画の施策に関する実施状況【排出抑制・水環境の保全】

区分	施策項目	実　績	評　価	今後の方向性
行政	取組１ 区域に応じた生活排水処理	下水道区域における接続及び浄化槽区域における合併処理浄化槽への転換について、市公式ウェブサイトで啓発した。	地域の処理形態に応じた接続・転換の啓発を実施している。生活排水処理率は R3 年度の 80.3%から R7 年度の 82.1%へ 1.8 ポイント上昇した。一方、当初計画の R8 年度目標値 84.4%は未達成であることから、引き続き生活排水処理の普及を図る必要がある。	継続
	取組２ 公共下水道の整備推進	公共下水道への接続促進について、訪問及び郵送物による啓発を実施した。 R7 年度の下水道接続率は 93.5%である。	公共下水道への接続促進を継続している。公共下水道人口は R3 年度の 20,765 人から R7 年度の 22,110 人へ 1,345 人増加している。今後も接続促進を継続する必要がある。	継続
	取組３ 合併処理浄化槽の転換啓発	R6 年度に転換時の補助金額を増額した。R8 年度には設置だけでなく、転換による単独浄化槽の撤去工事や宅内配管の工事にも補助金が出るようメニューを拡充した。R5 年度まで指定地域内を巡回し浄化槽の管理状況を確認する浄化槽パトロールを実施。R6 年度から郵送による啓発に変更した。	補助制度の拡充や啓発方法の変更を実施している。一方、R6 年度からの郵送による啓発では、約 430 件の送付に対して単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換は 1 件であり、効果は限定的であった。単独処理浄化槽人口は R3 年度の 8,890 人から R7 年度の 7,800 人へ 12.3%減少している。引き続き転換促進に向けた取り組みを進める必要がある。	継続
	取組４ 水質汚濁負荷の低減	調理くず、食品残渣、廃食用油、食器などの汚れの除去などについて、市公式ウェブサイトで啓発した。 市内の河川の水質調査をしたところ、水質は良好に保たれている。	水質汚濁負荷の低減に向けた生活上の取り組みを啓発しており、今後も取り組みを継続する必要がある。	継続
	取組５ 資源化の検討	汚泥の資源化は実施しておらず、今後の施設の在り方の方向性を踏まえて検討することとしている。	現時点では汚泥の資源化は実施しておらず、施設の今後の方向性と併せて検討する段階にある。今後、施設の在り方を踏まえて資源化の可能性を検討する必要がある。	継続

市民・事業者	取組６ 生活排水処理施設の利用促進	公共下水道の接続、合併処理浄化槽への転換を行うほか、浄化槽の保守点検・法定検査を実施している。	生活排水処理に関する複数の取り組みを実施している。生活排水処理率は R3 年度の 80.3%から R7 年度の 82.1%へ 1.8 ポイント上昇した。一方、当初計画の R8 年度目標値 84.4%は未達成であることから、引き続き接続・転換及び適正管理を促進する必要がある。	継続
	取組７ 市民における方策	節水、調理くず・汚れの除去、洗剤の使用抑制、風呂水の再利用などに努めた。	市民による生活排水負荷低減に向けた取り組みを継続して啓発しており、今後も啓発を継続する必要がある。	継続
	取組８ 事業所における方策	水質汚濁防止法に基づく公共用水域汚濁原因となる物質の適正な処理を行っている。	県の立入検査への同行や定期的な水質監視を実施し、事業所からの排水などに対する監視を行っている。今後も監視・測定を維持する必要がある。	継続

表４－６（２）　当初計画の施策に関する実施状況
【収集・運搬、処理・処分、その他の取り組み】

区分	施策項目	実　績	評価	今後の方向性
収集・運搬の取り組み	取組１ し尿などの収集運搬の実施	市域を２地区に分け、許可業者によるし尿・浄化槽汚泥の収集・運搬を継続して実施した。	許可業者による収集・運搬体制を継続している。今後も安定した収集・運搬体制を維持する必要がある。	継続
	取組２ 許可業者への指導	清掃業者から清掃記録、業務状況報告、適正実施不可報告書などを受け、情報交換やヒアリングなどを実施した。	許可業者の業務状況を確認し、情報交換やヒアリングなどを継続している。今後も適正な収集・運搬の確保に向け、指導・確認を継続する必要がある。	継続
	取組３ 収集・運搬許可の方針	R4 年度から R8 年度まで、既存の２業者に収集・運搬の許可を行っている。	計画に沿って既存許可業者を基本とした許可運用を行っている。今後も収集・運搬の実態を踏まえ、適正な許可体制を維持する必要がある。	継続
中間処理の取り組み	取組４ 適正処理と維持管理	中島苑でし尿・浄化槽汚泥を継続処理し、放流水について水質管理を行っている。脱水ケーキは美化センターで焼却後、焼却残渣を最終処分場で処分している。	し尿・浄化槽汚泥の処理及び処分を継続し、放流水について適正な水質管理を行っている。一方、施設の老朽化が進んでいるため、施設の今後の整備方針について検討を進める必要がある。	継続
最終処分の取り組み	取組５ 安全で安定した最終処分	し尿処理後の脱水ケーキを美化センターで焼却し、焼却残渣を最終処分場で埋立処分した。沈砂についても最終処分場で処分した。	し尿処理に伴う脱水ケーキ及び沈砂を適正に処分している。今後も安全で安定した処理・処分を継続する必要がある。	継続

その他の取り組み	取組６ 災害発生時のし尿処理・処分	災害対応に伴うし尿処理・処分の実績はない。	災害対応の機会がなく、実際の災害時におけるし尿処理・処分の対応状況を確認できる実績はない。今後も災害時の処理体制を確保する必要がある。	継続
	取組７ 市民・事業者に対する広報・啓発活動	浄化槽の日・下水道の日の啓発イベント、広報・回覧による情報発信、河川清掃、環境教育などを実施した。浄化槽パトロールはR5 年度まで実施し、R6～R7 年度は郵送啓発、R8 年度からは清掃業者による啓発へ変更した。	啓発イベント、河川清掃、環境教育などを継続して実施している。生活排水処理率は R3 年度の 80.3%から R7 年度の 82.1%へ上昇している。浄化槽の適正管理については啓発方法を変更していることから、今後も取り組みを継続する必要がある。	継続

（３）課題の整理

生活排水処理の現況、当初計画における施策の実施状況及び数値目標の達成状況等を踏まえ、本市におけるごみ処理の課題を以下のとおり整理しました。

表５　生活排水処理の課題

項目	具体的な課題
①生活排水処理率の向上	本市の令和７年度の生活排水処理率は 82.1％で、国・県平均や近隣市町と比較して低い水準にあります。県の令和８年度中間目標（89.5％）も下回っていることから、生活排水処理率のさらなる向上が課題となっています。 今後は、下水道整備区域における接続促進や区域外での合併処理浄化槽の普及を進めるとともに、単独処理浄化槽やし尿汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進し、生活排水の適正処理を推進する必要があります。
②浄化槽の整備推進	令和７年度時点で単独処理浄化槽人口は 7,800 人と依然として多く、生活雑排水が未処理となっていることから、合併処理浄化槽への転換促進が課題となっています。 本市では、補助制度の拡充や対象者への啓発を進めていますが、十分な転換実績には至っていません。今後は、これらの取組の効果を検証するとともに、清掃業者等との連携を含め、対象者に直接届く効果的な啓発・転換促進策を検討する必要があります。
③将来のし尿・汚泥処理体制	中島苑及びいずみ苑は老朽化が進んでおり、裾野市長泉町衛生施設組合では、令和８年度から両施設の統廃合、大規模改修、更新等を含めた今後の整備方針について検討を進めています。 今後は、将来のし尿及び浄化槽汚泥の処理量を踏まえ、必要な施設規模や処理方式等を検討し、安定的かつ効率的な処理体制を構築する必要があります。また、脱水ケーキ等については、最終処分量の低減や資源の有効利用を図るため、資源化の可能性を検討する必要があります。
④災害発生時のし尿などの処理・処分	災害時には、通常時を上回るし尿や浄化槽汚泥の発生が想定されるため、迅速かつ適正に処理・処分できる体制を平時から確保しておく必要があります。 災害廃棄物処理計画に基づき、収集・運搬、処理・処分体制を確認するとともに、周辺市町や関係事業者等との連携を強化し、実効性のある処理体制を整備する必要があります。

（４）施策の見直し・充実の方向

生活排水処理率の向上、浄化槽の適正な維持管理、生活排水処理施設の老朽化、災害時のし尿等処理への備え等を踏まえ、今後の施策の見直し・充実において、特に重点を置く分野を以下の４つに整理しました。

これらは、現行の施策体系を変更するものではなく、現状や課題、これまでの取組評価等を踏まえ、今後、既存施策の継続・拡充・見直しや新たな取組の検討を行う際の方向を示すものです。

表６　見直し・充実の方向性及び重点的に取り組む事項（生活排水処理）

見直し・充実の方向性	重点的に取り組む事項
１．区域に応じた適切な生活排水処理を推進する	○ 公共下水道への早期接続を促進する ○ 単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を促進する ○ 生活排水処理率の向上に向けた取組の効果を検証する
２．浄化槽の適正な維持管理を推進する	○ 浄化槽の法定検査・保守点検・清掃等の適正な実施を促進する
３．将来のし尿・汚泥処理体制を見据えた取組を進める	○ 中島苑・いずみ苑の将来の処理体制を検討する ○ 将来の処理量を踏まえた施設規模・処理方式を検討する ○ 汚泥資源化等を含めた環境負荷の低減を検討する
４．災害時に備えた生活排水処理体制を強化する	○ 災害時のし尿・浄化槽汚泥の処理体制を確保する ○ 自治体・民間事業者等との連携・受援体制を強化する ○ 災害時対応の訓練・シミュレーションの実施が必要

裾野市一般廃棄物処理基本計画
（骨子案）

令和８年９月

静岡県裾野市

目　次

第１章　基本的事項

１．計画策定の趣旨 1
２．計画の位置付け 2
３．環境像及び環境目標 3
　（１）環境目標 3
　（２）カーボンニュートラルシティ宣言 3
　（３）持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）との関わり 4
４．計画目標年度 5
５．計画の点検、見直し、評価 5
６．計画の対象廃棄物 6

第２章　市の概要

１．地域概要 7
　（１）位置・地形 7
　（２）人口及び世帯数 8
　（３）産業別就業人口 10
２．将来人口の見込み 11

第３章　ごみ処理基本計画

１．ごみ処理の沿革 12
２．ごみ処理の状況 13
　（１）ごみ処理フロー 13
　（２）生活系ごみの分別区分 14
　（３）生活系ごみの排出方法 15
　（４）ごみの排出量 17
　（５）資源化の実績 20
　（６）ごみ質分析結果 21
　（７）収集・運搬の概要 22
　（８）中間処理の概要 25
　（９）最終処分の概要 27
　（１０）ごみ処理経費の状況 29

３．ごみ処理の評価 30
（１）当初計画の目標達成状況 30
（２）当初計画の取り組みの評価 31
４．課題の整理 35
（１）ごみ減量化及び資源化 35
（２）ごみ分別の徹底 35
（３）生活系ごみの収集・運搬 36
（４）中間処理施設の適正な維持管理 36
（５）災害廃棄物の処理・処分 37
５．ごみ処理の基本方針 38
（１）基本方針 38
（２）基本方針達成のための役割 38

第４章　生活排水処理基本計画

１．生活排水処理の状況 58
（１）生活排水処理体系 58
（２）生活排水の処理主体 59
（３）処理形態別人口の推移 59
（４）生活排水処理率の推移 60
（５）し尿及び浄化槽汚泥の処理量 61
（６）周辺市町の生活排水処理状況 61
（７）下水道終末処理場の概要 62
（８）収集・運搬の概要 62
（９）中間処理の概要 63
（１０）最終処分の概要 63
２．生活排水処理の評価 64
（１）当初計画の目標達成状況 64
（２）当初計画の取り組みの評価 65
３．課題の整理 67
（１）生活排水処理率の向上 67
（２）浄化槽の整備推進 67
（３）将来のし尿・汚泥処理体制 68
（４）災害発生時のし尿などの処理・処分 68
４．生活排水処理の基本方針 69
（１）基本方針 69
（２）基本方針達成のための役割 70

第１章　基本的事項

１．計画策定の趣旨

平成 12 年、国は循環型社会の形成に向けた基本事項を定めた「循環型社会形成推進基本法」を制定し、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会構造から、廃棄物の発生抑制と資源の有効利用を図る「循環型社会」への転換を目指す方針を明確にしました。その後、「廃棄物処理法」の改正や各種リサイクル法の制定に加え、令和元年（2019 年）には「食品ロス削減推進法」、令和 4 年（2022 年）には「プラスチック資源循環法」が施行されるなど、廃棄物を取り巻く法制度はさらに整備されています。

静岡県では、「第 4 次静岡県循環型社会形成計画」を策定し、「３Ｒの推進」や「サーキュラーエコノミー（循環経済）に向けた基盤づくり」を基本方針として、循環型社会の形成に向けた取り組みを推進しています。また、人口減少によるごみ排出量の減少や施設の老朽化などを踏まえ、将来にわたって安定的かつ効率的な廃棄物処理体制を確保するため、令和 4 年に「静岡県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」を策定しました。これを踏まえ、裾野市（以下「本市」といいます。）を含む東部地域の 3 市 2 町（裾野市、三島市、熱海市、長泉町及び函南町）では、ごみ処理の広域化に向けた協議を進めています。

本市では、令和 3 年 1 月に「第 5 次裾野市総合計画」を策定し、令和 8 年度からは社会情勢の変化を反映した「後期基本計画」へと移行しました。また、令和 8 年 3 月には「第 3 次裾野市環境基本計画」を策定し、「富士山のすその　水・緑・人の調和が未来を紡ぐまち」を望ましい環境像として掲げ、脱炭素社会の実現や資源が循環するまちづくりに向けた取り組みを推進しています。

本市の廃棄物処理は、令和 4 年 3 月に策定された「裾野市一般廃棄物処理基本計画」（以下「当初計画」といいます。）に基づき、市民・事業者・行政の連携と協働のもと、廃棄物の発生抑制、資源循環及び適正処理に取り組んできました。当初計画は令和 4 年度から令和 13 年度までの 10 年間を計画期間とし、令和 8 年度を中間目標として、計画期間の 5 年目に中間見直しを行うこととしています。

現在、当初計画の中間目標年度である令和 8 年度を迎えたことから、これまでの施策の実施状況や数値目標の達成状況を点検・評価するとともに、廃棄物を取り巻く社会情勢の変化や新たな課題を踏まえ、計画の中間見直しを行うものです。

本計画は、廃棄物処理法第 6 条の規定に基づき、環境負荷の少ない循環型社会を構築し、良好な環境を将来世代へと継承するため、市民・事業者・行政が連携して取り組むための指針として策定するものです。

なお、非常災害時における廃棄物の処理等に関する施策に関する事項については、令和４年３月に裾野市災害廃棄物処理計画を別途策定しています。

２．計画の位置付け

本計画は、第３次裾野市環境基本計画の個別計画として位置付けられます。

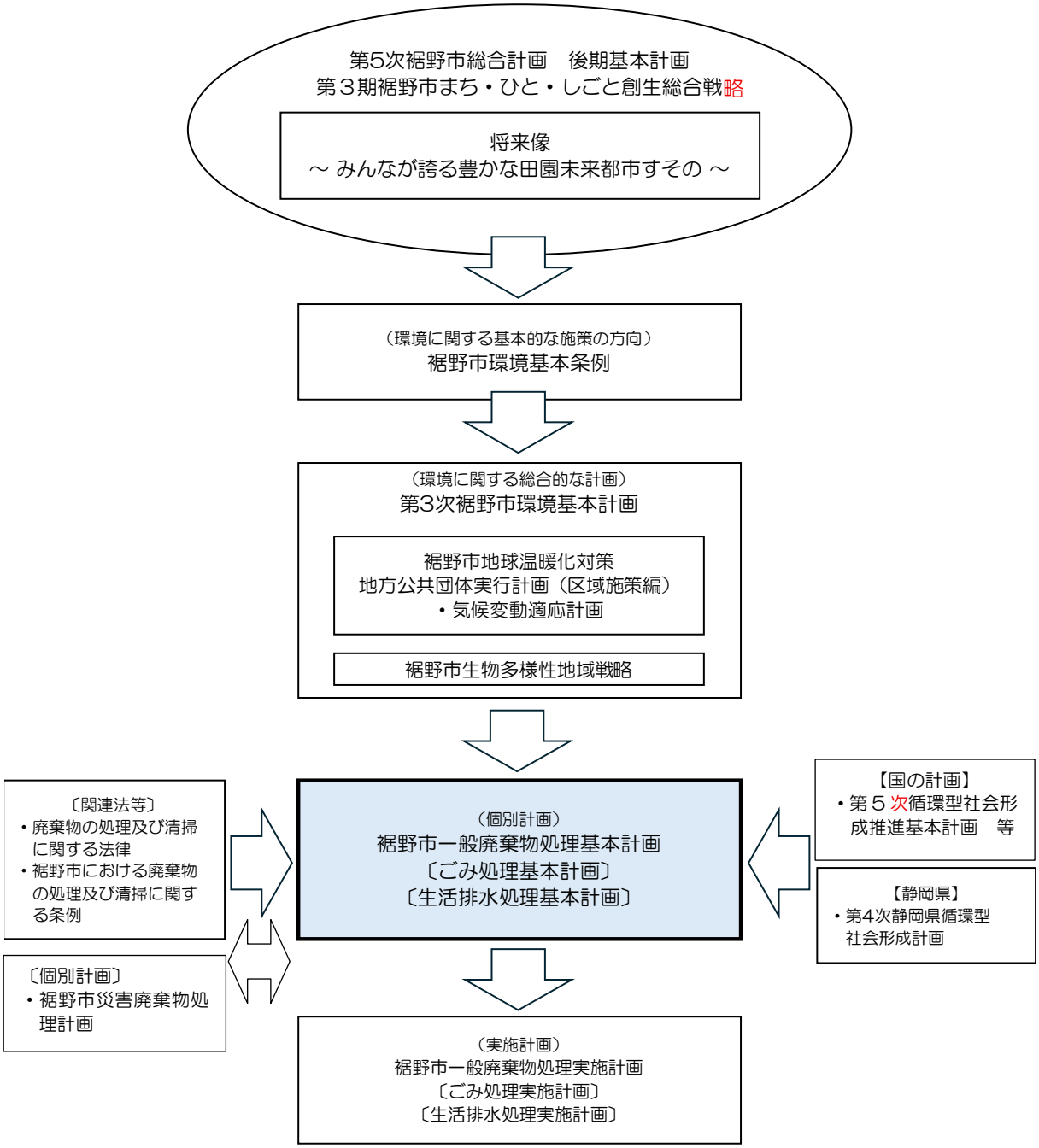


図１－１　計画の位置付け

３．環境像及び環境目標

（１）環境目標

裾野市は、富士山のふもとに広がり、東には箱根外輪山、西には愛鷹連山に囲まれた自然豊かなまちです。令和３年１月に策定され、令和７年度に改定された「第５次裾野市総合計画（後期基本計画）」では、まちの将来像を「みんなが誇る豊かな田園未来都市すその」としています。また、令和８年３月に策定された「第３次裾野市環境基本計画」においては、環境像を「富士山のすその　水・緑・人の調和が未来を紡ぐまち」とし、総合的、体系的に施策を展開しています。

本計画は、総合計画および環境基本計画に示された環境像・環境目標を踏まえ、廃棄物処理に関する基本的な考えや施策の方向性を示すものです。

環境目標

環境目標１	快適で安心して暮らせるまち
環境目標２	人と自然が共生するまち
環境目標３	資源が循環するまち
環境目標４	気候変動に適応した脱炭素のまち
環境目標５	みんなで持続可能な社会を実現するまち

（２）カーボンニュートラルシティ宣言

本市は、令和３年10月に「カーボンニュートラルシティ」を宣言し、令和５年３月には「2050年カーボンニュートラルシティ実現に向けたロードマップ」を策定しました。令和32（2050）年までに温室効果ガス排出の実質ゼロを目指し、第３次環境基本計画に内包された「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」に基づき、「ひと」「仕組み」「技術」の３つの柱を基軸にカーボンニュートラルに取り組んでいます。

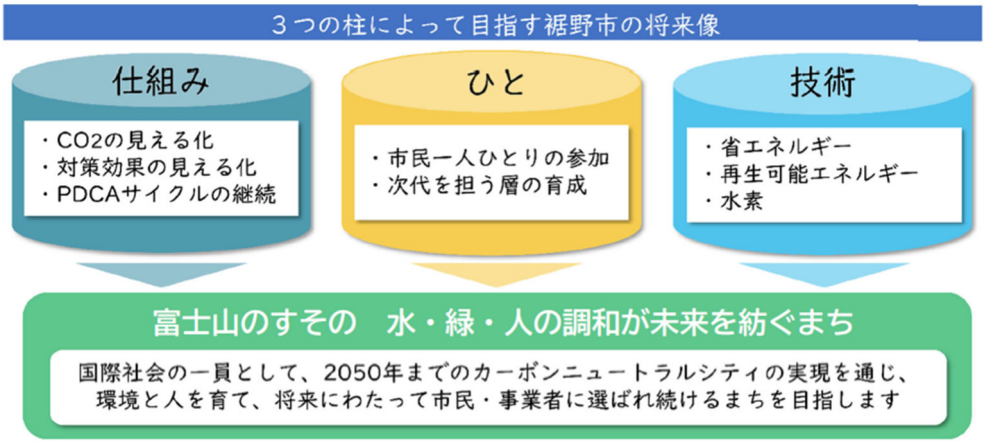


図１－２　カーボンニュートラルで実現する姿と３つの柱

（３）持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）との関わり

平成 27 年 9 月 25 日に、ニューヨーク・国連本部で開催された国連サミットで「持続可能な開発のための２０３０アジェンダ」が採択されました。その中核となるのが、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：ＳＤＧｓ）です。

ＳＤＧｓは、途上国だけでなく先進国を含む全ての国を対象とした、持続可能な開発目標のための 17 のゴールからなる国際目標です（図１－３）。

このうち、本計画における廃棄物に関連性の高い主な分野を以下に示します。

○ゴール４（質の高い教育をみんなに）

環境や廃棄物分野の技術的・職業的スキルを有する人材を、講習会や研修会などで育成する。

○ゴール６（安全な水とトイレを世界中に）

すべての人が安全な水と衛生施設を利用できる環境を確保することにより、公衆衛生の向上と生活環境を改善する。

○ゴール 11（住み続けられるまちづくりを）

循環型社会構築に向けた技術支援により、都市における廃棄物処理のレベルの向上に貢献する。

○ゴール 12（つくる責任、つかう責任）

製品ライフサイクルを通じた廃棄物管理による健康や環境への影響の最小化、廃棄物発生量の削減と普及啓発活動により、持続可能な生産消費形態を確保する。

○ゴール 14（海の豊かさをまもろう）

プラスチック類など、海洋ごみの発生抑制に努め、海洋汚染を防止し、海の豊かさを守る。



図１－３　ＳＤＧｓにおける 17 のゴール

４．計画目標年度

当初計画は、令和 4 年度を初年度、令和 13 年度を目標年度とする 10 年間の計画であり、令和 8 年度を中間目標年度としていました。本計画では、当初計画（令和 4 年度～令和 7 年度）の施策の実施状況などを点検評価し、その結果を踏まえて計画の見直しを行いました。

なお、廃棄物を取り巻く社会環境や計画策定の前提条件などに大きな変更があった場合には、数値目標や重点施策などの達成度、各取り組みの進捗状況を踏まえ、見直しを行うものとします。

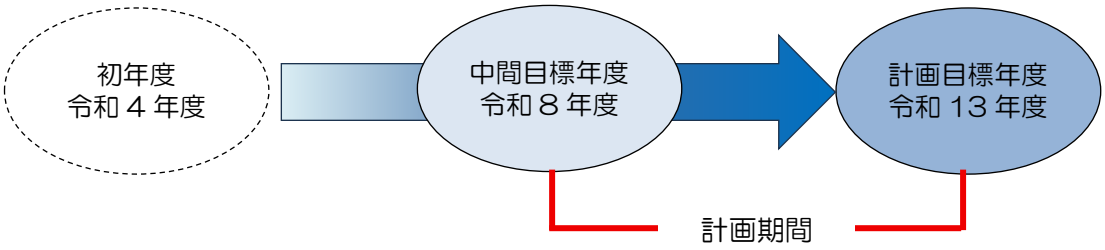


図１－４　計画目標年度と計画期間

５．計画の点検、見直し、評価

本計画の目標を達成するため、計画の各段階において進捗状況を点検・評価し、次の施策展開に反映させていく必要があります。また、廃棄物を取り巻く社会情勢は日々変化していることから、新たな知見を随時取り入れていくことも重要と考えられます。そのため、計画の進捗状況について、施策ごとにＰＤＣＡサイクルに基づく点検･評価を行うものとします。

点検では、数値目標の進捗状況を分析・評価し、問題点を整理します。これにより、施策や取り組みの課題を明確にし、取り組みに反映させるとともに、必要に応じて基本計画及び実施計画の見直しを行うものとします。また、市民や事業者の取り組みや活動を把握するとともに、寄せられた情報や意見についても検討していくものとします。

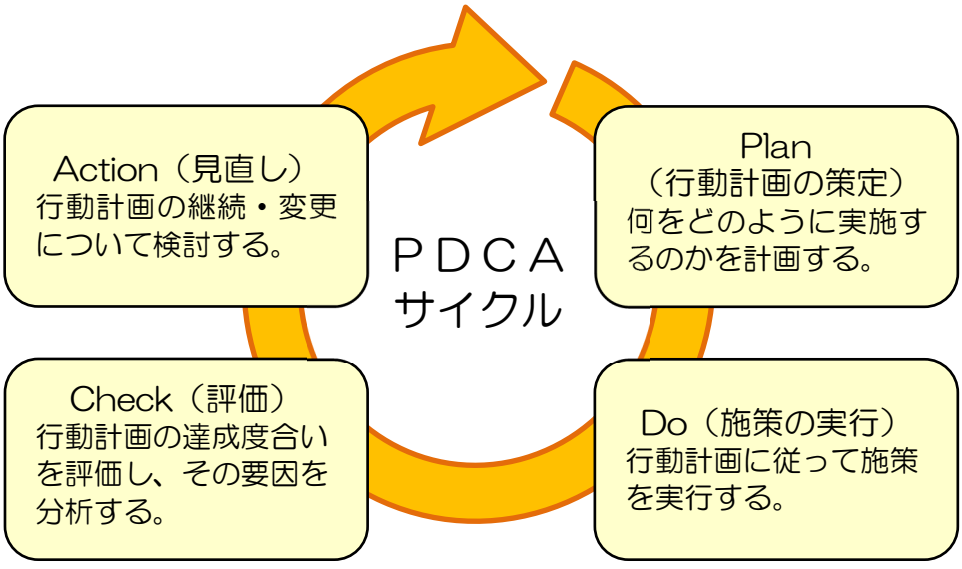
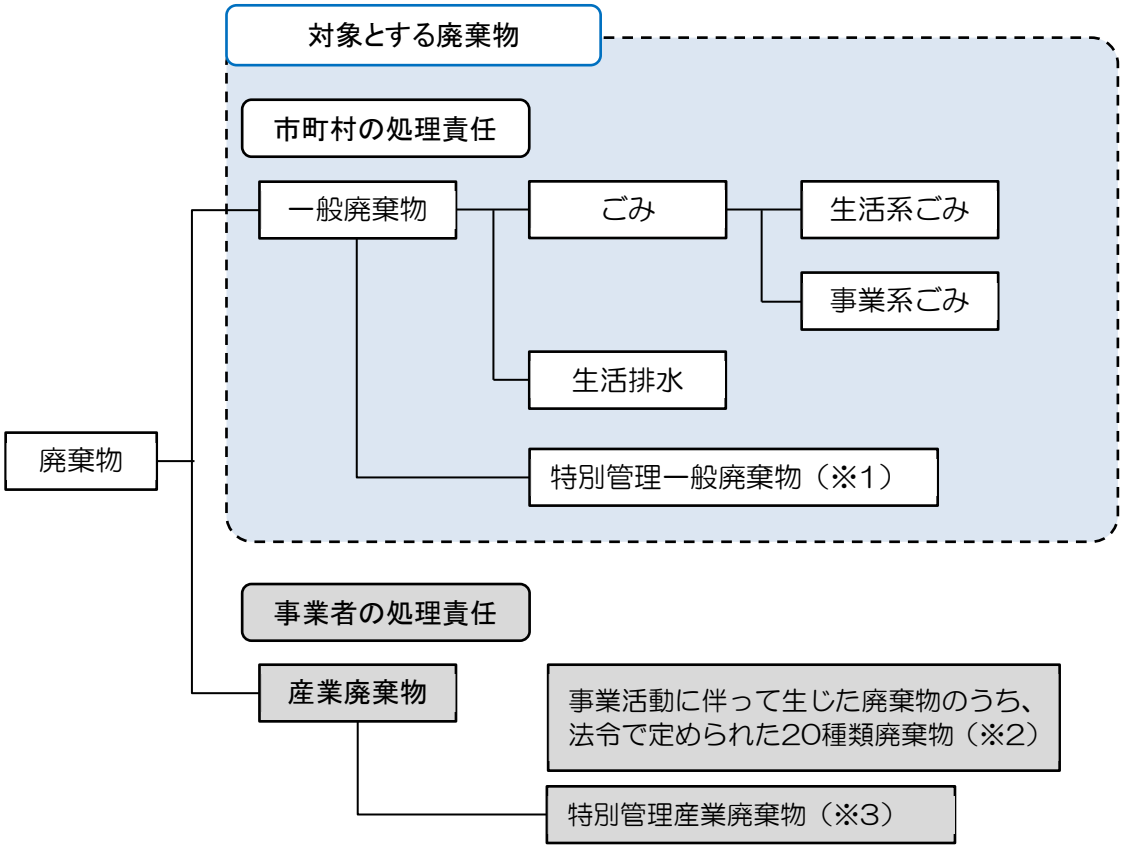


図１－５　ＰＤＣＡサイクルのイメージ図

６．計画の対象廃棄物

廃棄物は、大きく一般廃棄物と産業廃棄物の２つに区分されます。一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物のことをいいます。産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律その他政令で定められている 20 種類のものと、輸入された廃棄物のことをいいます。

本計画で対象とする廃棄物は、ごみと生活排水を含む「一般廃棄物」とします。



※1　爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物（PCB 使用部品、ばいじん、ダイオキシン類含有物、感染性一般廃棄物）

※2　①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類、⑦ゴムくず、⑧金属くず、⑨ガラスくず、⑩鉱さい、⑪がれき類、⑫ばいじん、⑬紙くず、⑭木くず、⑮繊維くず、⑯動植物性残さ、⑰動物系固形不要物、⑱動物のふん尿、⑲動物の死体、⑳以上の種類の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの（コンクリート固形化物）等

※3　爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物（廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物等）

（資料：廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃棄物処理法施行令第１条、第２条の４）

図１－６　対象廃棄物

第２章　市の概要

１．地域概要

（１）位置・地形

静岡県の東部、富士山のふもとに位置し、総面積は 138.12km²、東西 23.5km、南北 23.0km の広がりをもち、北東に細長い形状をしています。

市域は北に御殿場市、西に富士市、南に長泉町、三島市、東に神奈川県箱根町と接しており、首都東京からは 100km 圏内に位置しています。

東には箱根外輪山、西には愛鷹連山が連なっており、気候は温暖で、交通の便も良く、豊かな自然と産業が調和したまちです。

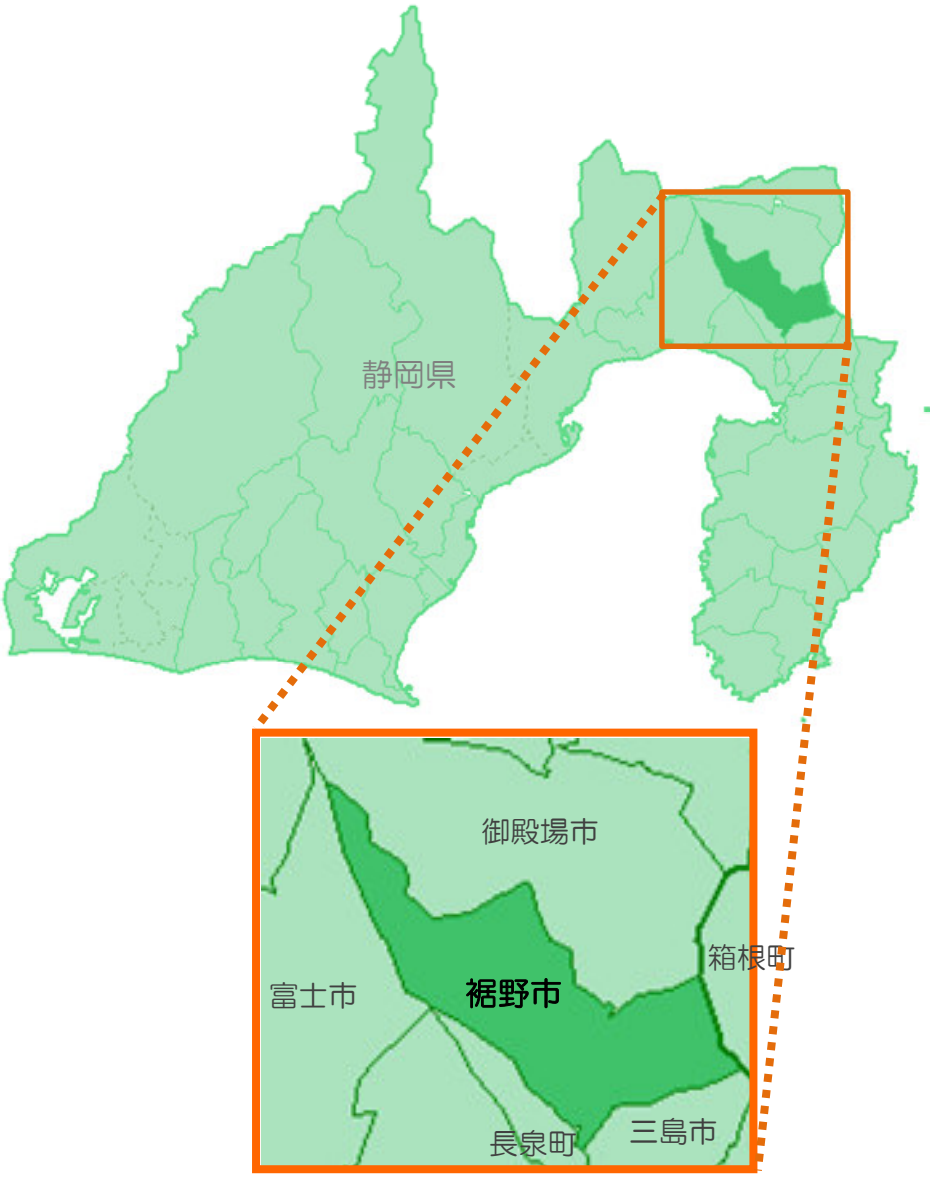
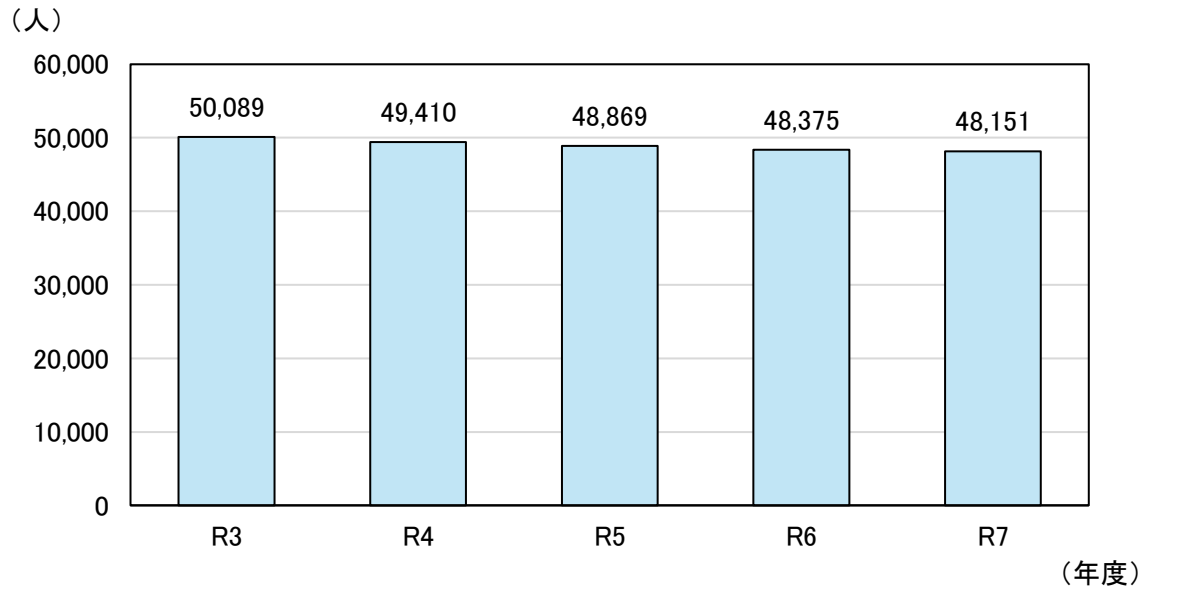


図２－１　位置関係

（２）人口及び世帯数

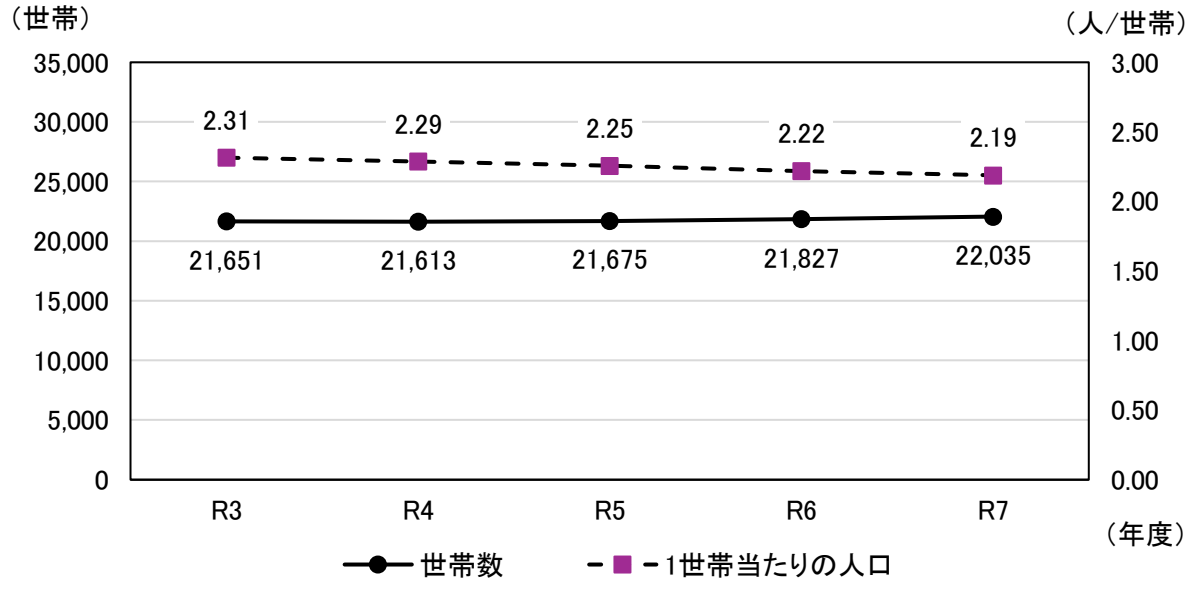
人口及び世帯数は図２－２及び図２－３に示すとおりです。

人口は減少する一方、世帯数は緩やかに増加しています。1 世帯当たりの人数は、令和 3 年度の 2.31 人/世帯から令和 7 年度の 2.19 人/世帯に減少しており、世帯の小規模化が進んでいます。



資料：裾野市住民基本台帳（４月１日人口を前年度末人口とする）

図２－２　人口の推移



資料：裾野市住民基本台帳（４月１日人口を前年度末人口とする）

図２－３　世帯数及び世帯人数の推移

年齢別人口の推移は表２－１に、人口ピラミッドは図２－４に示すとおりです。

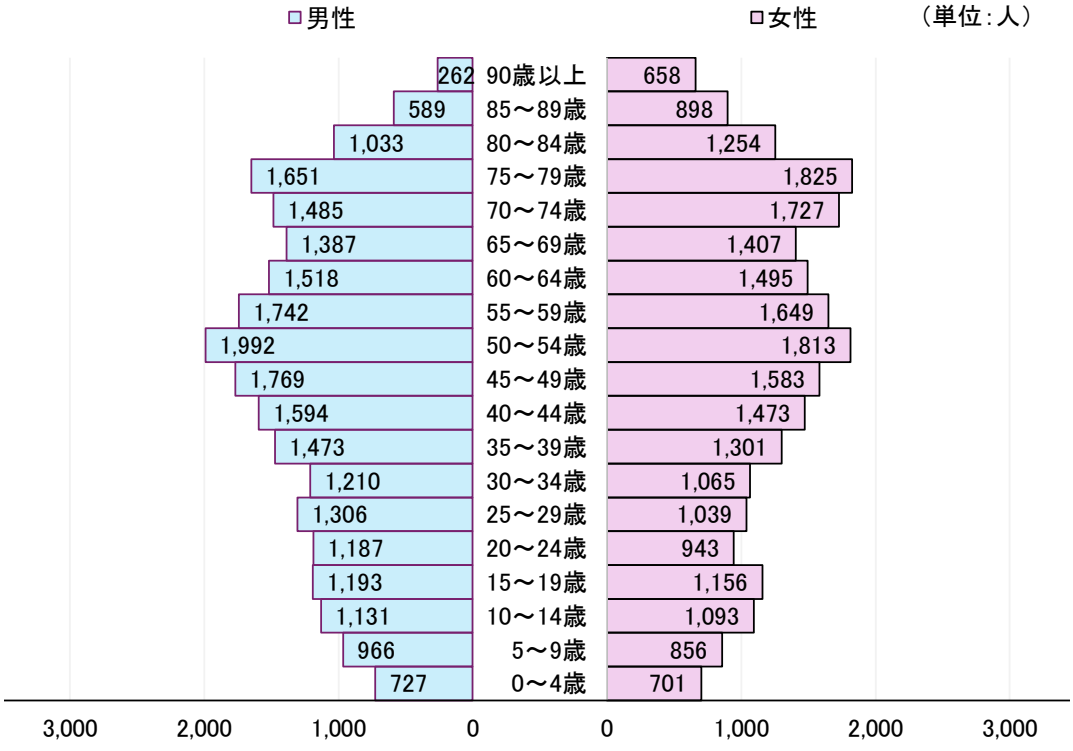
高齢化は緩やかに進んでおり、令和 2 年の 65 歳以上の人口割合は 26.8%で超高齢社会※となっています。男女別年齢別構成では、男性は 50～54 歳、女性は 75～79 歳が最も多く、次いで男性は 45～49 歳、女性は 50～54 歳が多くなっています。

※総人口に占める 65 歳以上の人口割合を高齢化率といい、高齢化率が 21%を超えた社会を「超高齢社会」といいます。
日本では令和 7 年度 10 月 1 日現在の高齢化率は 29.4%です。（資料：令和 8 年版　高齢社会白書　内閣府）

表２－１　年度別人口の推移

年	総人口	年少人口 (0～14歳)		生産年齢人口 (15～64歳)		老年人口 (65歳以上)	
		人	%	人	%	人	%
H17	53,062	8,213	15.5	36,395	68.6	8,453	15.9
H22	53,687	8,170	15.2	35,258	65.7	10,259	19.1
H27	52,737	7,672	14.6	32,448	61.8	12,384	23.5
R2	50,911	6,853	13.6	30,028	59.4	13,667	26.8
R7	47,341						

資料：国勢調査



資料：裾野市住民基本台帳（令和８年４月１日）

図２－４　人口ピラミッド

（３）産業別就業人口

産業別就業人口の推移は、表２－２に示すとおりです。

令和 2 年における就業人口の構成は第 1 次産業が 2.0%、第 2 次産業が 37.4%、第 3 次産業が 60.6%となっています。第 3 次産業では、卸売・小売業及び医療・福祉業などの就業者が多くなっています。

産業別就業人口（大分類）割合の推移をみると、第 1 次産業、第 2 次産業、第 3 次産業のいずれも、多少の増減を繰り返しながら概ね横ばいで推移しています。

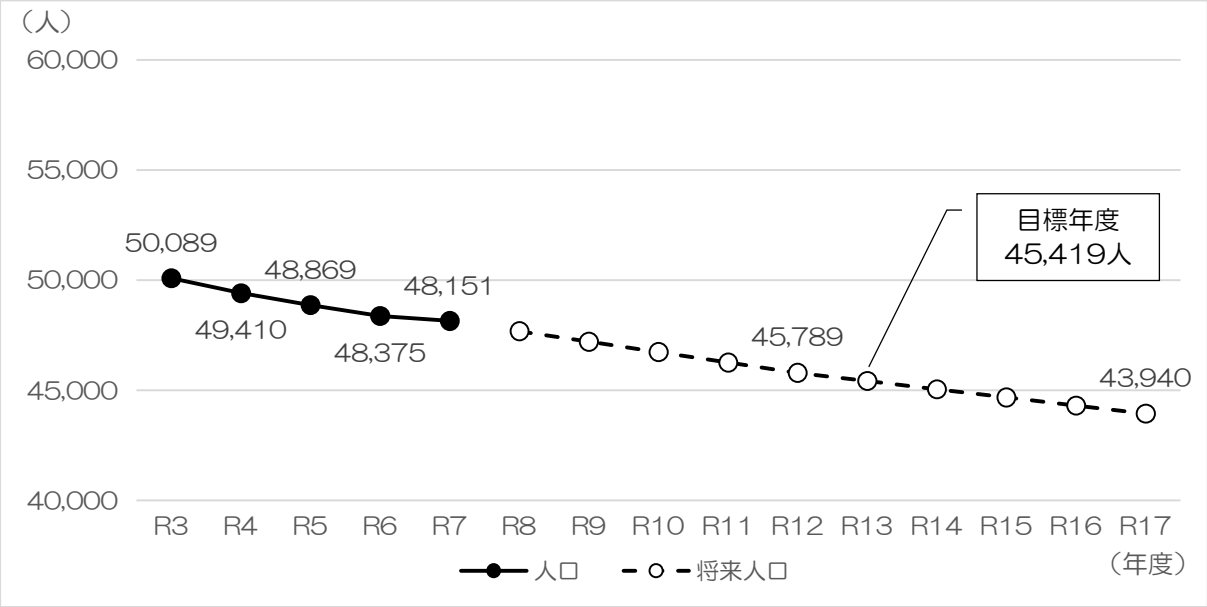
表２－２　産業別就業人口（大分類）の推移

産業分類	平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	就業人口	構成比	就業人口	構成比	就業人口	構成比	就業人口	構成比
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
総数	28,576	100	27,655	100	26,947	100	25,520	100
第1次産業	837	2.9	542	2	570	2.1	505	2.0
農業	813	2.8	520	1.9	549	2.0	472	1.8
林業	19	0.1	17	0.1	17	0.1	29	0.1
漁業	5	0.0	5	0.0	4	0.0	4	0.0
第2次産業	10,473	36.6	10,456	37.8	10,556	39.2	9549	37.4
鉱業	1	0.0	1	0.0	0	0.0	0	0
建設業	1,998	7	1,633	5.9	1,417	5.3	1,469	5.8
製造業	8,474	29.7	8,822	31.9	9,139	33.9	8,080	31.7
第3次産業	17,266	60.4	16,657	60.2	15,821	58.7	15,466	60.6
電気・ガス・熱供給・水道業	74	0.3	69	0.2	53	0.2	51	0.2
情報通信業	368	1.3	344	1.2	324	1.2	317	1.2
運輸業	1,269	4.4	1,332	4.8	1,264	4.7	1,347	5.3
卸売・小売業	3,639	12.7	3,088	11.2	2,951	11	3,002	11.8
金融・保険業	467	1.6	471	1.7	458	1.7	375	1.5
不動産業・物品賃貸業	180	0.6	264	1	304	1.1	304	1.2
学術研究・専門・技術サービス業	-	-	2,766	10	1,419	5.3	1,401	5.5
宿泊業・飲食サービス業	1,232	4.3	1,376	5.0	1,351	5.0	1,307	5.1
生活関連サービス	-	-	1,132	4.1	1,055	3.9	1,081	4.2
教育・学習支援業	1,074	3.8	1,107	4.0	1,043	3.9	1,064	4.2
医療・福祉	1,871	6.5	2,190	7.9	2,446	9.1	2,703	10.6
複合サービス事業	204	0.7	118	0.4	171	0.6	145	0.6
サービス業（他に分類されないもの）	5,978	20.9	1,295	4.7	1,401	5.2	1,453	5.7
公務（他に分類されるものを除く）	801	2.8	817	3.0	888	3.3	816	3.2
分類不能の産業	109	0.4	288	1.0	693	2.6	100	0.4

資料：国勢調査

２．将来人口の見込み

本計画の将来人口は、裾野市第５次総合計画などの上位計画で採用されている「日本の地域別将来推計人口（令和 5 年 3 月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）で示される推計人口を採用します。



資料：「日本の地域別将来推計人口（令和５年３月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）
※①R3～R7　　：実績値（各年度３月 31 日現在）
②R12,R17　　：推計値（日本の地域別将来推計人口（令和５年３月推計））
③上記以外の年度については、R12 及び 17 の推計人口を直線補間して計算した。

図２－５　本市における人口の推移と将来人口の推計値

第３章　ごみ処理基本計画

１．ごみ処理の沿革

ごみ処理の沿革は、表３－１に示すとおりです。

表３－１　ごみ処理の沿革

年　月	動　向
昭和 35 年	簡易焼却炉建設
昭和 44 年 12 月	ごみ焼却場建設着工
昭和 46 年２月	ごみ焼却場竣工
昭和 49 年	直営から委託収集（深良地区）
昭和 59 年	直営から委託収集（須山地区・富岡地区（一部）
昭和 59 年４月	ごみ焼却場から裾野市清掃センターへ施設名称改正
昭和 59 年７月	資源ごみ（金属類）収集開始
昭和 60 年 10 月	一般廃棄物最終処分場着工
昭和 61 年 10 月	新清掃センター建設着工
昭和 62 年	直営から委託収集（富岡地区（全区）・東地区（久根・公文名・三菱））
昭和 62 年３月	一般廃棄物最終処分場竣工
昭和 63 年３月	新清掃センター建設竣工
平成元年９月	直営から委託収集（西地区・東地区） 粗大ごみ収集開始
平成４年４月	ごみ減量推進協議会設置要綱施行
平成４年 10 月	指定袋導入（可燃ごみ・不燃ごみ） 資源ごみ（リサイクルびん）収集開始 プラスチック製容器包装　モデル地区収集（須山・石脇地区）
平成７年４月	裾野市清掃センターから裾野市美化センターへ施設名称改正
平成９年 10 月	資源ごみ　モデル地区収集（滝頭・道上・佐野上町・石脇地区）
平成 11 年４月	資源ごみ収集開始（全市域）
平成 13 年２月	三島市と一般廃棄物処理に関する緊急時相互援助協定締結
平成 13 年４月	資源ごみ（牛乳パック）収集開始 資源ごみ（白色トレイ）拠点回収開始
平成 16 年２月	プラスチック製容器包装ステーション収集開始（指定袋青色導入） ペットボトルの拠点回収開始
平成 17 年４月	高齢者等の粗大ごみ個別収集開始
平成 22 年８月	ごみ焼却設備経年劣化更新工事　平成 28 年までの７ヶ年延命化工事
平成 24 年５月	東日本大震災災害廃棄物受入れ
平成 26 年３月	一般廃棄物最終処分場（第二期）整備事業着工
平成 26 年４月	衣類の拠点回収開始
平成 27 年４月	小型家電の拠点回収開始 資源ごみ（充電池・ボタン電池・天ぷら油、雑がみ類）収集開始
平成 28 年１月	一般廃棄物最終処分場（第二期）整備事業完成・竣工
平成 28 年４月	資源ごみ（水銀含有製品）収集開始
平成 28 年 10 月	一般廃棄物最終処分場（第二期）供用開始
平成 29 年４月	事業系一般廃棄物の排出指導の徹底
平成 31 年４月	資源ごみ（スプレー缶）収集開始
令和元年 10 月	事業系ごみ手数料改定
令和６年８月	粗大ごみリユース事業開始
令和７年４月	雑がみの出し方の変更 その他金属と家電製品の分別回収を開始
令和８年４月	ペットボトルの資源ステーションでの回収を開始
令和８年 10 月	美化センターへの直接持ち込みごみの有料化 粗大ステーションでの回収廃止 粗大ごみの戸別収集事業の開始（高齢者等の粗大ごみ個別収集を廃止）

資料：裾野市環境市民部生活環境課

２．ごみ処理の状況

（１）ごみ処理フロー

ごみ処理フローは、図３－１に示すとおりです。

市内の一般家庭及び事業所から分別して排出されたごみを、美化センターで焼却及び破砕選別し、最終処分場において資源ごみの分別及び焼却残渣の埋立処分を行っています。

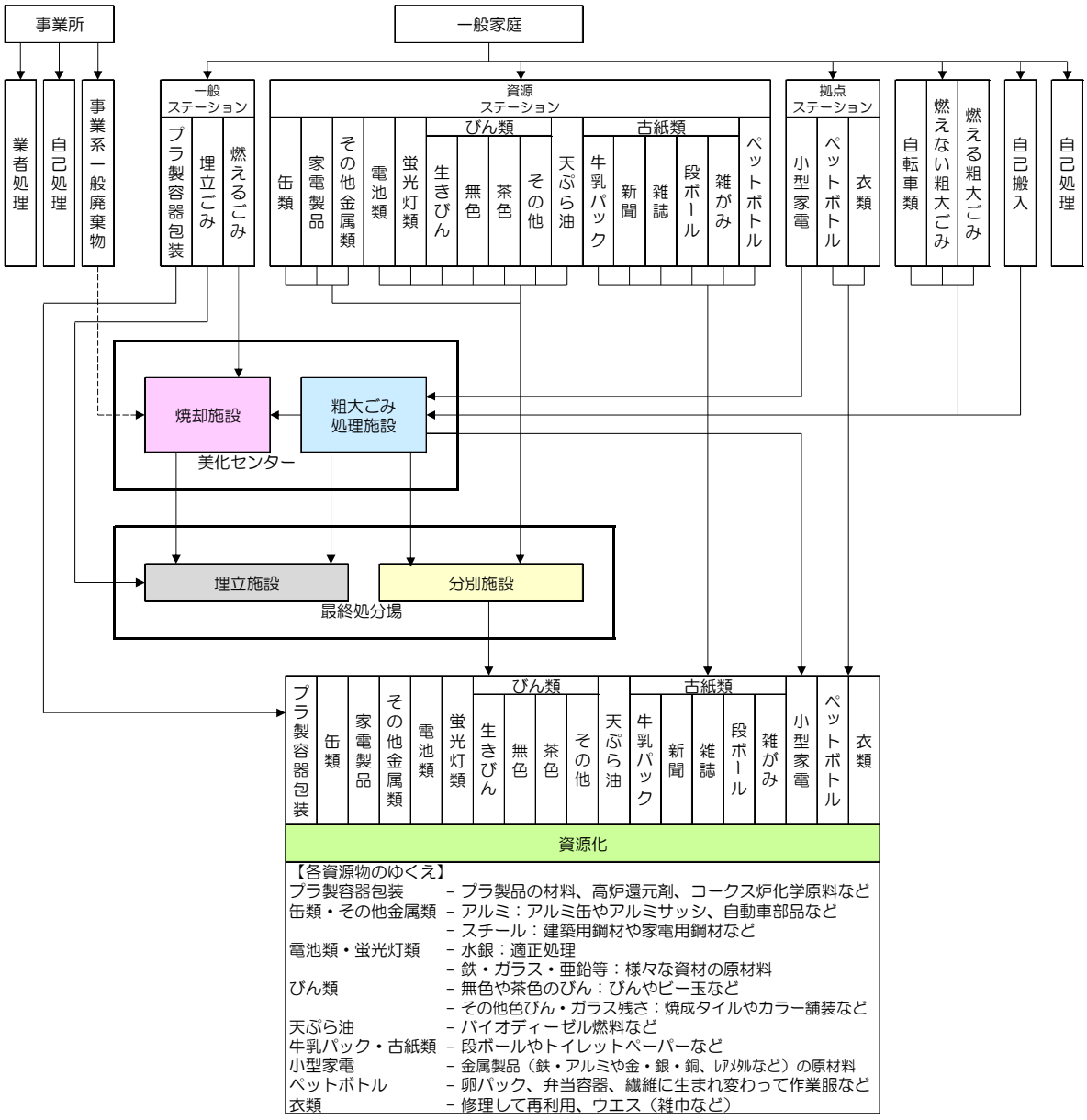


図３－１　ごみ処理フロー

（２）生活系ごみの分別区分

生活系ごみの分別区分は、表３－２に示すとおりです。

生活系ごみの区分は、大きく燃えるごみ、燃えないごみ（埋立ごみ）、燃える粗大ごみ、燃えない粗大ごみ、資源ごみに分けています。

表３－２　生活系ごみの分別区分

分別区分		主な品目・種類
燃えるごみ		生ごみ、紙おむつ、貝殻、資源物以外の紙、プラスチック製容器包装以外のプラスチック、切枝など
燃えないごみ（埋立）		食器、せともの、鉢、陶磁器、コップ、哺乳びん、耐熱ガラス、割れたビールびんなど
燃える粗大ごみ		たんす、木製机、木製ベッド、ソファー、カーペットなど
燃えない粗大ごみ		スチール机、スチール棚、パイプベッド、イス、脚立、物干し台、ベビーカーなど
自転車類		自転車、子ども用三輪車、一輪車など
資源ごみ	プラスチック製容器包装	洗剤の容器、食品ネット、食品トレイ、食品カップ、キャップ類、緩衝材、発泡スチロールなど
	古紙類	新聞・チラシ、雑誌、段ボール、雑がみ（お菓子の紙箱、薬の箱、トイレットペーパーやラップの芯、はがき、紙パック、牛乳パック）
	缶類	アルミ缶、スチール缶、海苔の缶、お菓子の缶
	スプレー缶	カセットボンベ、ヘアスプレー、ペイントスプレー
	その他の金属	傘、刃物類、油缶、使い捨てライターなど
	家電製品	オーディオ機器、家庭用ゲーム機、掃除機、時計など
	びん類	一升びん、ビールびん、調味料びん、ジュースびん、ジャムびん、栄養ドリンクびん、化粧品びんなど
	天ぷら油	サラダ油、オリーブオイルなどの植物性食用油
	電池類	乾電池、充電池、ボタン電池、コイン電池
	蛍光灯類	蛍光灯、電球、水銀式体温計、温度計
	ペットボトル	ジュース、お茶、しょうゆ、お酒などの空きペットボトル
	衣類	シャツ、ズボン、ブラウス、セーター、子供服、制服、ジャージ、ぬいぐるみ、リュック、ベルト、バッグ、革靴、スニーカーなど
	小型家電	携帯電話、スマートフォン、ノートパソコン、タブレット、これら製品の付属品

資料：裾野市ごみの出し方便利帳【改訂版】令和７年３月修正

（３）生活系ごみの排出方法

生活系ごみの排出容器、排出場所、収集回数などの排出方法は、表３－３に示すとおりです。

表３－３（１）　生活系ごみの排出方法（その１）

区分			排出方法	排出容器	排出場所	収集回数
燃えるごみ			・指定袋※（燃えるごみ用）に区名と氏名を記入して出す（指定袋に入らないものは束ね、区名と氏名を書く） ・金属類があるものは必ず取り外す ・一度に出せるのは約 30kg まで ・板、竹、枝は長さ 50cm、幅 30cm 以下に束ねる ・木の幹は直径 10cm 程度に割って、長さ50cm、幅30cm 以下に束ねる ・剪定木が大量に発生した場合、裾野市美化センターへ搬入する（長さ 50cm、幅 30cm 以下） ・ホースなどの長いものは 50cm 以下に切る ・布団、ござ、カーテン、カーペット（小）は１回につき、１枚ずつ丸めて出す ・おもちゃの電池は外して、資源ごみへ出す	指定袋（赤文字袋）	一般ごみステーション	週２回
燃えないごみ（埋立）			・指定袋（燃えないごみ用）に区名と氏名を記入して一般ステーションへ出す（指定袋に入らないものは束ね、区名と氏名を書く） ・殺虫剤のびん・耐熱ガラス・哺乳びんなどリサイクルに向かないものは燃えないごみ（埋立ごみ）に出す ＊窓ガラスは、収集しないごみ	指定袋（緑文字袋）	一般ごみステーション	２ヶ月に１回
粗大ごみ	燃える粗大ごみ		・粗大ごみは、50cm×50cm×80cm 以上の物を基本とする ・燃える、燃えないは、その物の割合の多い方へ出す ・食器棚などのガラス類は、あらかじめはずして燃えないごみ（埋立）に出す ・ストーブなどの灯油・電池は抜き取る ・冷蔵庫、冷凍庫、テレビ、洗濯機、衣類乾燥機、エアコンは家電リサイクル法の対象品目 ・事業活動（商い）に伴う粗大ごみは、市で収集しない ・一般家庭から出されたものでも収集しない物あり（自動車部品、農機具、オートバイ類、建設資材、建築廃材、薬品・危険物など）	―	戸別収集・自己搬入	随時
	燃えない粗大ごみ					
	自転車類					
資源ごみ	古紙類	新聞・チラシ	・新聞紙と折り込みチラシは一緒にし、30～40cm 位の厚さに束ねて白い紙ひもで十字に縛る ・雑誌類は混ぜない	―	資源ステーション	月２回
		段ボール	・可能な範囲で粘着テープなどは取り除く ・必ずたたんで白い紙ひもで十字にしばる			
		雑誌・雑がみ	・週刊誌、カタログ、文庫本、単行本、教科書など（付属の CD・DVD や化粧品などは取り除く。ホチキスの針はそのままで可） ・雑がみはまとめてひもで十字に縛って出す。または、雑誌などの間にはさみ、ひもで十字に縛って出す ・袋や段ボール箱に入れて風などで飛散しないようまとめて出すこともできる ・紙パック、牛乳パックは洗って、開いて、乾かした後、雑誌・雑紙に出す ・アルミニウムが使われた紙パックも対象。油の入っていた紙パックは、使い切って、たたんで、キャップを閉めて出す			
	缶類	アルミ缶スチール缶	・中を洗って出す ・タバコのすいがらなどごみを入れない ・アルミ缶、スチール缶は一緒にしてエコバッグに入れる ・菓子や海苔の缶も入れて可 ・ツナ缶、ペットのエサ缶などの油のついた缶は、「その他の金属」のコンテナへ入れる	エコバッグ		

表３－３（２）　生活系ごみの排出方法（その２）

区分			排出方法	排出容器	排出場所	収集回数
資源ごみ	スプレー缶		・中身を必ず使いきってから出す ・缶に穴をあけないで「スプレー缶」専用コンテナへ出す	コンテナ	資源ステーション	月２回
	その他の金属 家電製品		・50cm×50cm×80cm 以下の金属を出す ・小さな金属はコンテナに入れる ・大きな金属は所定の場所に出す ・使い捨てライターはガスを抜く ・刃物は厚紙にくるんで出す（カミソリ、カッターの刃も同様）	コンテナ		
	びん類	再使用びん（生きびん） 色別びん（無色、茶色、その他の色）	・びんの中を洗ってラベルは、はがさずに出す ・ふたを外して出す（金属のふたはその他の金属、プラスチックのふたはプラスチック製容器包装に出す） ・生きびん、無色、茶色、その他の色別に分けて出す ・コンテナの中へ横に倒して入れる（8 分目まで） ・色の判断がつかないびんはその他の色の分別コンテナへいれる ＊汚れの落ちないびん、殺虫剤のびん、耐熱ガラスは燃えないごみに出す	コンテナ		
	天ぷら油		・油はネジふた（スクリューキャップ）付で２リットル以下のペットボトルに移し替えて出す ・未開封の油はそのままの状態で出しても可 ＊灯油や機械油など食用以外の油及び動物性油、固形油は回収しない	コンテナ		
	電池類		・乾電池は透明なセロハンテープで絶縁の必要はない ・充電池、ボタン電池、コイン電池は端子の種類がわかるような透明なセロハンテープで絶縁して出す（色の付いたビニールテープは中身がわからないので使わない）			
	蛍光灯類 （水銀使用廃品）		・透明か半透明の袋に入れる ・割れたものも透明か半透明の袋に入れる ・コンテナに入らないものは地面に直置き ・ケースに入ったままでも可 ・蛍光灯、電球は水銀を含んだものでなくても可 ＊水銀式血圧計（家庭から排出されたもの対象）は直接美化センターへ搬入			
	ペットボトル		・ふたとラベルを外して中を洗った後、つぶして拠点となる店舗などの回収ボックスに入れる(ふたとラベルはプラスチック製容器包装に出す) ・対象は清涼飲料、酒類、しょうゆなどの調味料で、リサイクルマークがついているもの ＊非食品用（洗剤・シャンプーなど）や食用油類やソースなどのボトルは、洗ってプラスチック製容器包装に出す	エコバッグ		
				回収ボックス	拠点ステーション	施設開館時
	衣類		・透明または半透明の袋に入れて口を縛る（記名不要） ・衣類は洗って乾燥させてから出す ・指定の場所に設置してある回収ボックスに入れる ・靴下は左右ペアにして出す ・靴は衣類などとは別の袋に入れ、左右ペアで束ねて出す ＊まだ使えるものが対象。多少のしみ、薄くなったデザイン、擦り切れ、ほつれ、穴あき、のびてしまった衣類は可	回収ボックス	拠点ステーション	施設開館時
	小型家電		・40cm×20cm の投入口に入る使用済小型家電が対象 ・投入口に入らない使用済小型家電は、資源ごみ「その他の金属」へ出す ・個人情報を含む物はデータを削除する ・バッテリーは資源ごみ「電池類」の収集日に出す ・回収対象以外のものは回収ボックスに入れない	回収ボックス		
	プラスチック製容器包装		・指定袋（プラスチック製容器包装用）に区名と氏名を記入して一般ステーションへ出す ・食品、洗剤などの容器は中身を使い切ってから出す ・油などが付着して汚れの落ちにくいもの、中身の残ってしまうチューブ類は燃えるごみに出す ＊プラスチック製品でも対象とならないものは燃えるごみに出す（バケツ、おもちゃ、バッグ、文房具など） ・金属やガラスなどの異物がまざるとリサイクルをする機械の故障につながるため、必ず取り除く ・中身が確認できるよう、レジ袋などから出して捨てる ・ペットボトル本体は、市指定回収場所に出す	指定袋（青文字袋）	一般ごみステーション	週１回

※指定袋：本市では、ごみ処理手数料を上乗せせずに販売する、一定の規格を定めた「指定ごみ袋（指定袋）」の使用を市民の皆さまにお願いしています。

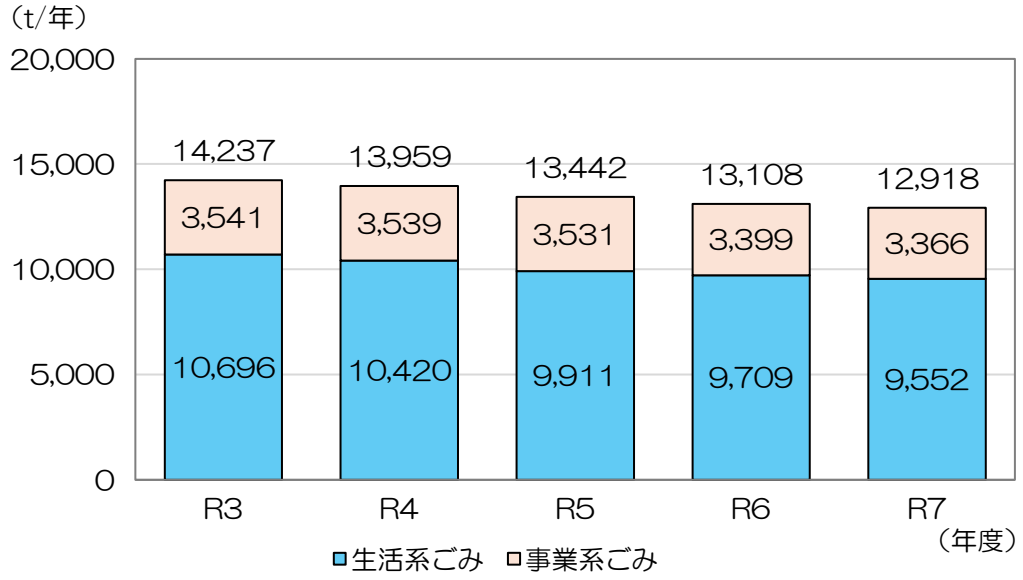
（４）ごみの排出量

① ごみ排出量の実績

ごみ排出量の推移は図３－２、市民及び事業者による美化センターへの自己搬入の状況は表３－４及び表３－５に示すとおりです。

ごみ排出量は、令和３年度の 14,237t/年から緩やかな減少傾向にあり、令和７年度には 12,918t/年（約 9%減）となっています。

生活系ごみ量は、令和３年度の 10,696t/年から減少傾向にあり、令和７年度には 9,552t/年（約 11%減）となっています。事業系ごみ量も減少傾向にあり、令和３年度 3,541t/年から令和７年度には 3,366t/年（約 5%減）となっています。



※事業系ごみには中島苑汚泥を含む。

図３－２　ごみ排出量の推移

表３－４　市民による美化センター自己搬入の状況

項目＼年度	R3	R4	R5	R6	R7
持込件数(件)	19,404	19,038	17,929	18,240	17,754
持込量（t/年）	1,081	1,079	998	1,019	996

※持込件数及び持込量は、可燃ごみ、埋立ごみ及び粗大ごみの合計である。

表３－５　事業者による美化センター自己搬入の状況

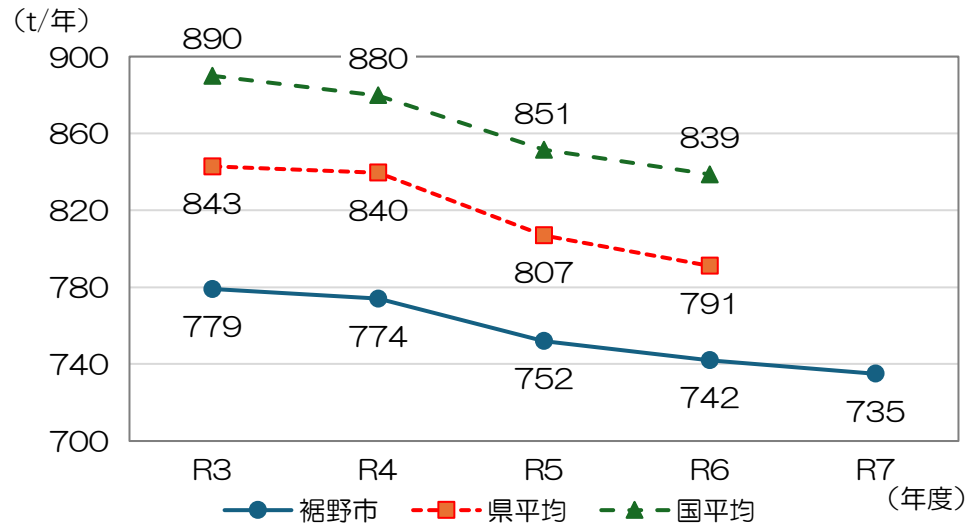
項目＼年度	R3	R4	R5	R6	R7
持込件数(件)	1,083	1,148	945	899	851
持込量（t/年）	185	198	186	175	154

※持込件数及び持込量は、可燃ごみ、埋立ごみ及び粗大ごみの合計である。

② １人１日平均排出量

１人１日平均排出量（以下「原単位」といいます。）は、図３－３に示すとおりです。

原単位は、令和３年度以降減少しており、令和７年度には 735g/人･日となっています。これは、国平均（令和６年度実績）839g/人･日、県平均（令和６年度実績）791g/人･日を下回っています。



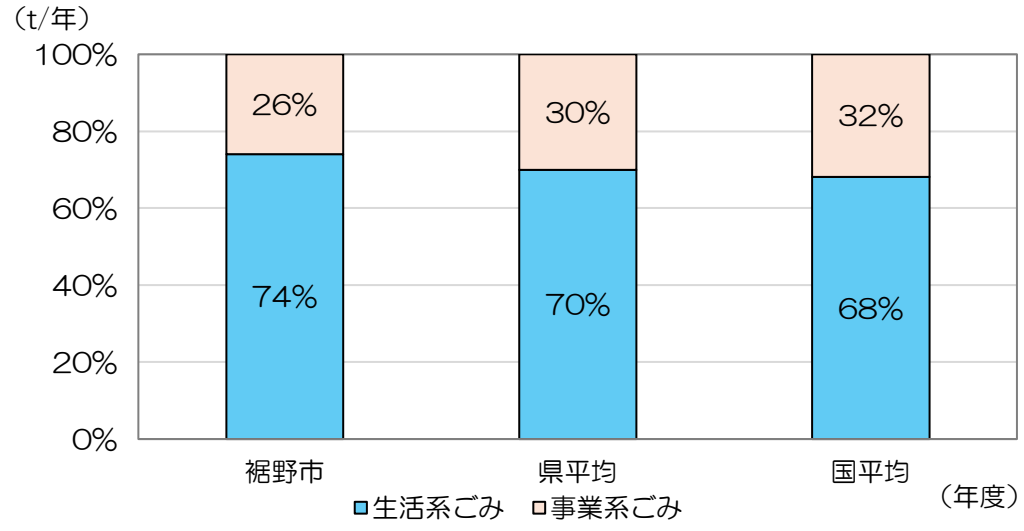
資料：国平均、県平均は環境省一般廃棄物処理実態調査

図３－３　１人１日平均排出量（原単位）の推移

③ 生活系ごみと事業系ごみの比較

生活系ごみと事業系ごみの排出量構成比は図３－４に、１事業所当たりの排出量（令和６年度）は表３－６に示すとおりです。

令和 6 年度の生活系ごみと事業系ごみの排出量の構成比をみると、本市では生活系ごみが全体の 74%を占め、県平均及び国平均と比較して高い割合となっています。



資料：国平均、県平均は令和６年度環境省一般廃棄物処理実態調査

図３－４　生活系ごみと事業系ごみの排出量構成比（令和６年度）

事業系ごみについて 1 事業所当たりのごみ排出量をみると、本市は 1 事業所当たり 2,022kg/年であり、静岡県平均 2,134kg/年、国平均 2,321kg/年と比べて、県平均よりも約 5%低く、国平均よりも約 13%低くなっています。

表３－６　１事業所当たりの排出量（令和 6 年度）

項目＼区分		裾野市	静岡県平均	国平均
事業所数※1	（事業所）	1,482	142,012	5,060,494
人口※2	（人）	48,772	3,581,626	124,506,801
人口当たりの事業所数※3	（事業所/千人）	30	40	41
事業系ごみ	（t）	2,996	303,062	11,745,306
1事業所当たり排出量数※4	（kg/年）	2,022	2,134	2,321

※1　事業所数は、総務省　経済センサス甲調査（民営事業所）令和6年

※2　人口は10月1日現在、事業系ごみ量には、中島苑汚泥量を含まない。

※3　人口当たりの事業所数＝事業所数（事業所）÷人口（千人）

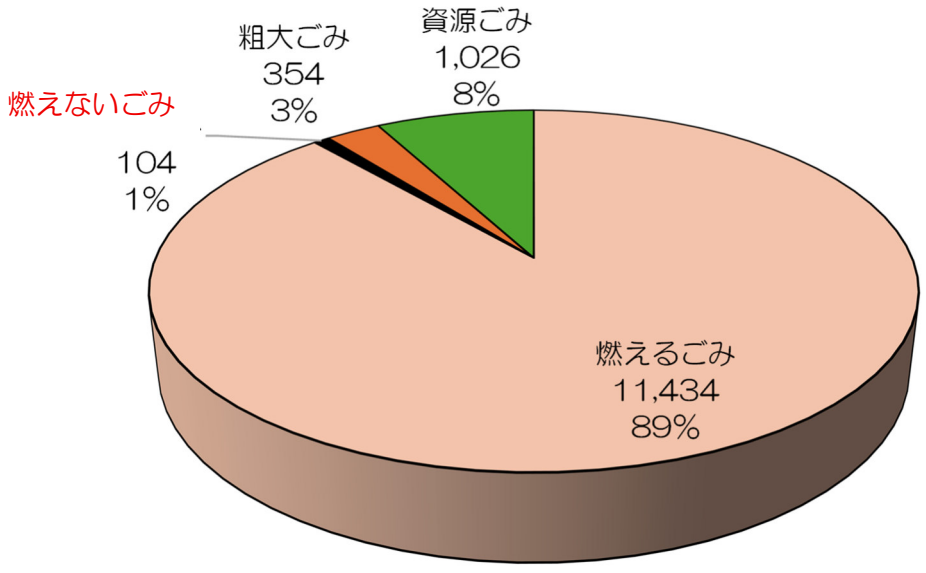
※4　1事業所当たり排出量＝事業系ごみ排出量（t）÷事業所数（事業所）×1,000

資料：静岡県・国の事業系ごみ量は環境省一般廃棄物処理実態調査（令和6年度）

④ 種類別ごみ排出量の内訳

種類別ごみ排出量の内訳は、図３－５に示すとおりです。

令和 7 年度の種類別ごみ排出量は、燃えるごみが 11,434t/年（89%）と最も多く、次いで資源ごみが 1,026t/年(8%)、粗大ごみが 354t/年（3%）、埋立ごみ 104t/年(1%)となっています。



※燃えるごみには中島苑汚泥を含む。

図３－５　種類別ごみ排出量（令和 7 年度）

（５）資源化の実績

資源化量の実績は、表３－７及び図３－６に示すとおりです。

資源化量は、民間事業者による資源回収の拡充などにより、市が把握する新聞紙、雑誌などの資源回収量が減少したことから年々減少しており、令和７年度には 1,062t となっています。

また、令和３年度～令和７年度の資源化率は、ほぼ横ばいで推移しています。

表３－７　資源化量の実績

項目＼年度	R3	R4	R5	R6	R7
総ごみ排出量（中島苑汚泥を含む）	14,237	13,959	13,442	13,108	12,918
資源化量	1,212	1,152	1,068	1,065	1,062
直接資源化量	567	569	536	538	563
新聞紙	70	61	53	48	41
雑誌	49	47	43	40	75
ダンボール	31	30	26	27	23
牛乳パック	2	2	3	2	0
ペットボトル	44	62	66	69	68
その他プラスチック	292	292	277	275	267
衣類	72	69	63	66	67
布団				5	15
廃食用油	7	6	5	5	5
メルカリ				1	2
中間処理後資源化量	645	583	532	527	499
焼却処理施設持込	26	27	18	17	7
粗大ごみ処理施設	408	354	324	321	318
鉄プレス	19	18	14	14	12
鉄ガラ	294	226	206	200	179
アルミ	14	14	12	11	9
小型家電	81	96	92	96	118
ストックヤード	211	202	190	189	174
生きびん	8	10	9	9	8
カレット	184	177	167	167	152
乾電池	15	12	12	11	11
蛍光灯	4	3	2	2	3
資源化率	8.5%	8.3%	7.9%	8.1%	8.2%

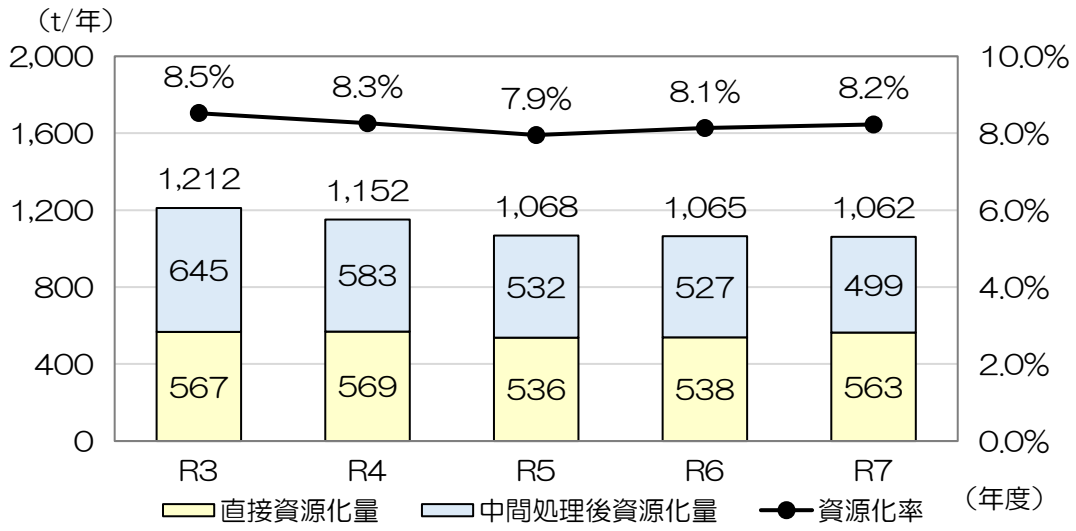


図３－６　資源化量の推移

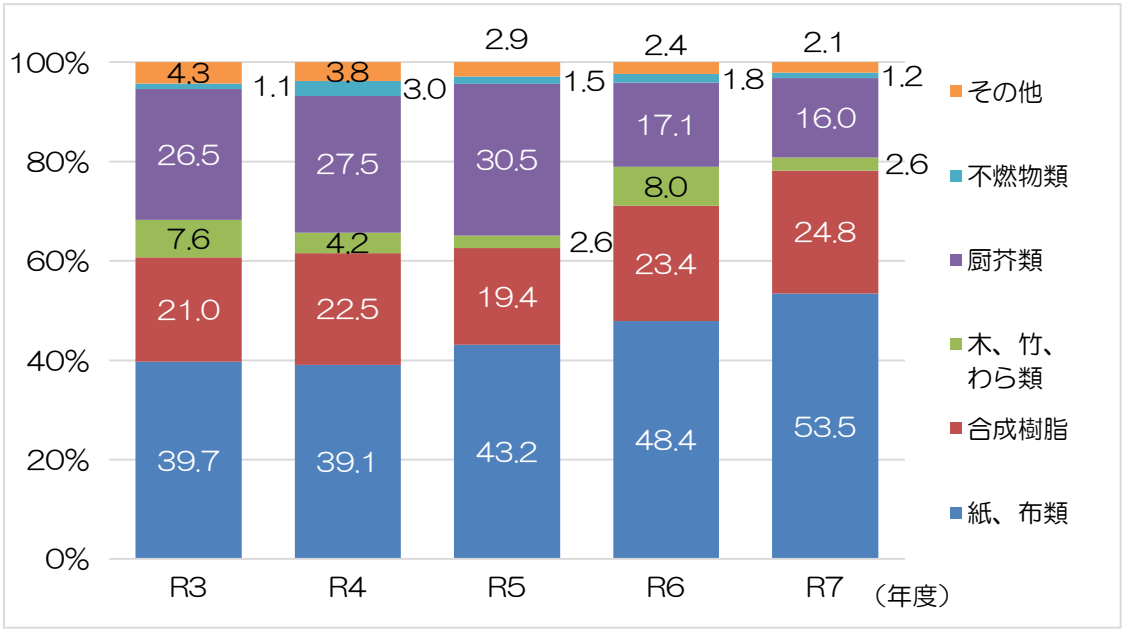
（６）ごみ質分析結果

燃えるごみのごみ質分析は、年４回実施しています。

燃えるごみの種類組成（乾燥重量比）の推移は、図３－７に示すとおりです。

令和３年度から令和７年度の燃えるごみの種類組成は、「紙、布類」が 39.1～53.5%、合成樹脂が 19.4～24.8%、「木、竹、わら類」が 2.6～8.0%、「厨芥類」が 16.0～30.5%、「不燃物類」が 1.1～3.0%、「その他」が 2.1～4.3%の範囲となっています。

令和７年度における燃えるごみの種類組成をみると、「紙、布類」が最も多くを占め、次いで「合成樹脂」、「厨芥類」の順となっています。また、「厨芥類」の割合は減少している一方、「紙、布類」の割合は増加しています。



※組成割合は「昭和 52 年 11 月環整第 96 号の別紙２に定める方法」による乾燥重量比

図３－７　燃えるごみの種類組成（乾燥重量比）

（７）収集・運搬の概要

①　収集・運搬の状況

収集・運搬の状況は、表３－８に示すとおりです。

収集・運搬区域は本市全域であり、収集・運搬は民間委託により実施しています。なお、粗大ごみについては、令和８年 10 月より収集方法を変更し、これまでの粗大ごみステーションに排出する方法から、戸別収集による方法へ変更しました。併せて、高齢者等の粗大ごみ個別収集も粗大ごみ戸別収集事業に統合しました。粗大ごみ戸別収集事業の概要は、表３－９に示すとおりです。

表３－８　収集・運搬の状況

<table>
<tr><th colspan="2">分別区分</th><th>収集方法</th><th>収集頻度</th><th>排出方法</th><th>収集形態</th></tr>
<tr><td colspan="2">燃えるごみ</td><td rowspan="2">一般ごみ
ステーション</td><td>週２回</td><td>指定袋</td><td rowspan="12">委託</td></tr>
<tr><td colspan="2">燃えないごみ（埋立ごみ）</td><td>隔月１回</td><td>指定袋</td></tr>
<tr><td rowspan="11">資源ごみ</td><td>古紙類</td><td rowspan="9">資源ステーション</td><td rowspan="9">月２回</td><td rowspan="9">分別
コンテナなど</td></tr>
<tr><td>びん類</td></tr>
<tr><td>缶類</td></tr>
<tr><td>その他の金属</td></tr>
<tr><td>家電製品</td></tr>
<tr><td>スプレー缶</td></tr>
<tr><td>電池類</td></tr>
<tr><td>蛍光灯類</td></tr>
<tr><td>天ぷら油</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ペットボトル</td><td rowspan="3">拠点ステーション</td><td rowspan="3">施設開館時</td><td rowspan="3">回収ボックス</td></tr>
<tr><td>衣類</td></tr>
<tr><td>小型家電</td></tr>
<tr><td></td><td>プラスチック製
容器包装</td><td>一般ごみ
ステーション</td><td>週１回</td><td>指定袋</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">粗大ごみ</td><td>燃える粗大</td><td rowspan="5">美化センター</td><td rowspan="3">随時</td><td rowspan="3">ー</td><td rowspan="3">戸別収集
・
市民</td></tr>
<tr><td>燃えない粗大</td></tr>
<tr><td>自転車類</td></tr>
<tr><td colspan="2">自己搬入</td><td>随時</td><td>ステーション
同様</td><td>市民</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業系一般廃棄物</td><td>随時</td><td>―</td><td>許可</td></tr>
</table>

資料：裾野市ごみの出し方便利帳（改訂版）

表３－９　粗大ごみの戸別収集事業の概要

項目	内容
目的	令和８年 10 月より、粗大ステーションでの収集に代わり、各世帯の玄関先まで出向いて粗大ごみを収集する。
対象物	家庭で使用していた粗大ごみ、総重量 100 キログラム以下
申込方法	電話またはオンラインにて申し込み後、実施決定
回収料金	1 回につき 2,200 円（処理困難品がある場合は、別途処理手数料を加算） ※　高齢者のみの世帯（70 歳以上）及び障がい者のみの世帯（障がい者手帳所持者）は、1,100 円に減額

② 収集ステーションの状況

収集ステーションの状況は、表３－１０に示すとおりです。

令和 8 年 4 月現在、全体で 1,438 か所となっています。

表３－１０　各地区の収集ステーションの状況

項目	一般 ステーション	資源 ステーション	粗大 ステーション	拠点 ステーション
西	383	44	16	7
東	317	42	27	4
深良	117	22	14	4
富岡	295	48	31	2
須山	52	7	5	1
小計	1,164	163	93	18
全ステーション合計	1,438			

※令和８年４月現在

③ 収集・運搬量

収集・運搬量の実績は、表３－１１及び図３－８に示すとおりです。

令和７年度において、生活系ごみが 8,556t/年、事業系ごみが 2,826t/年となっており、それぞれ委託業者及び許可業者により収集・運搬されています。

表３－１１　収集・運搬量の実績

（t/年）

区分＼年度	R3	R4	R5	R6	R7
生活系ごみ	9,615	9,341	8,913	8,690	8,556
燃えるごみ	8,517	8,293	7,938	7,715	7,560
埋立ごみ	79	67	61	61	57
資源ごみ	925	905	842	838	849
粗大ごみ	94	76	72	76	90
事業系ごみ	2,872	2,883	2,937	2,821	2,826
燃えるごみ	2,872	2,883	2,937	2,821	2,826

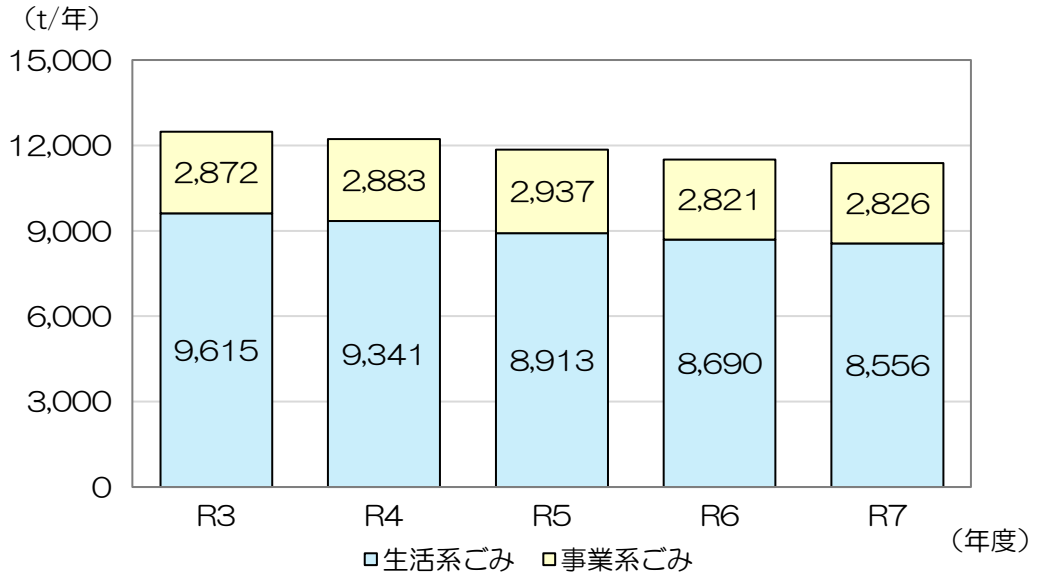


図３－８　収集・運搬量の推移

（８）中間処理の概要

① 中間処理の状況

ごみの中間処理は、美化センターで行っています。

中間処理施設の概要は表３－１２に、中間処理施設の沿革は表３－１３に示すとおりです。

表３－１２　中間処理施設の概要

項目		内容
名称		裾野市美化センター
所在地		静岡県裾野市大畑 215 番地２
敷地面積		17,461.46m^2
管理棟		鉄筋コンクリート造平屋建 床面積 360.44m^2
工場棟		鉄筋コンクリート造及び鉄骨造 床面積 2,518.62m^2
受入供給設備		ピット及びクレーン方式
粗大ごみ処理	処理能力	回転式破砕（15t/5h）、せん断式破砕（5t/5h）
	処理方式	せん断、回転破砕方式（4 種類分別）
ごみ焼却施設	焼却能力	93t/日（46.5t/24h×2 基）
	焼却設備	連続運転式（ストーカ式）
竣工		昭和 63 年３月

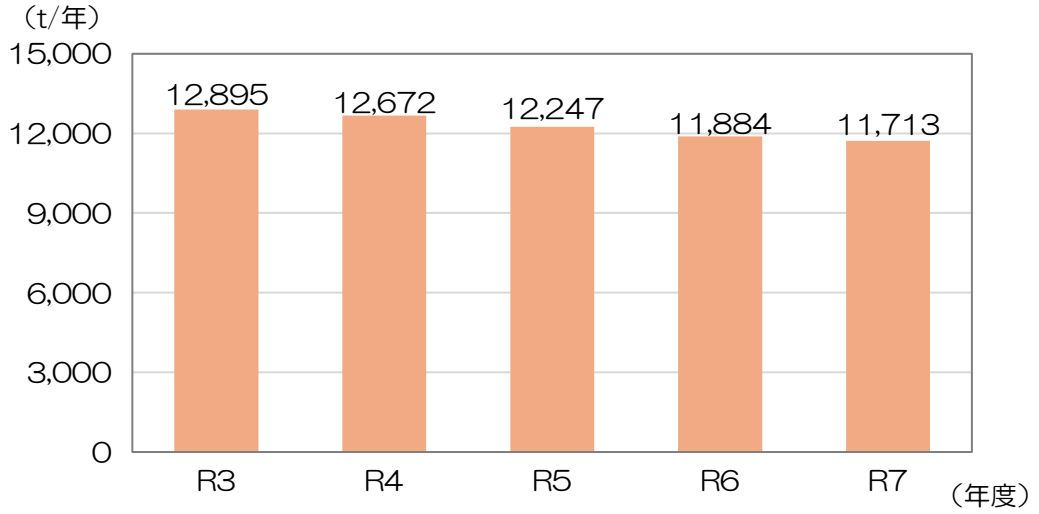
表３－１３　中間処理施設の沿革

年月	沿革
昭和 63 年３月	竣工（62t/日：31t/16 時間×2 炉）
平成 10 年	ダイオキシン類対策工事
平成 13 年	飛灰処理施設整備工事
平成 16 年	全連続運転への変更（92t/日：46t/24 時間×2 炉）
平成 20 年	噴射水ポンプの増強（93t/日：46.5t/24 時間×2 炉）
平成 22～28 年	施設の延命化工事
平成 30 年２月	煙突補修工事
令和５年９月	焼却施設煙突補修工事（繰越明許）

② 焼却処理量

美化センターにおける焼却処理量は、図３－９に示すとおりです。

焼却処理量は、令和 3 年度の 12,895t/年から緩やかな減少傾向にあり、令和 7 年度は 11,713t/年（約 9%減）となっています。



※焼却処理量は、可燃ごみ、燃える粗大ごみの合計とし、実際の焼却処理量とは異なる。

図３－９　美化センターにおける可燃系ごみの処理量の推移

③ 不燃系ごみ処理量

美化センターにおける不燃系ごみの処理量は、表３－１４に示すとおりです。

美化センターにおける不燃系ごみの処理量は増減を繰り返しながら減少しており、令和 7 年度には 375t/年となり、令和 3 年度に比べ約 15%の減少となっています。

表３－１４　美化センターにおける不燃系ごみの処理量の実績

（t/年）

区分＼年度	R3	R4	R5	R6	R7
粗大ごみ系処理量	443	399	361	378	375
缶、その他の金属	344	331	299	299	300
燃えない粗大	99	68	62	79	75
資源回収量	408	354	324	321	318
鉄プレス	19	18	14	14	12
鉄ガラ	294	226	206	200	179
アルミ	14	14	12	11	9
小型家電	81	96	92	96	118

（９）最終処分の概要

① 最終処分場の概要

最終処分場の概要は表３－１５に、最終処分場の沿革は表３－１６に示すとおりです。

最終処分場は、第二期施設が平成 28 年 10 月から供用開始となり、令和 12 年度までの約 15 年間の埋立処分が可能となっています。

表３－１５　最終処分場の概要

名称	裾野市一般廃棄物最終処分場（第一期）	裾野市一般廃棄物最終処分場（第二期）
所在地	静岡県裾野市須山 2800 番地	
敷地面積	47,824m^2	
竣工	昭和 62 年３月	平成 28 年１月
埋立面積	16,400m^2	7,900m^2
埋立容量	85,970m^3	44,000m^3
供用開始	昭和 62 年４月	平成 28 年 10 月
埋立可能期間	平成 28 年度埋立終了	令和 12 年度（予定）
埋立方法	サンドイッチ工法による準好気性	
遮水方法	合成ゴムシート遮水	
建築施設	浸出水処理施設	

表３－１６　最終処分場の沿革

年 月	沿 革
昭和 60 年 10 月	裾野市一般廃棄物最終処分場（第一期）着工
昭和 62 年３月	裾野市一般廃棄物最終処分場（第一期）竣工・供用開始
平成 26 年３月	裾野市一般廃棄物最終処分場（第二期）着工
平成 28 年１月	裾野市一般廃棄物最終処分場（第二期）竣工
平成 28 年 10 月	裾野市一般廃棄物最終処分場（第二期）供用開始
平成 29 年３月	裾野市一般廃棄物最終処分場（第一期）埋立終了
令和８年３月	最終処分場土地購入

② 最終処分量

最終処分量の推移は、図３－１０に示すとおりです。

最終処分量は、年々減少しており、令和７年度では 1,334t/年となっています。

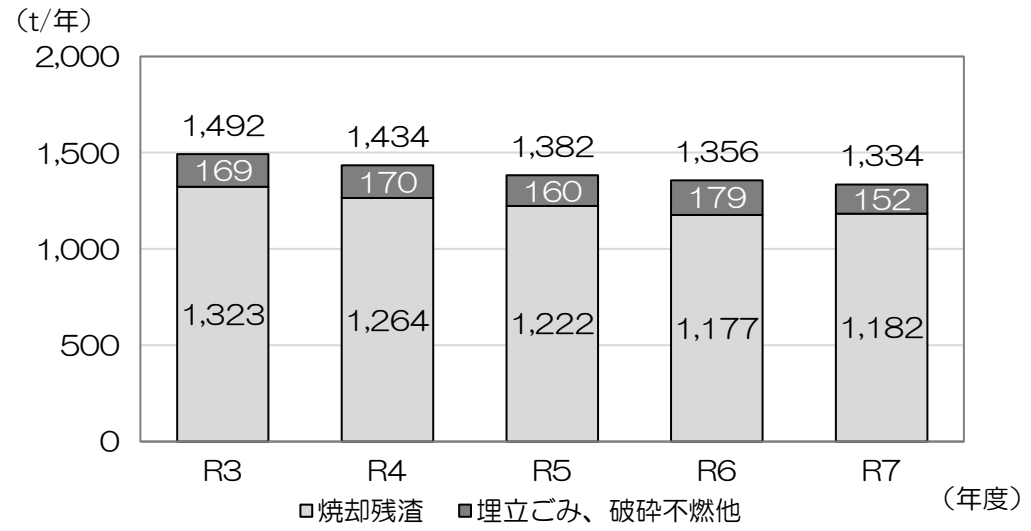


図３－１０　最終処分量の推移

（１０）ごみ処理経費の状況

ごみ処理経費の実績は、表３－１７及び図３－１１に示すとおりです。

ごみ処理経費は、令和３年度以降、増加傾向にあります。主な要因としては、ごみ処理施設の老朽化に伴う修繕費の増加に加え、電気代や薬剤費、人件費などの維持管理に係る経費の上昇が挙げられます。

なお、令和７年度のごみ処理経費は、前年度と比較して約３億円増加しています。これは、最終処分場の用地購入費を計上したことが主な要因です。

表３－１７　ごみ処理経費の実績

項目＼年度		R3	R4	R5	R6	R7
建設改良費	（千円）	111,556	128,146	206,593	185,900	230,881
処理及び維持管理費	（千円）	509,548	515,663	526,179	523,391	866,389
人件費	（千円）	152,201	132,229	136,671	139,782	115,080
一般職	（千円）	34,504	29,194	31,273	34,998	31,974
収集運搬	（千円）	0	0	0	0	0
中間処理	（千円）	91,871	79,730	73,548	78,693	57,540
最終処分	（千円）	25,826	23,305	31,850	26,091	25,566
処理費	（千円）	89,662	105,527	118,306	110,879	112,897
収集運搬費	（千円）	0	0	145	0	0
中間処理費	（千円）	72,490	84,141	80,316	71,631	75,861
最終処分費	（千円）	17,172	21,386	37,845	39,248	37,036
委託費	（千円）	251,577	261,642	271,202	272,730	317,743
収集運搬費	（千円）	140,698	141,931	148,571	148,163	148,163
中間処理費	（千円）	91,017	96,614	107,706	106,922	146,596
最終処分費	（千円）	18,966	19,068	14,925	17,645	22,984
その他	（千円）	896	4,029	0	0	0
その他	（千円）	16,108	16,265	0	0	320,669
ごみ処理経費　合計	（千円）	621,104	643,809	732,772	709,291	1,097,270
人口（3月末）	（人）	50,089	49,410	48,869	48,375	48,151
１人あたりのごみ処理経費	（円/人）	12,400	13,030	14,995	14,662	22,788
年間総排出量	（t/年）	14,237	13,959	13,442	13,108	12,918
１tあたりのごみ処理経費	（円/t）	43,626	46,121	54,514	54,111	84,941

資料：環境省一般廃棄物処理実態調査

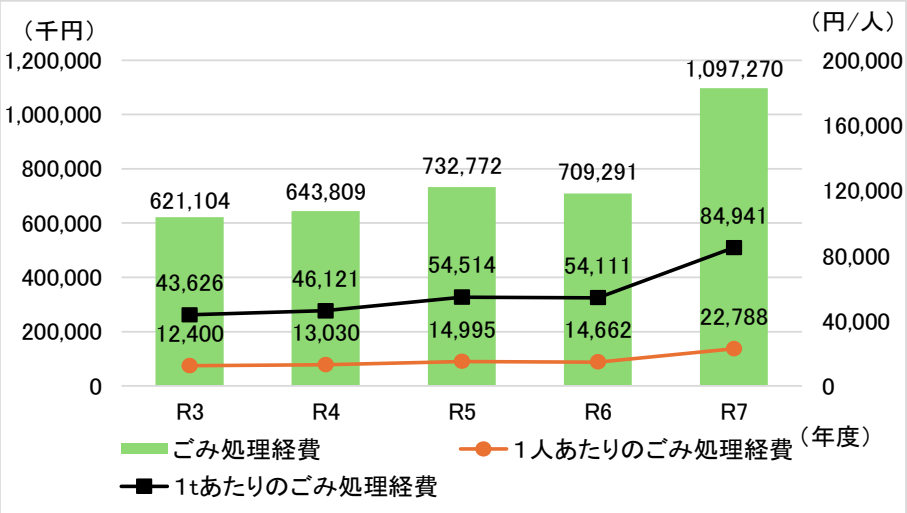


図３－１１　ごみ処理経費の推移

３．ごみ処理の評価

（１）当初計画の目標達成状況

当初計画における目標値と令和7年度の実績の比較は、表３－１８に示すとおりです。当初計画における令和 8 年度の中間目標については、令和 7 年度の時点で達成しています。

表３－１８　当初計画の目標値と実績の比較

	実績 R2	目標 R8※1	実績 R7	達成状況	参考 静岡県※2
１人１日平均排出量　　（g/人・日）	789	768	735	**達成**	848

※1　裾野市一般廃棄物処理基本計画（令和４年３月）
※2　第４次静岡県循環型社会形成計画（令和４年３月）

（２）当初計画の取り組みの評価

当初計画の施策に関する実施状況は、表３－１９に示すとおりです。

表３－１９（１）　当初計画の施策に関する実施状況【発生抑制・資源化】

区分	施策項目	実　績	評　価
行政の取り組み	取組１ 資源化の推進	機関紙「ごみステーション」の発行や市公式ウェブサイトによる分別方法の周知、ミックスペーパーのリサイクル拡大、ごみ質調査等を実施した。	分別方法の周知や資源化に関する取り組みを実施している。資源化率は R3 年度 8.5%から R7 年度 8.2%へ低下し、R8 年度目標 9.6%に達していない。資源化の更なる向上に向け、未実施のプラスチック製品の分別収集や店頭回収拡充等の取り組みを進める必要がある。
	取組２ 有料化制度の導入検討	ごみの持込み有料化及び粗大ごみの収集方法の変更について、R7 年度に住民説明会を７回実施し、延べ 89 名が参加した。R8.10 から持込みごみの有料化を開始した。	持込みごみの有料化に向けた住民説明会を実施するとともに、R8.10 から制度を実施した。今後は、ごみ指定袋の有料化についても、取り組みを進める必要がある。
	取組３ 食品ロス削減の推進	市公式ウェブサイトによる食品ロス削減の啓発及び防災備蓄食料の自主防災組織への配布を実施した。	食品ロス削減に関する啓発等を実施しているが、一部の取り組みは十分に実施されていない。飲食店等への働きかけを含め、引き続き食品ロス削減に向けた取り組みを進める必要がある。
	取組４ 教育・啓発活動の充実	環境学習、各種講座、施設見学、広報・ウェブサイト等による情報提供、市民意識調査等を継続して実施した。また、外国語版分別ポスターの配布を行った。	環境学習や情報提供等の取り組みを継続して実施している。一方、地域活動の活性化や意識調査については取り組みが限定的となっている。引き続き教育・啓発活動に関する取り組みを継続する必要がある。
	取組５ 事業者に対する減量化指導の徹底	事業所等のごみ排出量調査を年１回、搬入検査を年 1～2 回実施した。また、事業系一般廃棄物の処理手数料の基礎額を改定し、R8 年 10 月から施行した。	事業所の排出量調査や搬入検査等を実施し、事業系ごみの減量化に向けた取り組みを進めている。事業系ごみ※は R3 年度の 3,541ｔから R7 年度の 3,366t に減少している。引き続き事業系ごみの減量化に向けた取り組みを継続する必要がある。
	取組６ 包装廃棄物などの排出抑制	3R の取り組みについて出前講座で周知した。	3R に関する啓発は実施しているものの、エコバッグ運動、過剰包装の抑制、簡易包装等の推進については取り組みが限定的となっている。未実施の取り組みについては、今後の方向性を踏まえて取組内容を見直す必要がある。

※　事業系ごみには、中島苑から排出される汚泥を含む

表３－１９（２）　当初計画の施策に関する実施状況【発生抑制・資源化】

区分	施策項目	実　績	評　価
市民の取り組み	取組７ 資源化の徹底	新たに家電製品や雑がみ（ミックスペーパー）の分別に取り組んだほか、市内店舗での資源物回収を利用して分別を行った。	分別収集や店舗回収等の取り組みを実施している。一方、資源化率はR7 年度 8.2%であり、R8 年度目標9.6%に達していない。引き続き分別・資源化の取り組みを継続し、資源化率の向上を図る必要がある。
	取組８ 生ごみの減量化	フードドライブ事業に協力するとともに、食べ残し、調理時の過剰除去、外食時及び買い物時の食品ロス削減に取り組んでいる。	生ごみ・食品ロスの削減に関する取り組みを実施している。引き続き食品ロスを含む生ごみの減量化に向けた取り組みを継続する必要がある。
	取組９ 使い捨て品の使用抑制、再生品の使用	出前講座等により3Rの取り組みについて理解を深めた。	3R に関する啓発は実施しているものの、使い捨て品の使用抑制や再生品の選択・使用に関する取り組みは限定的となっている。今後の取組内容を検討する必要がある。
事業者の取り組み	取組 10 事業系ごみの減量化・資源化の徹底	事業系ごみの減量化・資源化に関する取組状況について、把握できている情報が限定されている。	事業系ごみ※はR3 年度の3,541tからR7 年度の 3,366t に減少している。引き続き事業系ごみの減量化・資源化を促進する必要がある。
	取組 11 分別の徹底とリサイクルルート確保	事業者における分別及びリサイクルルートの確保に関する取組状況について、把握できている情報が限定されている。	事業者における分別・資源化の取組状況を十分に把握できていないことが課題となっている。事業系ごみ※は R3 年度の 3,541t から R7 年度の 3,366t に減少している。引き続き事業者による分別・資源化の促進を図る必要がある。

※　事業系ごみには、中島苑から排出される汚泥を含む

表３－１９（３）　当初計画の施策に関する実施状況【収集・運搬】

区分	施策項目	実　績	評　価
生活系ごみの収集・運搬	取組１ 分別の徹底	「ごみの出し方便利帳」を改定し、委託事業者への分別勉強会を実施するとともに、分別方法・収集方法の変更について、機関紙を全戸配布した。	分別方法の周知・指導を継続して実施している。資源化率は R7 年度 8.2%であり、R8 年度目標 9.6%に達していない。引き続き分別の徹底に向けた取り組みを継続する必要がある。
	取組２ 福祉向上のための収集体制の検討	有料化及び粗大ごみ収集方法の変更について住民説明会を７回実施し、R8 年 10 月から粗大ごみの戸別収集へ変更し、対象を市内居住者に拡大した。	高齢者・障がい者を対象とした個別収集から対象を拡大し、市内居住者を対象とする戸別収集へ移行した。制度変更後の収集状況を確認しながら、適切な収集体制を維持する必要がある。
	取組３ 収集形態の継続	委託業者による収集・運搬、ステーション・拠点回収方式及び指定袋制等の収集体制を継続している。	生活系ごみの収集・運搬体制を維持している。今後も安定した収集・運搬体制を維持する必要がある。
事業系ごみの収集・運搬計画	取組４ 収集形態の継続	許可業者による収集・運搬または自己搬入を基本とする収集体制を継続している。	事業系ごみの収集・運搬体制を維持している。今後も安定した収集・運搬体制を維持するとともに、排出量の減量化を図る必要がある。
	取組５ 収集・運搬の許可	許可済み事業者について許可更新を行い、新規許可は行っていない。	計画に沿って既存許可業者を基本とした許可運用を行っている。今後も収集・運搬の実態を踏まえ、適正な許可体制を維持する必要がある。

表３－１９（４）　当初計画の施策に関する実施状況【中間処理】

区分	施策項目	実　績	評　価
中間処理に関する取り組み	取組１ 施設の適正な維持管理	サウンディング調査、３市２町による広域化連絡会、広域化実現可能性調査、建設候補地選定委員会の設置等、新たなごみ処理施設の整備・広域化に向けた検討を実施した。	新たなごみ処理施設の整備・広域化について、調査・検討を進めている。引き続き施設整備・広域化に向けた検討を進める必要がある。
	取組２ 適正処理の推進	金属類、古紙類、びん類、小型家電、廃油、ペットボトル等の資源化を実施し、小型家電リサイクル（リネットジャパン）、ボトル to ボトル（サントリー）、雑がみ（コアレックス）、リユース（おいくら、メルカリ）等の民間活用した資源化に取り組んだ。	資源化・リユースを含む多様な取り組みを実施している。資源化率の向上と最終処分量の削減に向け、引き続き取り組みを進める必要がある。

表３－１９（５）　当初計画の施策に関する実施状況【最終処分】

区分	施策項目	実　績	評　価
最終処分の取り組み	取組１ 最終処分量の減量化	びん類、蛍光灯類、電池類等の資源物の選別を継続して実施した。	資源物の選別等を継続し、最終処分量の減量化に取り組んでいる。最終処分量は R3 年度の 1,492t から R7 年度 1,334t に減少している。今後も最終処分量の削減に向けた取り組みを継続する必要がある。
	取組２ 最終処分場の適正な維持管理	第一・第二期施設の浸出水を管理し、環境測定を実施して基準を満たす放流を行った。 安定的な施設管理等のため借地であった最終処分場用地を購入した。	浸出水の管理及び環境測定を実施し、基準を満たす放流を行っている。今後も適正な維持管理を継続する必要がある。

表３－１９（６）　当初計画の施策に関する実施状況【その他の事項】

区分	施策項目	実　績	評価
災害廃棄物の処理・処分	取組１ 生活系ごみ（被災者や避難者の生活に伴い発生）の収集及び処理	災害廃棄物処理に関する協定を締結し、国・県が開催する災害廃棄物研修に参加した。	災害廃棄物処理に関する協定締結や研修参加等、平時からの備えを実施している。災害対応の機会がなく、災害時対応の実効性については評価はできていない。今後も災害時に備えた処理体制の確保を継続する必要がある。
	取組２ がれき類の処理	災害対応に伴うがれき類の処理実績はない。	災害対応の機会がなく、がれき類の実際の処理能力・対応状況を確認できる実績はない。今後も災害時の処理体制を確保する必要がある。
市民・事業者・行政の連携	取組３ 裾野市廃棄物減量等審議会、裾野市ごみ減量推進協議会の定期的な実施	廃棄物減量等審議会及びごみ減量推進協議会を開催し、機関紙「ごみステーション」を毎年度発行した。	審議会・協議会の開催や機関紙の発行を継続している。今後も必要な審議・協議の場を確保し、情報発信を継続する必要がある。
	取組４ 環境美化の推進	市環境活動登録団体の新規登録を R7 年度に１件行った。	環境美化活動に関する取り組みを実施しているが、現在の取組実績と今後の方向性を踏まえ、施策全体としての位置付けを整理する必要がある。
適正処理困難物への対応	取組５ 適正な処理・処分の指導強化	「ごみの分け方便利帳」やごみ分別ポスターに、市で収集しないごみ及び家電リサイクル法対象製品の処分方法を掲載し、周知した。	市で収集しないごみ等の適正な処理方法について周知している。今後も適正処理に関する情報提供を継続する必要がある。
	取組６ 医療系廃棄物への対応	医療系廃棄物に関する適正な処理・回収ルートの啓発については十分に行えていない。	今後、適正な処理方法について啓発を行う必要がある。
	取組７ 感染症に係る廃棄物対策	特別管理廃棄物の受入れを R7 年度に廃止した。	これまで特別管理廃棄物の受け入れを行ってきたがこれを廃止し、今後は見直しの方向とする。今後の処理体制等を踏まえ、取組内容を整理する必要がある。
不法投棄対策の強化	取組８ 不法投棄対策の推進	R7 年度に定期的な不法投棄パトロールを廃止したが、不法投棄防止キャンペーンを年 2 回継続している。	不法投棄対策について取組方法を変更しており、現在は不法投棄防止キャンペーンを実施している。今後は取組方法の変更後の状況を踏まえ、適切な対策を継続する必要がある。

４．課題の整理

ごみ処理の現況や当初計画の施策の実施状況、数値目標の達成状況などを踏まえ、本市におけるごみ処理の課題を以下のとおり整理しました。

（１）ごみ減量化及び資源化

ごみ排出量及び原単位は減少傾向にあり、令和 6 年度の原単位は 742g/人･日で、国（839g/人･日）、県（791g/人･日）を下回っています。また、令和 7 年度の原単位は 735g/人･日となり、当初計画の中間目標値（768g/人･日）だけでなく、最終目標値（752g/人･日）も既に達成しています。

一方、令和 7 年度の資源化量は 1,062t/年で、民間事業者による資源回収の拡大や新聞・雑誌などの購読者の減少などにより、今後も減少することが想定されます。そのため、資源化量を確保し、資源化率の維持・向上を図ることが課題となっています。

ごみの減量については、これまでの取り組みにより一定の成果が得られており、今後もこれまでの減量化の取組を継続するとともに、食品ロスの削減や生ごみ減量、ごみ処理手数料の有料化について引き続き検討する必要があります。なお、直接搬入ごみについては、令和 8 年 10 月から処理手数料の有料化を実施しています。今後は、その効果を検証するとともに、指定袋への処理手数料の上乗せなどによる家庭系ごみの有料化についても、引き続き検討する必要があります。

また、資源化率は当初計画の目標を下回っていることから、焼却灰や剪定枝などの資源化を含め、新たな資源化方策について検討する必要があります。

（２）ごみ分別の徹底

令和 7 年度の燃えるごみの組成分析では、「紙、布類」が 53.5%と過半数を占めています。「紙、布類」は増加傾向にある一方、「厨芥類」は減少しており、燃えるごみの組成に変化がみられます。燃えるごみには、依然として資源化可能な紙類などが混入していると考えられることから、処理・処分量の削減及び資源化率の向上に向け、ごみの分別方法についてわかりやすく周知・啓発するとともに、排出段階における分別の徹底を図る必要があります。また、プラスチック資源循環促進法を踏まえ、プラスチック使用製品廃棄物の資源化に向けた新たな回収体制について検討する必要があります。

（３）生活系ごみの収集・運搬

生活系ごみの収集・運搬は、概ね滞りなく実施されています。一方で、ごみ排出量の減少や地域ごとの排出状況の変化に伴い、既存のごみステーションの利用状況にも変化が生じています。一部の地区では容量不足が懸念されていることから、地域の実情に応じたステーションの再配置や容量の最適化について検討する必要があります。

また、粗大ごみについては、従来のステーション収集において、収集運搬費に対して利用割合が低いことや、収集時の立ち当番、不適切排出されたごみへの対応など、地域の負担が課題となっていました。一方で、美化センターなどへの直接搬入が困難な世帯からは、粗大ごみの搬出が困難であるとの声もあります。

これらの課題を踏まえ、粗大ごみのステーション収集を廃止し、美化センターへの直接搬入が困難な世帯を対象とした事前予約制の戸別収集へ移行しました。今後は、この新たな収集方法の利用状況や効果を検証し、より効率的で利用しやすい収集体制の確立を図る必要があります。

また、高齢者などを対象とした戸別収集については、利用者の負担軽減を図りながら、引き続き適切に実施する必要があります。

（４）中間処理施設の適正な維持管理

焼却処理量は令和 7 年度に 11,713t/年となり、減少傾向が続いています。ごみ排出量の減少は施設の負荷軽減に寄与する一方、美化センターは稼働から 30 年以上が経過し、設備の老朽化が課題となっています。これまで、安定的な稼働を確保するため、延命化工事を実施しましたが、今後も安全・安定稼働を継続するため、施設の再延命化や更新について検討する必要があります。

また、現在、裾野市、三島市、熱海市、長泉町及び函南町の 3 市 2 町によるごみ処理の広域化に向けた検討が進められています。本市ではこれと並行して、公民連携によるごみ処理など、幅広い選択肢について検討を進めています。

施設の更新に当たっては、将来のごみ排出量を踏まえて施設規模の適正化を図るとともに、カーボンニュートラルの実現を念頭に、環境負荷の低減に配慮した処理体制及び施設整備を検討する必要があります。

（５）災害廃棄物の処理・処分

令和 3 年度に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、平時から災害廃棄物の処理体制を整備し、災害発生時に迅速かつ適正に処理できるよう備えておく必要があります。

特に、想定されるがれき類などの災害廃棄物の迅速な処理に加え、避難所などで発生する生活系ごみやし尿を衛生的かつ円滑に処理する体制の確保が重要です。そのため、周辺市町や民間事業者・団体との支援協定の締結を進めるとともに、災害発生時を想定した実効性の高い訓練やシミュレーションを継続的に実施する必要があります。

５．ごみ処理の基本方針

（１）基本方針

「第 3 次裾野市環境基本計画」では、廃棄物の発生抑制や資源循環、ごみの適正処理などを推進し、環境負荷の少ない循環型社会をつくることを環境目標としています。

本計画では、これまでの取り組みによりごみの排出量が減少している状況を維持するとともに、資源化可能なごみの分別・資源化を進め、更なるごみの減量化と資源循環を推進します。また、ごみ処理施設の老朽化や将来のごみ処理体制を見据え、安全・安定的かつ環境負荷の少ないごみ処理を推進します。

これらを踏まえ、「６Ｒの推進とごみの適正処理」を基本方針として、環境負荷の少ない循環を基調とするまちづくりを目指します。

基本方針　【　６Ｒの推進とごみの適正処理　】

市民はごみの排出者であるという自覚と責任を踏まえごみ減量の工夫と改善を行います。

事業者は自己処理の原則や拡大生産者責任を踏まえた事業活動を行います。

市は市民・事業者の取り組みを促すための施策を実施し、三者の協働による6R※への取り組みを進めます。

また、環境への負荷の低減に努め、環境に配慮した安心で安全なごみの適正処理・処分を推進します。

※ 6R とは、静岡県の「６Ｒ県民運動」に則して、従前の 3R にリフューズ・リターン・リカバーの３つのＲを加えたものです。

「Refuse（リフューズ）」：過剰なサービスを断る勇気
「Return（リターン）」　：ごみを持ち帰る
「Recover（リカバー）」：清掃活動やごみ拾いへの参加
「Reduce（リデュース）」：ごみを出さない工夫
「Reuse（リユース）」　：繰り返し使う工夫
「Recycle（リサイクル）」：再び資源として活用する

（２）基本方針達成のための役割

基本方針達成のための市民・事業者・行政の役割は、表３－２０に示すとおりです。また、市民・事業者・行政の連携と協働のイメージは、図３－１２に示すとおりです。

基本方針を達成するため、市民・事業者・行政はそれぞれの立場において、自主的に取り組みを進めるとともに、相互に連携・協働していくことが重要となります。

表３－２０　市民・事業者・行政の役割

主　体	役　割
市　民	○一人ひとりがごみの排出者としての自覚と責任を持ち、ごみの減量化・資源化に取り組みます。 ○ごみの発生抑制、資源化を優先したライフスタイルへの見直しを行います。 ○市民や市民団体が行っているリサイクル活動、資源の分別回収や集団回収、民間事業者が行っている店頭回収など、身近なところで実施されているリユース・リサイクル活動に参加します。 ○再生利用しやすい商品の購入を心がけ、食材の使い切りによる食品ロス・生ごみの削減に取り組むなど、できることから実践します。
事業者	○自らごみを適正に処理・処分することが原則であることを自覚し、発生・排出抑制、資源化によりごみの減量化を図るとともに、適正な処理を行います。 ○廃棄物の分別を徹底し、資源として活用できるものは、自らリサイクルルートを活用するなどして、積極的に資源化に取り組みます。 ○循環型社会に対する意識を高め、環境負荷の少ない事業活動を心がけ、ごみの排出抑制に努めます。
行　政	○環境やごみの減量・資源化に関する情報や学習機会の提供に努めます。 ○自主的にごみの環境活動や発生抑制、リサイクル活動に取り組む市民や事業者などへ積極的な支援を行うとともに、連携を強化します。 ○ごみの発生抑制・資源化を推進するとともに、ごみの分別区分や適正な排出・処理方法について、わかりやすい情報提供と周知啓発を行い、各種施策の充実を図ります。 ○一般廃棄物の処理責任者として、ごみの適正な処理・処分の継続・発展に努めます。

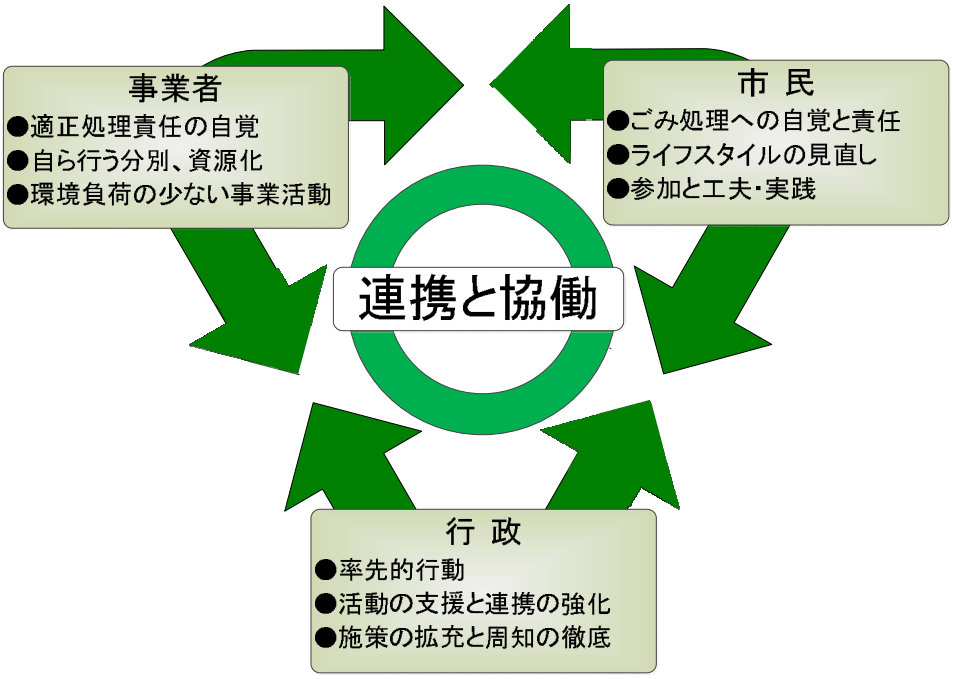


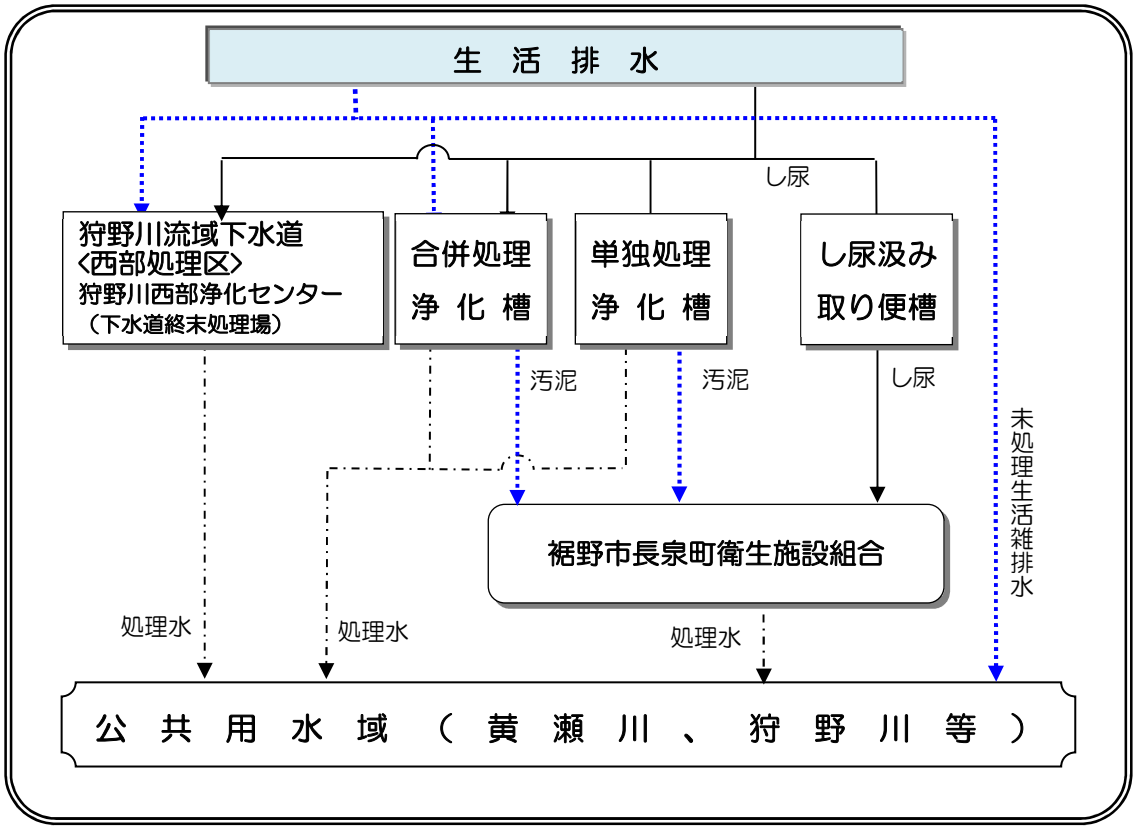
図３－１２　市民・事業者・行政の連携と協働

第４章　生活排水処理基本計画

１．生活排水処理の状況

（１）生活排水処理体系

生活雑排水は、狩野川流域下水道、合併処理浄化槽などの生活排水処理施設で処理しています。また、し尿汲み取り便槽、単独処理浄化槽、合併処理浄化槽から発生する、し尿及び浄化槽汚泥は、裾野市長泉町衛生施設組合（し尿処理施設）で処理しています。



※１「生活排水」とは、し尿と日常生活に伴って排出される台所、洗濯、風呂などからの排水をいい、「生活雑排水」とは、生活排水のうちし尿を除くものをいいます。「公共用水域」とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他公共の用に供される水域をいいます。

※２本計画でいう合併処理浄化槽とは、浄化槽法における浄化槽を示し、単独処理浄化槽とは、みなし浄化槽を示します。

図４－１　生活排水の処理体系

（２）生活排水の処理主体

生活排水処理の主体は、表４－１に示すとおりです。

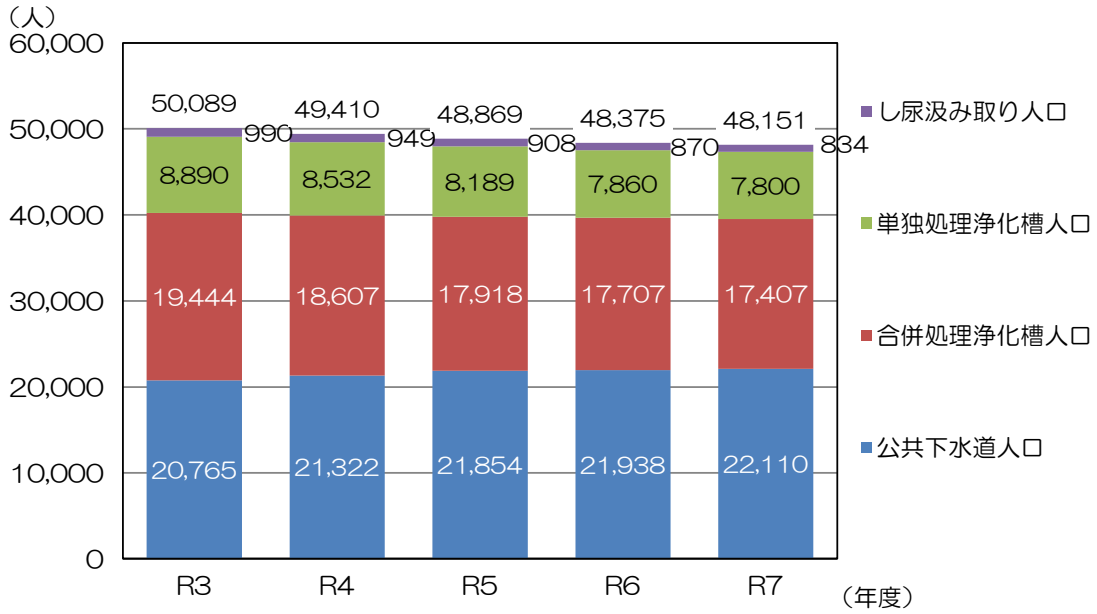
表４－１　生活排水の処理主体

区分／項目		生活雑排水	し　尿	浄化槽汚泥
収集・運搬		―	許可業者	許可業者
処理	流域下水道	狩野川流域下水道<西部処理区> 狩野川西部浄化センター		―
	合併処理浄化槽	個人・事業者・市		
	単独処理浄化槽	―	個人・事業者	
	し尿処理施設	―	裾野市長泉町衛生施設組合 （し尿処理施設）「中島苑」	

（３）処理形態別人口の推移

処理形態別人口の推移は、図４－２に示すとおりです。

公共下水道及び合併処理浄化槽の普及により、生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽人口及びし尿汲み取り人口）が減少しています。



※１各年度3月31日現在

※２生活雑排水未処理人口とは、生活雑排水が未処理となっている単独処理浄化槽人口及びし尿汲み取り人口の合計を示します。

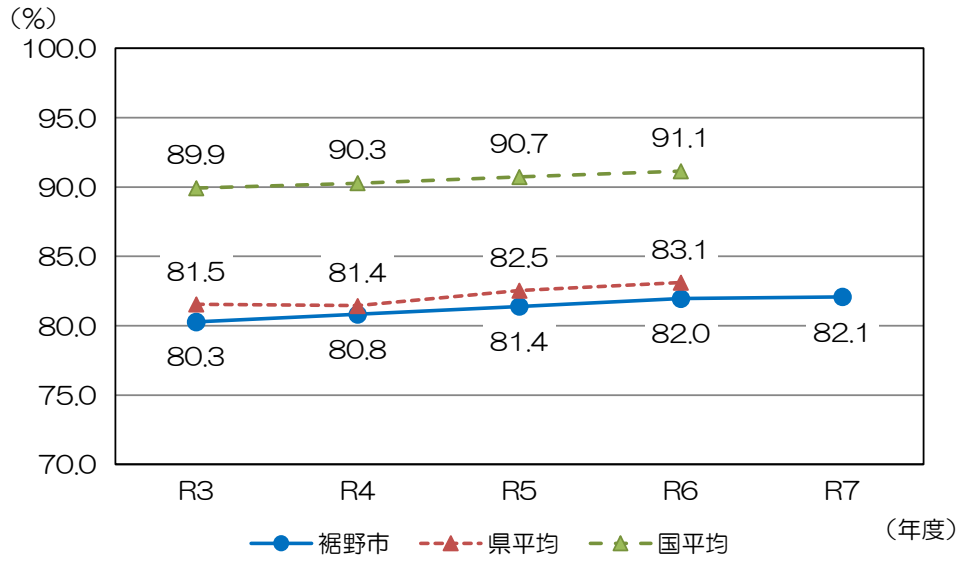
図４－２　処理形態別人口の推移

（４）生活排水処理率の推移

生活排水処理率の推移は、図４－３に示すとおりです。

総人口に占める公共下水道、合併処理浄化槽などによって生活雑排水及びし尿を処理している人口の割合（生活排水処理率）は、令和７年度に 82.1％となりました。

環境省一般廃棄物処理実態調査における全国の生活排水処理に関わる実績データに基づき、令和 6 年度の生活排水処理率について、国平均及び県平均と比較すると、本市の生活排水処理率は 82.0％であり、国平均よりも 9.1 ポイント、県平均よりも 1.1 ポイントそれぞれ下回った値となっています。



※生活排水処理率（％）＝（公共下水道人口＋コミュニティプラント人口＋農業集落排水施設人口＋合併処理浄化槽人口）÷（住民基本台帳人口）×100

資料：国平均、県平均は環境省一般廃棄物処理実態調査

図４－３　生活排水処理率の推移

（５）し尿及び浄化槽汚泥の処理量

し尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移は、図４－４に示すとおりです。

し尿処理量は減少傾向にあり、令和 7 年度は 323kL/年、浄化槽汚泥量は 16,131kL/年となっています。

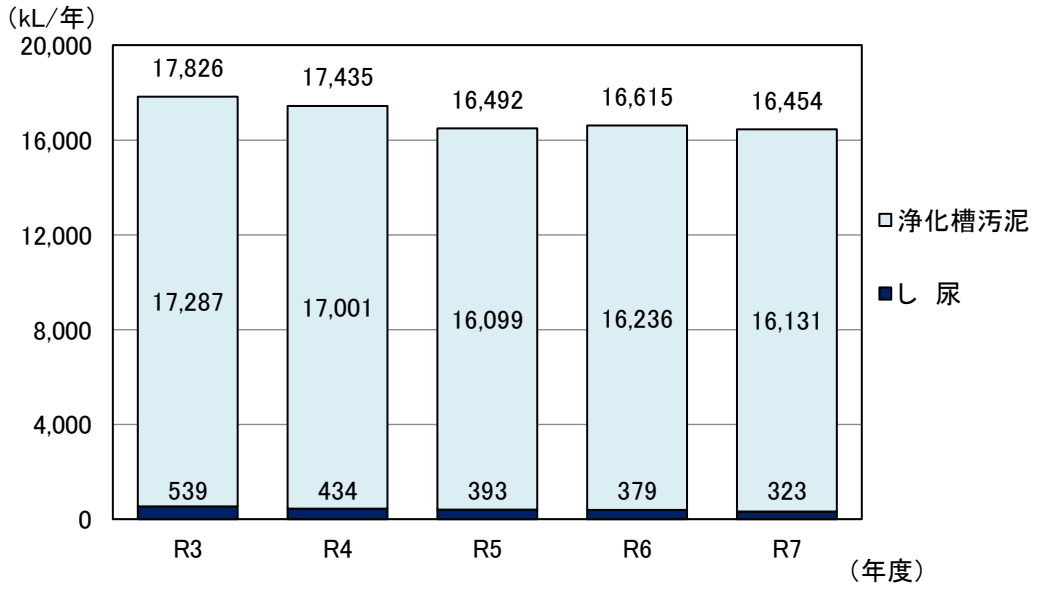


図４－４　し尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移

（６）周辺市町の生活排水処理状況

周辺市町の生活排水処理状況は、表４－２に示すとおりです。

三島市及び長泉町の生活排水処理率は 90%以上となっており、本市を 8 ポイント以上上回っています。

表４－２　周辺市町の生活排水処理状況（令和 6 年度）

	裾野市	三島市	沼津市	御殿場市	長泉町
人口（人）	48,375	105,191	186,200	83,484	43,665
生活排水処理人口（人）	39,645	94,858	159,987	59,749	39,484
生活排水処理率（%）	82.0	90.2	85.9	71.6	90.4

資料：環境省一般廃棄物処理実態調査結果　令和６年度

（７）下水道終末処理場の概要

下水道終末処理場の概要は、表４－３に示すとおりです。

表４－３　下水道終末処理場の概要

項　目	内　容
施設名称	狩野川流域下水道<西部処理区> 狩野川西部浄化センター※
所在地	静岡県沼津市原字女鹿塚3060番地の1
事業主体	静岡県
処理能力	162,900 m^3/日
処理方式	標準活性汚泥法
処理区域面積	6,637ha
処理区域人口	265,000人
供用開始	平成10年10月（裾野市）
放流先	奥駿河湾

※沼津市、三島市、清水町及び長泉町と共同で利用する流域下水道の処理施設

（８）収集・運搬の概要

① 収集・運搬の方法

し尿及び浄化槽汚泥の収集は、市が許可した収集業者（2 社）に市民が直接依頼する方式となっています。

② 収集・運搬車両

し尿などの収集・運搬に使用する車両は、バキューム車です。

令和 8 年度における総車両台数は 8 台です。

③ 収集・運搬区域

下水道整備済区域を除く市全域が収集・運搬区域となっています。

（９）中間処理の概要

中間処理施設（し尿処理施設）の概要は、表４－４に示すとおりです。

許可業者が収集したし尿及び浄化槽汚泥は、裾野市長泉町衛生施設組合のし尿処理施設「中島苑」で処理しています。

表４－４　中間処理施設（し尿処理施設）の概要

項　目	内　容
施設名称	裾野市長泉町衛生施設組合（し尿処理施設）「中島苑」
所在地	裾野市深良字中島畑963
事業主体	裾野市長泉町衛生施設組合
処理能力	60kL/日
処理方式	標準脱窒素処理方式 加圧浮上処理、オゾン酸化処理、砂ろ過処理
竣工年月	平成元年3月

（１０）最終処分の概要

中間処理後の処理水は黄瀬川に放流されます。

ｐＨ（水素イオン濃度）やＢＯＤ（生物化学的酸素要求量）などの水質項目は、いずれも排出基準を満たしています。

し尿などの処理後に発生する脱水ケーキ※は美化センターで焼却処理し、焼却残渣を裾野市一般廃棄物最終処分場に埋立処分しています。

※脱水ケーキとは、汚泥を脱水して水分を除去した後に残る固形物をいいます。

２．生活排水処理の評価

（１）当初計画の目標達成状況

当初計画では、生活排水処理率を令和 2 年度の 80.4%から令和 13 年度までに 88%以上へ引き上げることを目標としています。令和 7 年度の実績は 82.1%となり、当初計画の目標値である 83.6%には達していません。

生活排水処理率の実績と当初計画の目標の比較は表４－５に示すとおりです。

表４－５　生活排水処理率の実績と当初計画の目標の比較

当初計画の目標値		実績	達成状況 （令和７年度時点）
令和８年度	令和 13 年度	令和７年度	
84.4%	88%以上	82.1%	未達成

（２）当初計画の取り組みの評価

当初計画の施策に関する実施状況は、表４－６に示すとおりです。

表４－６（１）　当初計画の施策に関する実施状況【排出抑制・水環境の保全】

区分	施策項目	実　績	評　価
行政	取組１ 区域に応じた生活排水処理	下水道区域における接続及び浄化槽区域における合併処理浄化槽への転換について、市公式ウェブサイトで啓発した。	地域の処理形態に応じた接続・転換の啓発を実施している。生活排水処理率はR3年度の80.3%からR7年度の82.1%へ1.8ポイント上昇した。一方、当初計画のR8年度目標値 84.4%は未達成であることから、引き続き生活排水処理の普及を図る必要がある。
	取組２ 公共下水道の整備推進	公共下水道への接続促進について、訪問及び郵送物による啓発を実施した。R7年度の下水道接続率は93.5%である。	公共下水道への接続促進を継続している。公共下水道人口はR3年度の20,765人からR7年度の22,110人へ1,345人増加している。今後も接続促進を継続する必要がある。
	取組３ 合併処理浄化槽の転換啓発	R6年度に転換時の補助金額を増額。R8年度には設置だけでなく、転換による単独浄化槽の撤去工事や宅内配管の工事にも補助金が出るようメニューを拡充。R5年度まで指定地域内を巡回し浄化槽の管理状況を確認する浄化槽パトロールを実施。R6年度から郵送による啓発に変更した。	補助制度の拡充や啓発方法の変更を実施している。一方、R6年度からの郵送による啓発では、約430件の送付に対して単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換は1件であり、効果は限定的であった。単独処理浄化槽人口はR3年度の8,890人からR7年度の7,800人へ12.3%減少している。引き続き転換促進に向けた取り組みを進める必要がある。
	取組４ 水質汚濁負荷の低減	調理くず、食品残渣、廃食用油、食器などの汚れの除去などについて、市公式ウェブサイトで啓発した結果、市内の河川水質は良好に保たれている。	水質汚濁負荷の低減に向けた生活上の取り組みを啓発しており、今後も取り組みを継続する必要がある。
	取組５ 資源化の検討	汚泥の資源化は実施しておらず、今後の施設の在り方の方向性を踏まえて検討することとしている。	現時点では汚泥の資源化は実施しておらず、施設の今後の方向性と併せて検討する段階にある。今後、施設の在り方を踏まえて資源化の可能性を検討する必要がある。
市民・事業者	取組６ 生活排水処理施設の利用促進	公共下水道の接続~~促進~~、合併処理浄化槽への転換を行うほか、浄化槽の保守点検・法定検査を実施している。	生活排水処理に関する複数の取り組みを実施している。生活排水処理率はR3年度の80.3%からR7年度の82.1%へ1.8ポイント上昇した。一方、当初計画のR8年度目標値 84.4%は未達成であることから、引き続き接続・転換及び適正管理を促進する必要がある。
	取組７ 市民における方策	節水、調理くず・汚れの除去、洗剤の使用抑制、風呂水の再利用などに努めた。	市民による生活排水負荷低減に向けた取り組みを継続して啓発しており、今後も啓発を継続する必要がある。

	取組８ 事業所における方策	水質汚濁防止法に基づく公共用水域汚濁原因となる物質の適正な処理を行っている。	県の立入検査への同行や定期的な水質監視を実施し、事業所からの排水などに対する監視を行っている。今後も監視・測定を維持する必要がある。

表４－６（２）　当初計画の施策に関する実施状況
【収集・運搬、処理・処分、その他の取り組み】

区分	施策項目	実　績	評価
収集・運搬の取り組み	取組１ し尿などの収集運搬の実施	市域を２地区に分け、許可業者によるし尿・浄化槽汚泥の収集・運搬を継続して実施した。	許可業者による収集•運搬体制を継続している。今後も安定した収集•運搬体制を維持する必要がある。
	取組２ 許可業者への指導	清掃業者から清掃記録、業務状況報告、適正実施不可報告書などを受け、情報交換やヒアリングなどを実施した。	許可業者の業務状況を確認し、情報交換やヒアリングなどを継続している。今後も適正な収集・運搬の確保に向け、指導・確認を継続する必要がある。
	取組３ 収集・運搬許可の方針	R4 年度から R8 年度まで、既存の２業者に収集・運搬の許可を行っている。	計画に沿って既存許可業者を基本とした許可運用を行っている。今後も収集・運搬の実態を踏まえ、適正な許可体制を維持する必要がある。
中間処理の取り組み	取組４ 適正処理と維持管理	中島苑でし尿•浄化槽汚泥を継続処理し、放流水について水質管理を行っている。脱水ケーキは美化センターで焼却後、焼却残渣を最終処分場で処分している。	し尿•浄化槽汚泥の処理及び処分を継続し、放流水について適正な水質管理を行っている。一方、施設の老朽化が進んでいるため、施設の今後の整備方針について検討を進める必要がある。
最終処分の取り組み	取組５ 安全で安定した最終処分	し尿処理後の脱水ケーキを美化センターで焼却し、焼却残渣を最終処分場で埋立処分した。沈砂についても最終処分場で処分した。	し尿処理に伴う脱水ケーキ及び沈砂を適正に処分している。今後も安全で安定した処理•処分を継続する必要がある。
その他の取り組み	取組６ 災害発生時のし尿処理・処分	災害対応に伴うし尿処理•処分の実績はない。	災害対応の機会がなく、実際の災害時におけるし尿処理•処分の対応状況を確認できる実績はない。今後も災害時の処理体制を確保する必要がある。
	取組７ 市民・事業者に対する広報・啓発活動	浄化槽の日•下水道の日の啓発イベント、広報•回覧による情報発信、河川清掃、環境教育などを実施した。浄化槽パトロールは R5 年度まで実施し、R6～R7 年度は郵送啓発、R8 年度からは清掃業者による啓発へ変更した。	啓発イベント、河川清掃、環境教育などを継続して実施している。生活排水処理率は R3 年度の 80.3%から R7 年度の 82.1%へ上昇している。浄化槽の適正管理については啓発方法を変更していることから、今後も取り組みを継続する必要がある。

３．課題の整理

生活排水処理の現況を踏まえ、課題を以下のように整理しました。

（１）生活排水処理率の向上

本市の生活排水処理率は、国平均及び県平均を下回っており、近隣市町と比較しても低い水準となっています。これは、単独処理浄化槽やし尿汲み取り便槽を使用している人口の割合が比較的高く、生活雑排水が適正に処理されていない人口が多いことを示しています。

静岡県生活排水処理長期計画では、下水道、合併処理浄化槽などの生活排水処理施設を利用できる人口の割合について、令和 18 年度に 95.7%、中間目標である令和 8 年度に 89.5%とする目標を設定しています。

本市の令和 7 年度の生活排水処理率は 82.1%であり、県の中間目標を下回っていることから、生活排水処理率の更なる向上が課題となっています。

今後は、下水道の整備区域における接続の促進や、公共下水道事業計画区域外における合併処理浄化槽の整備・普及を進めるとともに、単独処理浄化槽やし尿汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進し、生活排水を適正に処理する環境づくりを進める必要があります。

（２）浄化槽の整備推進

単独処理浄化槽人口は、令和 7 年度時点で 7,800 人となっており、依然として多くの市民が単独処理浄化槽を使用しています。単独処理浄化槽では、し尿は処理されるものの、生活雑排水は処理されないため、生活排水による河川などの水質汚濁を防止する観点から、合併処理浄化槽への転換を促進する必要があります。

平成 13 年に、新規で設置する浄化槽は合併浄化槽を取り付けることが義務化されましたが、現在接続されている単独浄化槽を合併浄化槽に転換することは努力義務であったことから、転換が進みにくい傾向がありました。そのため、令和６年度には新築、建て替えに伴う浄化槽設置の補助を終了する一方で、転換に伴う合併浄化槽の設置に対する補助金額を増額しました。また、令和 8 年度からは、転換に伴う単独処理浄化槽の撤去費や配管工事費も補助対象とし、補助メニューの拡充を行いました。

また、これまで浄化槽パトロールや郵送による転換啓発を実施してきましたが、十分な転換実績につながっていないことから、令和 8 年度からは、浄化槽の清掃時に清掃業者から転換啓発チラシを配布するなど、対象者に直接情報を届ける取り組みを実施しています。

今後は、これらの取り組みの効果を検証し、より効果的な啓発方法や転換促進策を検討する必要があります。

（３）将来のし尿・汚泥処理体制

し尿及び浄化槽汚泥は、現在、中島苑において処理していますが、中島苑及び長泉町のいずみ苑はともに老朽化が進んでいます。

裾野市長泉町衛生施設組合では、両施設を共同管理しており、令和 8 年度から、両施設の統廃合、大規模改修、更新等を含めた今後の整備方針について検討を進めています。

今後は、将来のし尿及び浄化槽汚泥の処理量を踏まえ、必要な処理能力や施設規模、処理方式等を検討するとともに、安定的かつ効率的な処理体制を構築する必要があります。

また、し尿及び浄化槽汚泥の処理後に発生する脱水ケーキは、現在、美化センターで焼却処理し、焼却残渣を一般廃棄物処理最終処分場で埋立処分しています。脱水ケーキなどの資源化は行っていないことから、最終処分量の低減や資源の有効利用を図るため、今後のし尿処理施設などのあり方を踏まえ、資源化の可能性について検討する必要があります。

（４）災害発生時のし尿などの処理・処分

災害発生時には、通常時とは異なる大量のし尿や浄化槽汚泥が発生することが想定されるため、迅速かつ適正に処理・処分できる体制を平時から確保しておく必要があります。

令和 3 年度に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、災害時におけるし尿などの収集・運搬、処理・処分体制を確認するとともに、周辺市町や関係事業者などとの連携を図り、実効性のある処理体制を整備する必要があります。

４．生活排水処理の基本方針

（１）基本方針

当初計画の策定後、「第３次裾野市環境基本計画」が策定され、「快適で安心して暮らせるまち」「人と自然が共生するまち」「資源が循環するまち」「気候変動に適応した脱炭素のまち」「みんなで持続可能な社会を実現するまち」の５つの環境目標が掲げられました。

今回の見直しにおいては、これらの環境目標との整合を図りつつ、当初計画における基本方針「生活環境の向上」を継続します。

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、快適で安心して暮らせる生活環境を確保するため、下水道の整備及び接続の促進、合併処理浄化槽の整備・普及及び単独処理浄化槽やし尿汲み取り便槽からの転換、浄化槽の適正な維持管理等を推進し、生活排水処理率の向上を図ります。

基本方針　生活環境の向上

〇公共下水道の整備と接続の推進

下水道の整備計画区域においては、残る未整備箇所の整備推進を図るとともに、既に供用開始されている区域内の未接続世帯に対して、公共下水道への早期の接続を促すため、啓発・指導を行います。

〇公共下水道区域外における合併処理浄化槽の普及促進・維持管理の徹底

公共下水道区域外の地域においては、合併処理浄化槽の整備・普及を促進するとともに、し尿汲み取り便槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

転換を促進するため、補助制度を継続するとともに、制度の周知を図り、対象者に直接情報を届けるなど、効果的な啓発を実施します。

また、浄化槽は定期的な清掃及びメンテナンスをしなければ、浄化機能を発揮できず、水質の悪化につながるおそれがあることから、浄化槽の適切な維持管理について、広報・啓発を行います。

（２）基本方針達成のための役割

市民・事業者・行政の役割は、表４－７に示すとおりです。

公共用水域の水質保全を推進する上で、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識して生活排水対策に取り組み、協働・連携して行動することが重要です。

表４－７　市民・事業者・行政の役割

主　体	役　割
市　民	○生活排水の排出者として、公共用水域の水質を保全するため、生活排水の適正処理や環境負荷の低減に努めます。 ○し尿汲み取り便槽、単独処理浄化槽を使用している家庭は、公共下水道への接続または合併処理浄化槽への転換に努めます。 ○浄化槽を使用している家庭は、保守点検、清掃及び法定検査等を適正に実施し、浄化槽の適正な維持管理に努めます。
事業者	○事業に伴って発生する油類、薬剤、その他の汚染物質について、適正な処理を行い、公共用水域への流出防止に努めます。 ○生活排水については、公共下水道への接続または合併処理浄化槽の設置により適正に処理します。 ○浄化槽を使用している事業者は、保守点検、清掃及び法定検査等を適正に実施し、浄化槽の適正な維持管理に努めます。
行　政	○生活排水が適正に処理されるよう、公共下水道の整備・接続、合併処理浄化槽の整備・普及を推進するとともに、単独処理浄化槽及びし尿汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。 ○収集・運搬されたし尿、浄化槽汚泥は、裾野市長泉町衛生施設組合のし尿処理施設「中島苑」において適正に処理・処分するとともに、脱水汚泥について、資源化の可能性を検討します。 ○市民・事業者に向けて、水環境や生活排水処理に関する情報提供及び学習機会の充実を図り、自発的な環境保全活動を促すとともに、補助制度などの周知を図ります。 ○浄化槽の適正な維持管理や合併処理浄化槽への転換を促進するため、対象者に応じた効果的な啓発・情報提供を行います。

裾野市一般廃棄物処理基本計画

令和９年３月

編集・発行　裾野市　環境市民部生活環境課

〒410-1192
静岡県裾野市佐野 1059 番地

ＴＥＬ：０５５-９９５-１８１６
ＦＡＸ：０５５-９９２-４４４７
http://www.city.susono.shizuoka.jp/

編集協力